

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年1月30日
【計算期間】	第1期 (自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日)
【発行者名】	トップリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 土田 京一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 日鐵日本橋ビル
【事務連絡者氏名】	トップリート・アセットマネジメント株式会社 企画・管理部長 岩崎 洋充
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 日鐵日本橋ビル
【電話番号】	03-3243-2181
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

① 主要な経営指標等の推移

期 営業期間	単位	第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日
(1) 営業成績		
営業収益	百万円	5,420
うち賃貸事業収入	百万円	5,420
営業費用	百万円	2,161
うち賃貸事業費用	百万円	1,632
営業利益金額	百万円	3,258
経常利益金額	百万円	2,731
当期純利益金額	百万円	2,729
(2) 財産等の状況（期末日現在）		
総資産額	百万円	128,340
有利子負債額	百万円	37,355
純資産額	百万円	84,903
出資総額	百万円	82,260
(3) 分配の状況		
分配総額	百万円	2,729
配当性向	%	100.0
(4) 1口当たり情報		
発行済投資口総数	口	155,000
1口当たり純資産額	円	547,764
1口当たり当期純利益金額（注1）	円	26,190（17,707）
1口当たり分配金額	円	17,609
うち1口当たり利益分配金	円	17,609
うち1口当たり利益超過分配金	円	—
(5) 財務指標		
総資産経常利益率（注2、3）	%	2.6（3.9）
自己資本利益率（注3、4）	%	3.4（5.0）
期末自己資本比率	%	66.2
期末総資産有利子負債比率	%	29.1
賃貸NOI（Net Operating Income）（注5）	百万円	4,768
(6) その他参考情報		
投資物件数	件	8
テナント数（注6）	件	34
総賃貸可能面積	m ²	229,231.70
期末稼働率（注7）	%	99.9
当期減価償却費	百万円	980
当期資本的支出額	百万円	241

- (注1) 1口当たり当期純利益金額は、当期純利益金額を日数加重平均投資口数で除することにより算定しておりますが、関東財務局登録完了後実際に運用を開始した日である平成18年3月1日を期首とみなして日数加重平均投資口数により算定した1口当たり当期純利益金額を()内に併記しております。
- (注2) 総資産経常利益率＝経常利益金額／総資産額×100
なお、総資産額には第1期の実質的な運用開始日である平成18年3月1日と期末日時点の平均値を用いております。
- (注3) ()内の数値は、第1期の実質的な運用日数245日(自平成18年3月1日 至平成18年10月31日)により年換算値を算出しております。
- (注4) 自己資本利益率＝当期純利益金額／純資産額×100
なお、純資産額には第1期の実質的な運用開始日である平成18年3月1日と期末日時点の平均値を用いております。
- (注5) 賃貸NOI＝賃貸事業収入－賃貸事業費用＋当期減価償却費
- (注6) 期末テナント数は、1テナントが同一物件内で、重複して入居している場合、同一物件については1件と計算しています(複数の物件にまたがり入居している場合は、物件毎に1件と計算しています。)。またマスターリース契約が締結されている場合は、当該マスターリース契約の賃借人のみを1件として計算しています。
- (注7) 期末稼働率＝賃貸面積／総賃貸可能面積
- (注8) 数値は、本書において特に記載のない限り、記載未満の数値はいずれも、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

② 事業の概況

(イ) 当期の概況

a. 投資法人の主な推移

トップリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に基づき、トップリート・アセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)を設立企画人として、平成17年11月2日に出資金1億円(投資口数200口)で設立され、平成17年11月21日に投信法第187条に基づく関東財務局への登録が完了しました(登録番号関東財務局長第47号)。その後、本投資法人は、平成18年2月28日を払込期日として公募による投資口の発行(145,300口)を実施し、翌日(平成18年3月1日)に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)不動産投資信託証券市場に上場しました(銘柄コード8982)。また、平成18年3月23日に第三者割当による新投資口の発行(9,500口)を実施し、当期末(平成18年10月31日)現在、発行済投資口数は155,000口となっています。

上場直後に7物件を取得した後、平成18年6月に商業施設1物件を取得した結果、本投資法人は、当期末現在、8物件を運用しており、取得価額総額は113,286百万円となりました。

本投資法人は、中長期にわたり安定した収益確保と運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の最大化を目指した運用を行うため、「総合型ポートフォリオ運用」と「スポンサー力の最大活用」という二つの戦略を重視し運用を行っています。

b. 投資環境と運用実績

<投資環境>

(a) 一般経済

名目国内総生産も緩やかながら拡大基調を続け、景気動向指数からも、当期の日本経

済の状況は、緩やかな景気拡大が続いているといえます。引き続き企業収益の増益基調が持続するなか、設備投資も比較的高水準で推移し、加えて企業業績の改善を背景とした雇用の回復も見られるなど、いまだ本格的とはいえないものの景気は好循環の状況に入りつつあるものと考えられます。

また、このような緩やかな景気回復基調のなか、量的緩和策、ゼロ金利政策は幕を引き、個人消費の動向や消費者物価指数の動きなどが金利動向に影響を与える状況となっています。

(b) 不動産賃貸市場

[事務所（オフィス）]

着実な景気回復による企業の増床需要や、コールセンター、ソフトオフィス等の新規需要の広がりにより、空室率は全国的に改善傾向が続いており、賃料も全国的に下落傾向に歯止めが掛かりつつあります。

東京のオフィスビル市場では、企業の旺盛な増床需要を背景に空室率の改善が顕著となり、特に都心部のAクラスビルでは空室が極めて少ない状況となっています。賃料水準に関しては、東京23区全体の平均募集賃料において、下落基調から横ばい傾向に転じてきており、更にオフィスビル市場の需給逼迫を背景に、都心部主要エリアのAクラスビルを中心に増額改定も多く見られるなど、都心部主要エリアの賃料は上昇傾向に転じています。

大阪のオフィスビル市場では、ここ数年の改善により、大阪地区としては比較的低い空室率水準にまで回復してきています。とりわけ、Aクラスビルに対する需要は堅調である一方、新規供給は少ないため、その需要に対応できる空室は少なく、需給の改善傾向が顕著となっています。エリア別では、既に梅田地区などの中心部では市況が回復しつつあり、その回復の波が周辺エリアにも広がり始めている状況となっています。

[商業施設]

着実な景気回復基調を受け、大型小売店（百貨店・スーパー）の販売額減少は底をうちつつあります。加えて、全国的な売場面積の増加傾向には歯止めが掛かってきており、長らく悪化を続けてきた売場効率が全国でほぼ横ばい、神奈川、東京、千葉等ではプラスに転じてきています。また、主要リテイラーは、「まちづくり三法」の施行を控え、既存店の改装による活用に注力する方針を打ち出しており、これらは今後売場効率の改善へ寄与するものと期待されます。

[住宅]

東京の賃貸住宅市場では、人口の都心回帰傾向が続き、都心の人気エリアを中心に引き続き堅調な需要が見られる一方、分譲マンションを含めた用地取得の競合が激化し賃貸住宅の供給は横ばい傾向となっています。これら都心の人気エリアでの需給の逼迫を背景に、特に人気の高い都心南西部・城西地区等の一部エリアでは、住宅賃料は下げ止まり傾向となっています。

(c) 不動産売買市場

不動産売買市場については、近年、不動産プライベートファンドや不動産投資信託（J-REIT）等の投資動向が大きな影響を与える市場となっています。わが国の不動産投資のイールドギャップを見据えた外資系投資家等を含めて依然投資意欲旺盛な不動産プライベートファンドの積極投資姿勢に加え、不動産投資信託（J-REIT）の新規上場も継続するなど、全体的な投資需要は高い水準で推移しています。これらの旺

盛な投資需要に加え、オフィス・商業施設の賃料上昇期待もあいまって、収益不動産に対する取得競争は激化しており、この結果、収益不動産の期待利回りは低下傾向が続いています。

<運用実績>

(a) 資産の取得・譲渡

このような環境のもと、本投資法人は、新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（平成18年1月）に取得予定資産として記載された7物件（取得価額合計：104,386百万円）を平成18年3月1日及び3月3日に取得し運用を開始しました。

その後、平成18年6月30日にイトーヨーカドー東習志野店（取得価額：8,900百万円）をスポンサー企業グループ（注1、注2）に属する日鐵溶接工業株式会社より取得しました。前記<投資環境>記載の通り物件取得競争が激化するなか、「スポンサー力の最大活用」により、株式会社新日鉄都市開発とのパイプライン・サポート契約に基づき、入札によることなく相対で取得することができました。この結果、当期末における本投資法人の運用資産の取得価額合計は113,286百万円となりました。

（注1）スポンサー企業は、本書の日付現在の資産運用会社の株主であり、本投資法人の設立を企図した母体です。

（注2）スポンサー企業グループとは、スポンサー企業各社並びにその連結子会社及び関連会社又はスポンサー企業の親会社及びかかる親会社の連結子会社並びにその関連会社をいいます。

(b) 保有資産の運用管理

本投資法人は、「テナント・ファースト」＝「テナント満足度の維持向上」、運営管理コストの適正化により中長期的な収益の維持・向上を図ることなどを運用戦略の基本とし、当期では、主要テナントとの信頼関係の構築及びプロパティ・マネジメント会社（以下「PM会社」といいます。）を通じたテナントニーズの把握に注力し、高稼働率の維持に努めるとともに、一部で増床ニーズを捉え、当期末の運用資産全体の稼働率は99.9%となりました。また、市場賃料との乖離状況等を確認のうえ一部では賃料の増額改定交渉等も鋭意実施してきました。

管理面では、個別不動産等の特性に応じた効率的、効果的な運営管理体制の構築と定着を図るとともに、PM会社等を通じた運営管理状況の適切な把握と改善などに努めてきました。これらにより一部では運営管理体制の見直しなどを計画的に実施しました。

また、収益の維持・向上に資する必要な修繕工事等を計画的に実施していく観点から、赤坂王子ビルの空調設備の更新工事の他必要な修繕工事等を実施しました。

c. 資金調達の概要

本投資法人は、平成18年2月28日に公募による投資口の発行（145,300口）を行い77,117百万円の資金を調達するとともに、平成18年3月3日に複数の金融機関から総額33,400百万円の借入れを行うことにより平成18年3月1日及び平成18年3月3日に7物件を取得しました。当該借入金は、すべて借入期間が1年超の長期借入金です。引き続き、本投資法人は、平成18年3月23日の第三者割当による新投資口の発行（9,500口）により5,042百万円の資金を調達し、平成18年6月30日には複数の金融機関から総額4,000百万円の借入れを行い、1物件を追加取得しました。その後、テナント保証金の活用を図り借入金の一部について期限前返済を行い、当期末時点では、借入金残高35,900百万円、このうち長期借入金残高33,400百万円となりました。

また、長期借入金のうち23,000百万円については、当期中に金利スワップ取引により金利の固定化を図っており、当期末時点では、総資産有利子負債比率は29.1%、長期借入金比率93.0%、固定金利比率は64.1%となっています。

本投資法人の借入金の調達につきましては、上場時よりリレーションを重視した銀行団の構成を基盤に、安定的な調達を行っています。借入れに当たっては、無担保・無保証による機動性を備えかつ借入期間の長期化及び返済期限の分散化にも配慮しています。

本投資法人は、資金調達の多様化に係る環境整備などを目的に、平成18年10月3日にムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより発行体格付A2を取得しました。

格付機関	格付内容
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	A2、アウトルック：安定的

d. 当期の業績及び分配の概要

上記のような運用の結果、当期の実績として、営業収益5,420百万円、営業利益金額3,258百万円、経常利益金額2,731百万円、当期純利益金額2,729百万円を計上しました。

分配金につきましては、法人税課税の特例（租税特別措置法第67条の15）の適用により、利益分配金相当額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たりの分配金を17,609円としました。

(ロ) 今後の運用方針及び対処すべき課題

(a) 既存物件の運用戦略

本投資法人では、引き続き「テナント・ファースト」＝「テナント満足度の維持向上」、運営管理コストの適正化により中長期的な収益の維持・向上を図ることを運用戦略の基本とし、主要テナントとの信頼関係の構築に注力し、中長期的に安定的な稼働率を維持するとともに、商圈の状況や市場賃料を確認のうえ適正な水準での賃料改定交渉を行っていきます。また、年間運用計画の策定を通じ個別不動産毎にPM会社との課題共有に努め、個別特性に応じたきめ細かな運営管理を行うことにより、収益の維持・増加及び運営管理コストの適正化などを着実に進めていきます。加えて、物件の競争力の向上や物件が有する機能の維持・向上を目的とした計画的な修繕工事等を実施することにより、中長期的な安定収益の確保を目指します。

(b) 新規物件の投資戦略

本投資法人では、中長期的な分配金の維持・成長を目的に、引き続き厳しい取得環境が予想されるなか、スポンサー企業と締結したパイプライン・サポート契約を最大限活用し、オフィスビル、商業施設及び住宅の主要三用途を中心に、幅広い投資対象の中から競争力の高い不動産に選別して投資することにより、外部成長と運用資産のクオリティの両面を追求していきます。

また、本投資法人はポートフォリオ全体に占める1物件当たりの投資金額を、中長期的には20%未満を目処とする運用を行う方針としていますが、当期末時点で日本電気本社の取得価額総額に対する取得価額の比率は37.0%となっており、外部成長を進めることにより集中リスクの軽減に努めていきます。

(c) 財務戦略

新規物件の取得に伴う資金については、金融機関と事前に締結した極度ローン基本契約に基づく極度借入金により調達を行い、金融市場の動向を踏まえ、多様な資金調達手段を選択していきます。

引き続き新規物件の取得に備えた財務の機動性を維持するとともに、負債の長期化・返済期限の分散化、金利上昇リスクに備える一方、保守的なレバレッジ水準を保つことで、財務の健全性を維持していきます。

(d) 業務改善計画

本投資法人は、平成18年10月20日付で関東財務局長より、投信法第214条第1項に基づく業務改善命令を受け、これに基づき以下を骨子とする今後の業務改善計画に関する内容を記載した書類を作成し、平成18年11月13日付にて関東財務局長へ提出し、受理されました。

[処分の理由]

平成17年11月から平成18年6月までの間に開催したとする本投資法人の役員会10回のうち2回について、いわゆる持ち廻り方式により行われており、役員会の決議要件を充足していないため、これらの役員会の決議事項のうち法令上役員会の承認を要する決議事項に基づき行われた行為については、投信法にそれぞれ違反すると認められるというものです。

[改善報告書骨子]

- ・各役員の実務の再確認と法令遵守に関する誓約書の徴求
- ・監督役員の実務体制の強化
- ・役員会の開催に関する年間スケジュールの作成
- ・役員会運営ルールの見直しと役員会の開催、運営に関する事務手順の明確化

本件に関しまして、投資家の皆様をはじめ関係各方面の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。また、本投資法人は今回の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、業務改善計画はもとより、法令遵守の徹底と再発防止に真摯に取り組んでいきます。

なお、本投資法人は、前記処分の理由に記載した承認手続が不備であった2回の役員会の各議案については、平成18年10月27日開催の役員会において、改めて審議のうえ各議案が決議されたとする日に遡って追認しました。

(ハ) 決算後に生じた重要な事実

a. 資産の取得

本投資法人は、第1期末（平成18年10月31日）以降、平成18年12月8日付で「深沢ハウスH I棟」を取得しました。当該資産の取得日現在の概要は以下の通りです。

取得資産の名称	深沢ハウスH I棟	
資産の種類	不動産信託受益権	
不動産信託受託者	住友信託銀行株式会社	
信託契約期間	平成17年3月10日から平成28年11月30日まで	
所在地	(地番) 東京都世田谷区深沢二丁目940番2他 (住居表示) 東京都世田谷区深沢二丁目1番2号	
土地	所有形態	所有権、敷地権の割合10,000,000分の1,584,269
	用途地域	第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域（注1）
	建蔽率／容積率	第一種低層住居専用地域60％・第一種中高層住居専用地域60％／第一種低層住居専用地域150％・第一種中高層住居専用地域200％（注1）
	面積	39,840.90㎡（注1）
建物	所有形態	区分所有権
	用途	共同住宅
	構造・階数	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根・陸屋根14階建（注2）
	竣工年月	平成16年6月
	延床面積	12,135.36㎡（注3）
	総戸数	124戸（H棟：47戸・I棟：77戸）
取得価額	10,635百万円	

・「所在地（住居表示を除く）」、「用途」、「構造・階数」、「竣工年月」、「延床面積」については、登記簿上の表示をもとに記載しています。なお、本物件はH棟とI棟の住宅2棟になりますが、登記簿においては、「深沢ハウスH I棟」としては一棟の建物として表示登記がなされています。

（注1）深沢ハウスH I棟を含めた深沢ハウス全体の「用途地域」「建蔽率／容積率」「面積」を記載しています。

（注2）深沢ハウスH I棟として登記されている一棟の建物の登記簿上の構造・階数を記載しています。

（注3）区分所有の専有部分の床面積ではなく、深沢ハウスH I棟として登記されている一棟の建物全体の床面積を記載しています。

b. 資金の借入れ

本投資法人は、第1期末（平成18年10月31日）以降、平成18年12月8日付で「深沢ハウスH I 棟」を信託財産とする不動産信託受益権の購入資金等に充当する目的で、以下の通り資金の借入れを行いました。

借入金額	11,200百万円
借入先	住友信託銀行株式会社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社
借入日	平成18年12月8日
元本返済日	平成19年11月30日
元本返済方法	期限一括返済
金利	0.79104%（変動金利）
利払期日	初回を平成19年2月28日（以降、平成19年5月31日、平成19年8月31日、平成19年11月30日を利払期日とする。）
担保等	無担保、無保証

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

① 投資法人の目的及び基本的性格

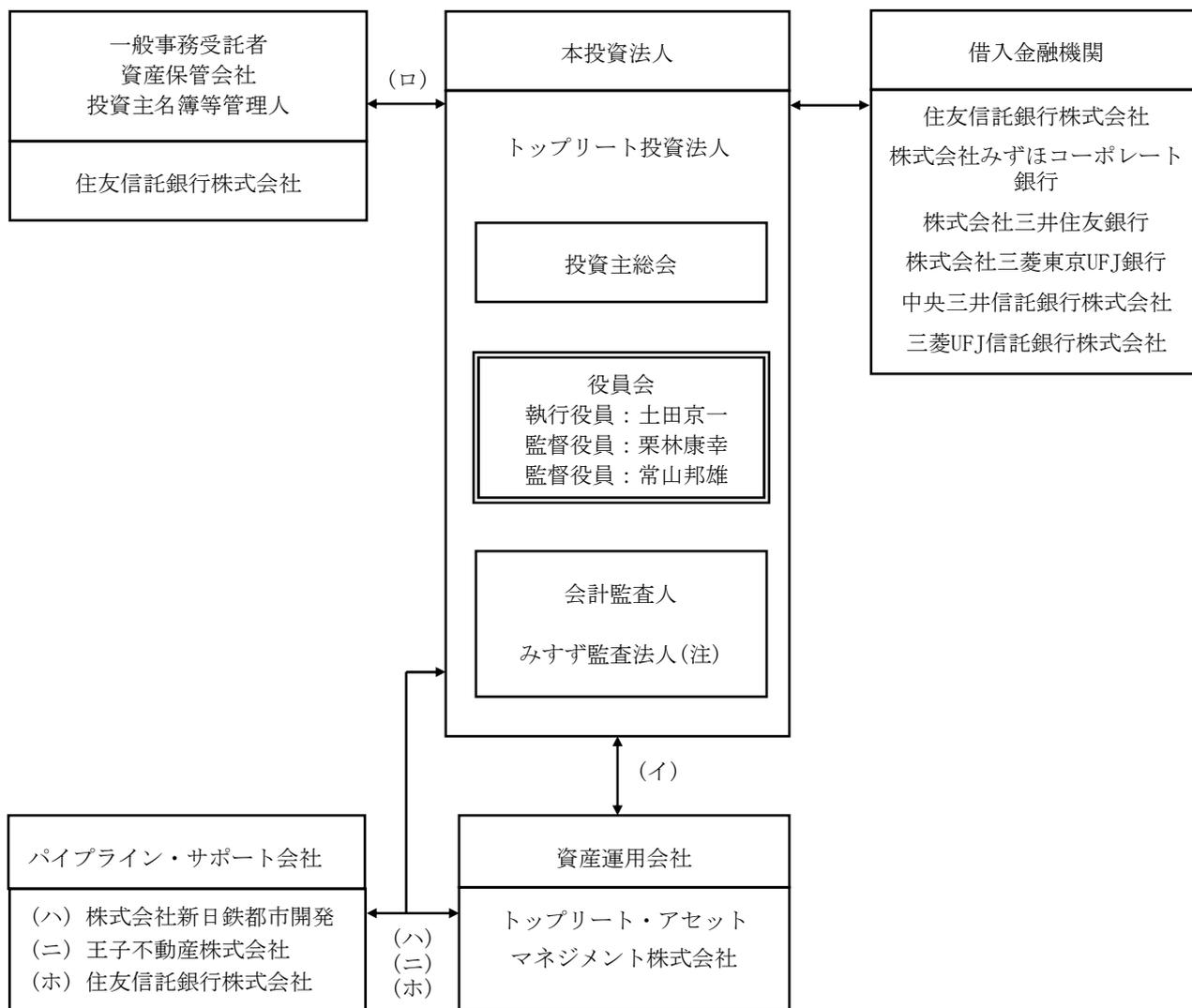
本投資法人は、主として不動産等（後記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ) 主たる投資対象とする特定資産 a. 不動産等」に記載される資産をいいます。以下同じです。）及び不動産対応証券（後記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ) 主たる投資対象とする特定資産 b. 不動産対応証券」に記載される資産をいいます。以下同じです。）（以下、不動産等及び不動産対応証券を総称して「不動産関連資産」といいます。）の特定資産に投資し、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を通じて、投資主価値の最大化を目指した運用を行います（規約別紙1「資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針」）。

② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人が発行する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、投信法上の投資信託委託業者である資産運用会社にすべて委託してこれを行います。

(3) 【投資法人の仕組み】

① 本投資法人の仕組み図



(イ) 資産運用委託契約

(ロ) 一般事務委託契約／資産保管委託契約／一般事務業務委託契約

(ハ) 不動産等の情報提供に関する協定書

(ニ) 不動産等の情報提供に関する協定書

(ホ) 不動産等の仲介情報提供に関する協定書

(ハ) (ニ) (ホ) ウェアハウジング機能の提供に関する協定書

(注) みすず監査法人は、平成18年9月1日付にて、中央青山監査法人より名称が変更されています。

② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	トップリート投資法人	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として不動産関連資産に投資することにより運用を行います。
資産運用会社	トップリート・アセットマネジメント株式会社	<p>本投資法人との間で平成17年11月2日付の資産運用委託契約を締結しています。</p> <p>投信法上の投資信託委託業者として、同契約に基づき、本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います（投信法第198条第1項）。</p> <p>資産運用会社に委託された業務の内容は、(イ) 本投資法人の資産の運用に係る業務、(ロ) 本投資法人の資金調達に係る業務、(ハ) 本投資法人への報告業務及び(ニ) その他本投資法人が随時委託する上記(イ)乃至(ハ)に関連し又は付随する業務（本投資法人の役員会に出席して報告を行うことを含みます。）です。</p>
一般事務受託者 資産保管会社 投資主名簿等管理人	住友信託銀行株式会社	<p>本投資法人との間で平成17年11月2日付の一般事務委託契約、資産保管委託契約及び一般事務業務委託契約をそれぞれ締結しています。</p> <p>投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第4号、第5号及び第6号）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の(イ) 機関の運営に関する事務、(ロ) 計算に関する事務、(ハ) 会計帳簿の作成に関する事務、(ニ) 納税に関する事務及び(ホ) 投資主の権利行使に関する請求その他投資主からの申出の受付に関する事務（(イ)乃至(ニ)の業務に関するものに限ります。）を行います。</p> <p>また、投信法上の資産保管会社（投信法第208条第1項）として、資産保管委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務及び金銭出納管理業務を行います。</p> <p>さらに、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号。ただし、投資法人債に関する事務を除きます。）として、一般事務業務委託契約に基づき、(イ) 投資主名簿等に関する事務、(ロ) 投資証券の発行に関する事務、(ハ) 分配金の計算及び支払に関する事務及び(ニ) 投資主の権利行使に関する請求その他投資主からの申出の受付に関する事務（(イ)乃至(ハ)の業務に関するものに限ります。）等を行います。</p>

③ 上記以外の本投資法人の主な関係者

役割	名称	業務の内容
パイプライン・サポート会社	株式会社新日鉄都市開発 王子不動産株式会社 住友信託銀行株式会社	<p>平成17年12月28日付で、本投資法人及び資産運用会社との間で、株式会社新日鉄都市開発及び王子不動産株式会社はそれぞれ不動産等の情報提供に関する協定書を、住友信託銀行株式会社は不動産等の仲介情報提供に関する協定書を（以下、両協定書を「パイプライン・サポート契約」ということがあります。）、また、かかる3社はウェアハウジング機能の提供に関する協定書を締結しています。</p> <p>業務の内容は、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ① 基本方針 (ロ) スポンサー力の最大活用」をご参照下さい。</p>

(4) 【投資法人の機構】

① 投資法人の機構

本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第19条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名、執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

(イ) 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行います（投信法第93条の2第1項、規約第11条）が、規約の変更（投信法第140条）等、一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われます（以下「特別決議」といいます。）（投信法第93条の2第2項）。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成したものとみなします（投信法第93条第1項、規約第15条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第30条及び別紙1）。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記の通り投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都各区内として、2年に1回以上開催されます（規約第9条第1項）。

また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員は、かかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第34条の9）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

(ロ) 執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、5項、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。ただし、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決をもって行います（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項及び規約第

24条)。投信法の規定（投信法第115条第1項及び会社法第369条第2項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は、議決に加わることができないこと並びにその場合には当該執行役員又は監督役員の数は出席した執行役員及び監督役員の数に算入しないことが定められています。

執行役員又は監督役員は、法令又は規約に違反する行為により本投資法人に損害を与えた場合はこれを賠償する責任を負い、その他一定の場合に本投資法人に一定の金員を弁済する責任を負いますが（投信法第115条の6第1項）、本投資法人は、投信法の規定（投信法第115条の6第7項）により、規約をもって、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議により、上記賠償責任を法令の限度において免除することができるものとしています（規約第22条）。なお、免除は、賠償の責めに任ずべき額から以下の各号に掲げる金額を控除した額を限度とします。

- a. 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（下記b.に定めるものを除きます。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額（規約第22条第1号）
- b. 当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額（規約第22条第2号）

(ハ) 会計監査人

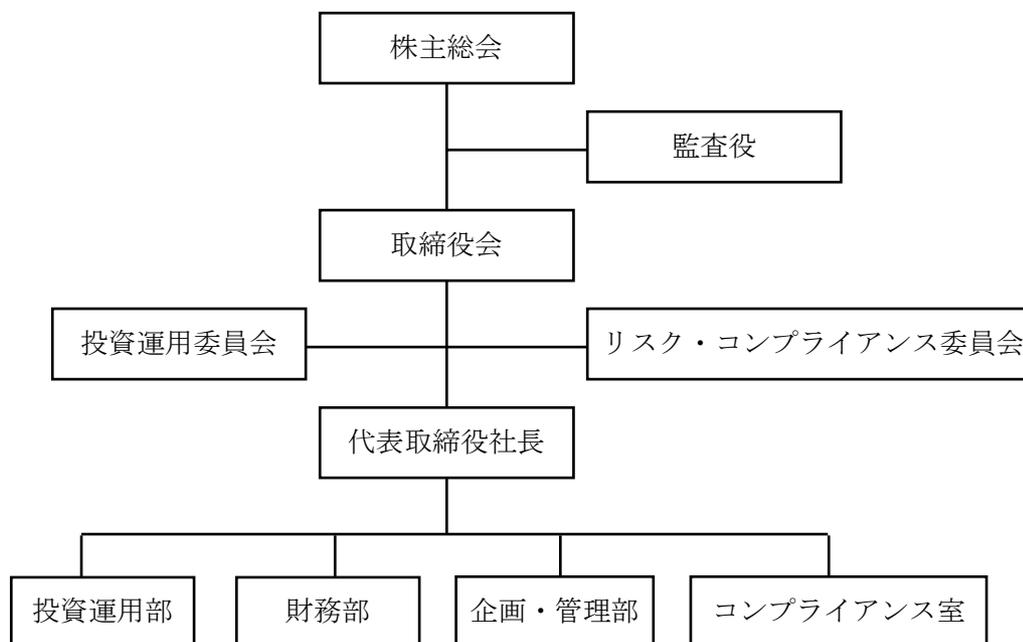
本投資法人は、みずぎ監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行う（投信法第115条の2第1項）とともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の3第1項等）。

② 投資法人の運用体制

本投資法人の資産運用は、資産運用会社に委託して行います。

資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下の通りです。

資産運用会社組織図



資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。資産運用会社の各種業務は、投資運用部、財務部、企画・管理部及びコンプライアンス室の各部署に分掌され、投資運用部、財務部及び企画・管理部については、担当部長、コンプライアンス室についてはコンプライアンス室長が統括します。

また、資産の運用に関する審議を行う機関として投資運用委員会を、リスク管理及びコンプライアンスに関する審議を行う機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

(イ) 資産運用会社の各組織の業務の概要

各組織の主な業務は、以下の通りです。

部署名	分掌業務
投資運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・投資運用ガイドラインのうちポートフォリオの構築方針、資産の取得、運営管理及び売却等に関する方針等に関する部分の原案の策定 ・投資法人の運用資産に関する中期運用計画の原案の策定（ただし、他の部に策定権限が属する部分を除きます。） ・投資法人の運用資産に関する年間運用計画の策定及び実行（ただし、他の部に策定権限が属するものを除きます。） ・投資法人の個別資産に関する取得又は処分案の策定及び実行 ・投資法人の運用資産に関する運営管理の実行 ・投資法人の運用資産に関する修繕の実行 ・投資法人の運用資産に関する運用評価 ・不動産市場の調査分析
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・投資運用ガイドラインのうち財務に関する方針等に関する部分の原案の策定 ・投資法人の中期運用計画のうちの中期資金調達計画（配当水準計画を含みます。）の原案の策定 ・投資法人の年間運用計画のうち投資口の追加発行、借入及び投資法人債の発行等を含む年間資金調達計画、余資の年間運用計画、年間配当計画等に関する部分の策定及び実行 ・投資法人の財務、経理及び決算 ・投資法人の開示書類策定 ・資産運用会社の財務、経理及び決算 ・資産運用会社の開示書類策定業務
企画・管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・投資運用ガイドラインの策定 ・投資法人の中期運用計画の策定 ・投資法人の経営計画の策定 ・投資法人のIR ・投資主対応及び投資主総会への対応 ・投資法人の秘書、人事、庶務及び渉外に関する事務 ・監督官庁、税務官署、各種協会その他諸団体への対応 ・監督官庁宛申請書、届出書等の提出 ・リスク管理 ・資産運用会社の株主総会及び取締役会の運営 ・資産運用会社の企画業務 ・資産運用会社の人事、総務 ・その他各部室いずれにも属さない事務
コンプライアンス室	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに関するリスク管理 ・コンプライアンスに関する取組方針の策定と実行 ・資産運用会社各部からの起案事項に対するコンプライアンスに関する審査 ・資産運用会社の各業務に対するコンプライアンスの遵守状況の監査 ・資産運用会社の各部室の業務に対する内部監査（ただし、コンプライアンス室を除きます。）

(ロ) 委員会

各委員会の概要は、以下の通りです。

a. 投資運用委員会

委員	代表取締役社長（委員長）、投資運用部長、財務部長、企画・管理部長（なお、コンプライアンス室長がオブザーバーとして投資運用委員会に同席します。）
審議内容	<ul style="list-style-type: none">・投資運用ガイドラインに関する審議及び決議・投資法人の中期運用計画の審議及び決議・投資法人の年間運用計画の審議及び決議・投資法人の個別資産の取得と処分に関する審議及び決議・投資法人の運用資産の運営管理・修繕に関する重要な事項についての審議及び決議・投資法人の資金調達に関する審議及び決議・投資法人の決算及び配当に関する審議及び決議・投資法人の開示書類に関する審議及び決議・投資法人の運用資産の運用状況のモニタリング・その他付随する事項の審議
審議方法等	<ul style="list-style-type: none">・委員の過半数の出席を要する。・決議は、出席委員の過半数による多数決の方法によります。なお、コンプライアンス室長は、本委員会の審議、決議の過程で法令、社団法人投資信託協会の定める規則、投資法人規約及び社内規程等（以下「法令等」といいます。）に照らして問題があると判断するときは、審議、決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。

b. リスク・コンプライアンス委員会

委員	代表取締役社長（委員長）、コンプライアンス室長、財務部長、企画・管理部長、コンプライアンス室長が選定し委員長が指名する外部委員として1名以上の社外有識者（注）
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に関するリスク管理及びコンプライアンス上の問題点に関する審議及び決議 <ul style="list-style-type: none"> －投資運用ガイドラインの策定 －本投資法人の中期運用計画の策定 －本投資法人の年間運用計画の策定 －利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引の実行 －個別資産の取得又は処分、資金調達、運営管理の実行等に関する重要な事項（コンプライアンス室長がリスク・コンプライアンス委員会における審議及び決議が必要と認めた場合を含みます。） ・資産運用会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制並びにこれらに関する取組方針の審議及び決議 ・コンプライアンス及びリスク管理に関するモニタリング ・コンプライアンスに関する重要な事項の審議及び決議 ・資産運用会社のマニュアルの制定及び改廃 ・その他付随する事項の審議
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の過半数の出席（ただし、コンプライアンス室長は必ず出席することを要します。） ・決議は、出席した委員の過半数による多数決の方法によります。なお、本委員会の審議において決議に反対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会（開催を要する場合には）に報告されます。また、利害関係者との重要な取引の決議方法については全会一致の決議を要します。

（注）本書の日付現在、リスク・コンプライアンス委員会の外部委員には、弁護士1名が就任しています。

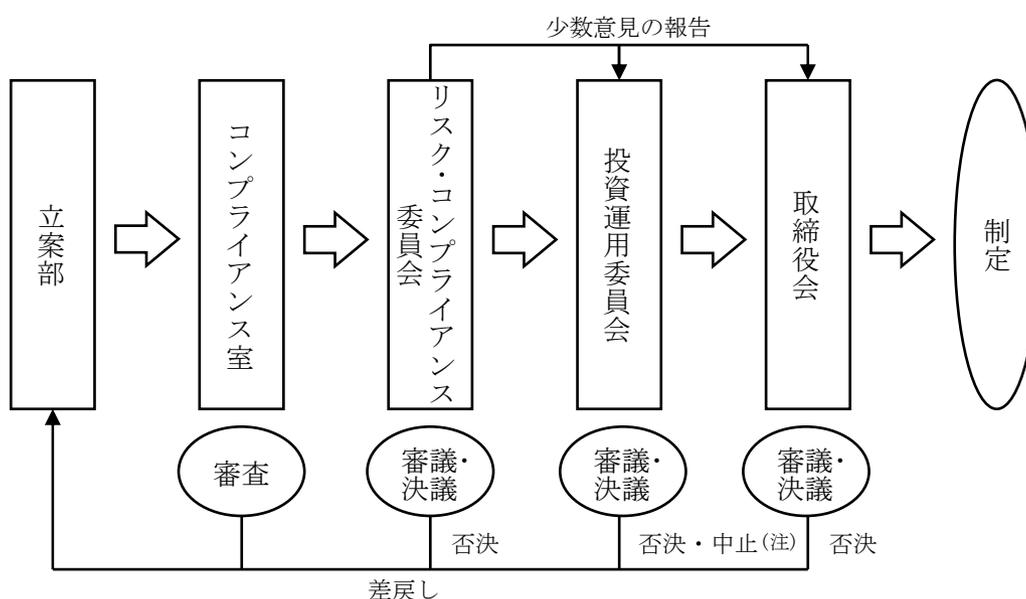
③ 投資運用の意思決定機構

資産運用会社は、規約に沿って、本投資法人から資産運用の一任を受けた資産運用会社として、投資運用ガイドラインを作成し、ポートフォリオの構築方針、資産の取得、運営管理及び売却等に関する方針、財務に関する方針、情報開示に関する方針及び利害関係者との取引方針並びにこれらに関する基準等の投資運用に関する基本的な考え方について定めます。

また、資産運用会社は、投資運用ガイドラインに従い、資産運用計画書等（中期運用計画及び年間運用計画をいいます。以下同じです。）を作成し、投資運用ガイドラインに定める投資方針、利害関係者との取引方針に従い、投資物件を選定し、その取得を決定します。

投資運用ガイドライン及び資産運用計画書等の制定及び変更に係る意思決定フロー並びに資産の取得及び売却に係る意思決定フローは、以下の通りです。

＜投資運用ガイドライン及び資産運用計画書等の制定に係る意思決定フロー＞



(注) コンプライアンス室長は、投資運用委員会における審議、決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議及び決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。

(イ) 投資運用ガイドラインの制定に関する意思決定

資産運用会社は、本投資法人から資産運用の委託を受け、本投資法人の資産の運用に関する基本的な考え方に関して、本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針等に沿って投資運用ガイドラインを制定します。

投資運用ガイドラインは、(i) 投資運用部及び財務部が原案を作成し、企画・管理部において、資産運用会社としての総合的な適合性等の観点で検証し同部が立案します。(ii) 企画・管理部において立案された投資運用ガイドラインは、コンプライアンス室に上程されます。(iii) コンプライアンス室において法令等に照らして審査した上で問題点がないと判断した場合、リスク・コンプライアンス委員会に付議され、審議後決議されます（なお、リスク・コンプライアンス委員会の審議において決議に反対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会に報告されます。）。(iv) その後、投資運用委員会に付議され、審議後決議します。なお、コンプライアンス室長は、投資運用委員会にオブザーバーとして同席し、同委員会の審議、決議の過程で法令等に照らして問題点があると判

断する場合には、審議、決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。(v) 投資運用委員会において審議の上、決議された後、取締役会へ上程され、審議の上、決議され、制定されます。

なお、各手続において、問題点があるとの判断が下されたり、決議の結果否決された場合には、立案部に差し戻されます。

投資運用ガイドラインについては、年に一度見直しを行うことを原則としますが、見直しの結果によっては変更を行わないこともあります。また、市況及び法制等が変動した場合等には機動的に見直しを行います。

投資運用ガイドラインの変更は、上記の制定手続に準じて行われます。

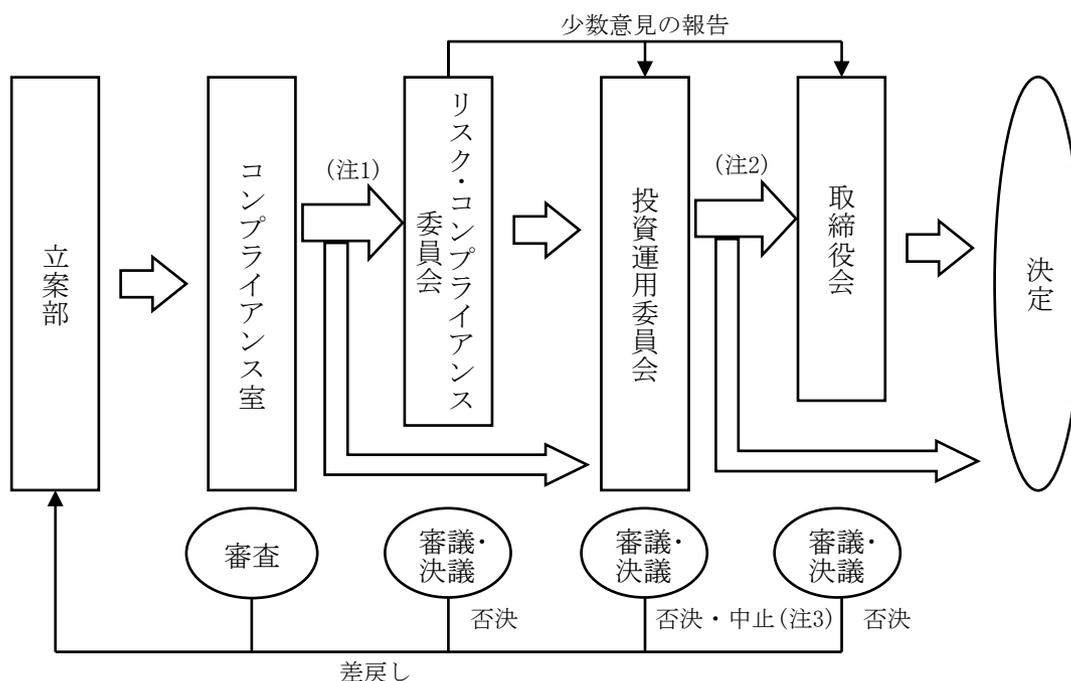
(ロ) 資産運用計画書等の制定に関する意思決定

(i) 企画・管理部は、投資運用部、財務部と協議の上、投資運用ガイドラインに従い、中期運用計画（3年）を立案します。また、投資運用部、財務部は、協働して中期運用計画に則った年間運用計画を営業期間毎に立案します。(ii) 立案された中期運用計画及び年間運用計画は、コンプライアンス室に上程されます。(iii) コンプライアンス室において法令等に照らして審査した上で問題点がないと判断した場合、リスク・コンプライアンス委員会に付議され、審議後決議されます（なお、リスク・コンプライアンス委員会の審議において決議に反対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会に報告されます。）。(iv) その後、投資運用委員会に付議され、審議後決議します。なお、コンプライアンス室長は、投資運用委員会にオブザーバーとして同席し、同委員会の審議、決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議、決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。(v) 投資運用委員会において審議の上決議された後、取締役会へ上程され、審議の上、決議し、決定します。

なお、各手続において、問題点があるとの判断が下されたり、決議の結果否決された場合には、立案部に差し戻されます。

(ハ) 資産の取得及び売却に関する意思決定

＜資産の取得及び売却に係る意思決定フロー＞



(注1) 以下のいずれかに該当する場合にはリスク・コンプライアンス委員会に付議します。

- ・利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引（この場合、全会一致の議決が必要）
- ・コンプライアンス室長がリスク・コンプライアンス委員会での審議を必要と認める場合

(注2) 以下のいずれかに該当する場合には取締役会に付議します。

- ・取得又は売却予定額が100億円超かつ本投資法人の総資産額の10%を超える場合
- ・資金調達計画（資金調達に関する最終意思決定は本投資法人の役員会にて行われます。）
- ・利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引

(注3) コンプライアンス室長は、投資運用委員会における審議、決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議及び決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。

(i) 投資運用部は、資産の取得のために、投資運用ガイドライン及び年間運用計画に従い投資対象物件を選定し、当該投資対象物件の取得を立案します。(ii) 投資運用部において立案された投資対象物件の取得は、コンプライアンス室に上程されます。(iii) コンプライアンス室において法令等に照らして審査した上で問題点がないと判断した場合、投資運用委員会に付議され、審議の上、決議し、決定します。なお、コンプライアンス室長は、投資運用委員会にオブザーバーとして同席し、同委員会の審議及び決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議及び決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。なお、コンプライアンス室の審査において、同室長がリスク・コンプライアンス委員会での審議を必要と認める場合には、投資運用委員会への付議に先立ちリスク・コンプライアンス委員会での審議及び決議を要します。リスク・コンプライアンス委員会の審議において決議に反対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会（開催を要する場合）に報告されます。また、利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引に該当する場合には、必ずリスク・コンプライアンス委員会に付議され同委員会におい

て、出席委員の全会一致の決議を要します。(iv) また、投資対象物件に対する投資予定額が100億円超かつ本投資法人の総資産額の10%を超える場合又は利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引に該当する場合には、取締役会での決議を要し、投資運用委員会において審議の上、決議された後、取締役会へ上程され、審議の上、決議し、決定されます。(v) 資産の取得については、資金調達計画の決定を伴いますが、資金調達計画についても、上記(i)から(iv)の手続の後、取締役会に上程され、審議の上、決議されます。その上、更に、本投資法人の役員会に上程され、審議の上、決議され、決定されます。

なお、各手続において、問題点があるとの判断が下されたり、決議の結果否決された場合には、立案部に差し戻されます。

利益相反取引規程については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利益相反取引規程」をご参照下さい。

資産の売却に関しては、資産の取得と同様に、投資運用部で立案し、コンプライアンス室の審査を経て売却の是非についてリスク・コンプライアンス委員会（開催を要する場合）及び投資運用委員会で審議された後、取締役会（開催を要する場合）において両委員会での審議内容を精査して決議が行われます。リスク・コンプライアンス委員会及び取締役会の開催を要する場合並びに審議及び決議方法等の意思決定フローはすべて、資産の取得の場合と同様です。

(5) 【投資法人の出資総額】

(平成18年10月31日現在)

出資総額	82,260,100,000円
発行可能投資口総口数	2,000,000口
発行済投資口総数	155,000口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下の通りです。

年月日	摘要	発行済投資口総数 (口)		出資総額 (円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成17年11月2日	私募設立	200	200	100,000,000	100,000,000	(注1)
平成18年2月28日	公募増資	145,300	145,500	77,117,975,000	77,217,975,000	(注2)
平成18年3月23日	第三者割当増資	9,500	155,000	5,042,125,000	82,260,100,000	(注3)

(注1) 1口当たり発行価格500,000円にて本投資法人が設立されました。

(注2) 1口当たり発行価格550,000円(引受価額530,750円)にて物件の取得資金等の調達を目的として公募により新投資口を発行しました。

(注3) 1口当たり発行価格530,750円にて物件の取得資金等の調達を目的として第三者割当により新投資口を発行しました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成18年10月31日現在における主要な投資主は、以下の通りです。

名称（氏名）	住所	所有投資口数 （口）	比率 （%） （注）
日興シティ信託銀行株式会社 （投信口）	東京都品川区東品川二丁目3番14号	11,880	7.66
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,868	7.01
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	9,109	5.88
資産管理サービス信託銀行株式 会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	8,241	5.32
株式会社池田銀行	大阪府池田市城南二丁目1番11号	4,250	2.74
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2 番1号	4,159	2.68
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	4,157	2.68
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西三丁目11 番地	4,130	2.66
アメリカンライフインシュアラン スカンパニージーエイエール	東京都千代田区丸の内一丁目1番3 号	3,576	2.31
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番 33号	3,176	2.05
株式会社新日鉄都市開発	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,162	2.04
王子不動産株式会社	東京都中央区銀座五丁目12番8号	3,162	2.04
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番 8号	3,060	1.97
富士火災海上保険株式会社	大阪府大阪市中央区南船場一丁目18 番11号	2,980	1.92
資産管理サービス信託銀行株式 会社（金銭信託課税口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	2,395	1.55
合計		78,305	50.52

（注）比率とは、発行済投資口総数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第3位を四捨五入して記載しています。

(参考) 所有者別投資主数及び所有者別投資口数は、以下の通りです。

(平成18年10月31日現在)

	所有者別投資主数 (人)		所有者別投資口数 (口)	
		比率 (%)		比率 (%)
個人その他	5,769	94.1	16,470	10.6
金融機関 (証券会社を含みます。)	171	2.8	110,045	71.0
その他の国内法人	146	2.4	13,105	8.5
外国法人・個人	45	0.7	15,380	9.9
合計	6,131	100.0	155,000	100.0

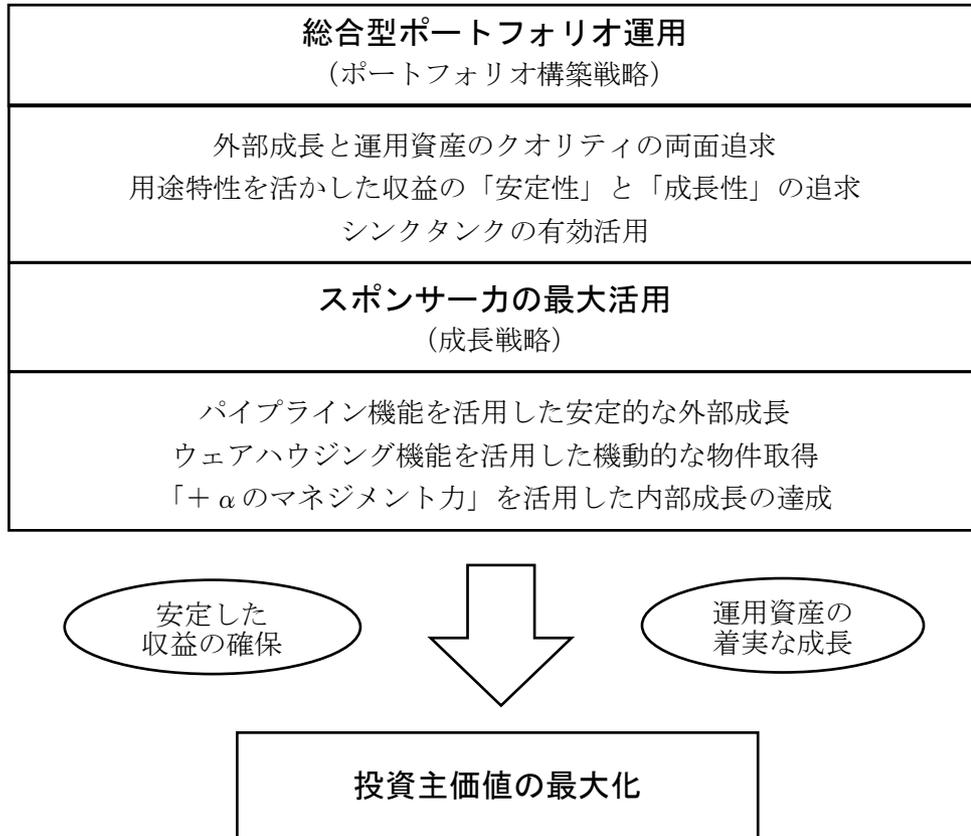
2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

本投資法人は、主として不動産関連資産（以下「運用資産」ということがあります。）への投資を行い、中長期にわたり安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の最大化を目指した運用を行います。

本投資法人は、上記の目的を達成するため、「総合型ポートフォリオ運用」と「スポンサー力の最大活用」という二つの戦略を重点的に採用します。



本投資法人は、オフィスビル、商業施設及び住宅の三用途を主要投資対象（以下「主要三用途」といいます。）とした総合型運用（以下「総合型ポートフォリオ運用」といいます。）を行います。投資対象資産を特定の用途に限定せず、投資機会の多様化及び最大化を図ることにより、安定的かつ着実に資産規模の拡大を行うための素地を築く一方、幅広い投資対象の中から競争力の高い不動産に選別して投資することにより、外部成長と運用資産のクオリティの両面を追求していくことができると、本投資法人は考えています。併せて、本投資法人は、各用途の異なった特性を活用することで、ポートフォリオ全体の収益の安定性と成長性を追求していきます。

本投資法人は、三大都市圏及び全国主要都市を投資対象地域としますが、市場規模や賃貸需要の厚み、商圈等を勘案し、用途毎にその中心とする投資対象地域を定めます。

なお、本投資法人は、主要三用途にかかわる市場調査、リスク分析等についてシンクタンクを積極的かつ有効に活用することにより、専門的分析に基づいた的確な投資判断を行うよう努めます。

本投資法人は、運用資産の取得、運営管理等において住友信託銀行株式会社、株式会社新日

鉄都市開発及び王子不動産株式会社（以下、それぞれを「住友信託銀行」、「新日鉄都市開発」及び「王子不動産」といい、かかる3社を個々に又は総称して「スポンサー企業」ということがあります。）及びスポンサー企業グループの有する取引先企業を含めた幅広いネットワーク、不動産に関する開発力、仲介力、運営管理能力、投資運用力、技術力等（以下、これらのスポンサー企業やスポンサー企業グループの機能や能力を「スポンサー力」といいます。）を最大活用することにより、運用資産の着実かつ安定的な成長を図ります。

本投資法人は、スポンサー企業の有する不動産等の仲介・売却等に関する情報提供機能（以下「パイプライン機能」といいます。）及び本投資法人が直ちに取得できない不動産等のスポンサー企業による一時的な保有等の機能（以下「ウェアハウジング機能」といいます。）を外部成長に活用します。

また、メーカー系不動産会社として培った技術力や危機管理能力を活かした不動産の運営管理、スポンサー企業グループの賃貸需要に関する情報を活かしたリーシング活動等（以下、これらを実現する力を個別に又は総称して「+αのマネジメント力」といいます。）を内部成長に活用します。

本投資法人は、各戦略を実現するために、スポンサー企業から不動産の開発、仲介、運営管理、投資運用等の多様な業務の経験者を結集して設立された資産運用会社に、その資産の運用を委託します。資産運用会社は、スポンサー企業が永年培ってきた不動産や金融についてのノウハウや理念を受け継いでおり（「DNAの承継」）、以下の3つの経営理念を掲げ、本投資法人の投資主価値の最大化を目指していきます。

- 投資家から信頼される「トップ・ブランド」の構築
- 不動産投資信託市場と不動産市場の健全なる成長と発展への貢献
- 社会・経済の発展、望ましい街づくりに寄与

（イ）総合型ポートフォリオ運用

a. 外部成長と運用資産のクオリティの両面追求

本投資法人は、これら主要三用途を投資対象とすることにより、幅広い投資機会を確保し、その中から、立地条件、建物の機能や設備の水準、運営管理の質等において競争力の高い不動産に選別投資することで、外部成長と運用資産のクオリティの両面を追求していきます。

b. 用途特性を活かした収益の「安定性」と「成長性」の追求

本投資法人は、好況期に賃料上昇が期待できるオフィスビルと、景気に左右されず安定した賃料が期待できる住宅と、その両面を持つ商業施設を主たる投資対象とすることでポートフォリオ全体としての収益の安定性と成長性を追求していきます。

c. シンクタンクの有効活用

資産運用会社は、株式会社住信基礎研究所（以下「住信基礎研究所」といいます。）

（注）との間で平成17年10月3日付で業務委託契約を締結し、以下に掲げるリサーチ関連業務等を委託しています。

資産運用会社は、同研究所から定期的に報告を受けることにより、主要三用途の全国における市況動向を継続的かつタイムリーに把握し、それを投資運用にかかわる各種計画の策定及びそのための調査（P l a n）、運用業務の執行（D o）、投資運用実績の検証とその後の各種運用計画の見直し（S e e）といった一連の業務フローの中で活用していき

ます。

また、必要に応じて個別不動産の投資判断（Do）やポートフォリオのリスク管理（See）においては、同研究所の有するリスク分析等の機能も活用し、専門的分析に基づいた的確な投資判断を行うよう努めます。

<リサーチ関連業務等>

- ・ 主要三用途等の不動産市況に関する調査及び分析
- ・ 全国の経済及び不動産市況に関する調査及び分析
- ・ 個別不動産及びポートフォリオに関するリスク分析
- ・ マクロ経済に関する調査及び分析、各種データ提供

（注）住信基礎研究所は、「都市と不動産」に関する調査研究、提言とコンサルティング業務を行う不動産専門シンクタンクとして、昭和63年に設立されました。近年、その調査研究成果を基盤に不動産投資分野に特化し、不動産の投資適格性評価、不動産投資市場の将来予測等不動産投資に関する調査研究の受託及びコンサルティング、オフィス、商業施設、住宅等主要不動産の需給動向や市場予測、不動産市場に関する調査研究の受託及びコンサルティング並びに有価証券に係る投資顧問業務の受託に取り組んでいます。住信基礎研究所は、住友信託銀行の連結子会社です。

（ロ）スポンサー力の最大活用

本投資法人は、メーカー系不動産会社として特徴のある新日鉄都市開発や王子不動産のオフィスビル、商業施設及び住宅にかかわる開発力、スポンサー企業グループの保有資産の活用や運営管理を通じて培ってきたアセットマネジメント力を、本投資法人の外部成長及び内部成長に積極的に活用していきます。

また、本投資法人は、同じくスポンサー企業である住友信託銀行の業界トップ水準の実績に裏打ちされた物件仲介機能を含めた不動産関連業務等に係る機能も活用し外部成長を図ります。

本投資法人は、スポンサー企業グループの有する幅広いネットワークを活用して、不動産の売却、資産活用、賃貸等のニーズに的確に対応して本投資法人の外部成長及び内部成長を図ります。

a. 外部成長戦略

本投資法人は、資産運用会社による独自の不動産取得の機会に加え、スポンサー企業との間で各種協定書を締結し、パイプライン機能及びウェアハウジング機能の提供を受けます。

本投資法人は、新日鉄都市開発及び王子不動産の有する不動産開発能力、並びに住友信託銀行の有する仲介機能を積極的に活用することで、資産規模を安定的かつ継続的に拡大させ、規模のメリットによる運営コストの低減、運用不動産の分散による収益変動リスクの低減等の期待される効果により、投資主価値の向上を図ります。

i. パイプライン機能を活用した安定的な外部成長

本投資法人及び資産運用会社は、新日鉄都市開発及び王子不動産それぞれとの間で「不動産等の情報提供に関する協定書」を締結し、住友信託銀行との間で「不動産等の仲介情報提供に関する協定書」を締結しています。

これにより、本投資法人及び資産運用会社は、スポンサー企業から不動産等の仲介情報のほか、新日鉄都市開発及び王子不動産からは、両社及び両社のグループ企業がそれぞれ保有又は開発する不動産等の売却に関する情報をいち早く入手し、投資に向けた検討をすることができます。

<不動産等の情報提供に関する協定書の概要>

(新日鉄都市開発及び王子不動産が有する不動産等の譲渡にかかる情報提供)

新日鉄都市開発及び王子不動産がそれぞれ保有又は開発する不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合する可能性がある不動産等を売却しようとする場合、両社は資産運用会社に当該不動産等に関する情報を速やかに提供するように努めるものとし、売買条件について基本的に合意した場合、両社は売買契約締結に向けて誠実に協議するものとする。

(グループ会社が有する不動産等の譲渡にかかる情報提供)

新日鉄都市開発及び王子不動産は、それぞれのグループ会社(各々の親会社及びかかる親会社の連結子会社並びにそれらの関係会社をいう。以下同じ。)が保有又は開発する不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合する可能性がある不動産等を売却する意向であることを知った場合には、資産運用会社に対し当該不動産等に関する情報を提供することについて当該グループ会社の了解が得られるよう努めるものとし、売買条件について基本的に合意した場合、資産運用会社は売買契約締結に向けて誠実に協議し、両社はそれぞれ当該グループ会社をして売買契約締結に向けて必要な協力を行うものとする。

(不動産等の売却に関する仲介情報の提供)

新日鉄都市開発及び王子不動産は、それぞれ不動産等の売却に関する仲介情報を得た場合で、かつ当該不動産等が本投資法人の投資基準に適合する可能性がある判断する場合には、当該情報の提供が可能な限りにおいて資産運用会社に当該情報を速やかに提供するように努めるものとする。

<不動産等の仲介情報提供に関する協定書の概要>

住友信託銀行は、不動産等の売却に関する仲介情報を得た場合で、かつ当該不動産等が本投資法人の投資基準に適合する可能性がある判断する場合には、当該情報の提供が可能な限りにおいて資産運用会社に当該情報を速やかに提供するように努めるものとする。

なお、両協定書において各社が独自の裁量によって、その入手した情報の取扱いについての決定をすることができるものと定められています。

ii. ウェアハウジング機能を活用した機動的な物件取得

本投資法人及び資産運用会社は、スポンサー企業3社との間で「ウェアハウジング機能の提供に関する協定書」を締結し、これにより、本投資法人の取得機会を幅広く確保し、機動的な物件取得を図ります。

<ウェアハウジング機能の提供に関する協定書の概要>

資産運用会社は、スポンサー企業にウェアハウジング機能の提供を依頼する場合には、その理由、当該不動産等の概要、本投資法人による当該不動産等の取得予定時期(原則として6か月を超えないものとする。)及び取得計画を提示し、スポンサー企業はこれを誠実に検討し、かかる依頼に応諾するか否かを、資産運用会社に対して遅滞なく通知するものとする。

スポンサー企業が上記依頼に応諾した場合には、スポンサー企業の指定する法人(特別目的会社等)は、資産運用会社の依頼に係る不動産等を取得し保有するものとし、スポンサー企業は、当該不動産等を取得するに際し必要な協力(スポンサー企業の指定する法人への投融資又は当該不動産を取得するためのスキーム組成等を含むが、これらに限らない。)を行うものとする。

スポンサー企業は、スポンサー企業の指定する法人が上記に基づいて不動産等を取

得した場合、ウェアハウジング期間を経過するまでの間は、原則として、提示された取得計画に基づきスポンサー企業の指定する法人に対して当該不動産等の本投資法人への譲渡について、資産運用会社と優先的に交渉を行わせるよう努めるものとし、資産運用会社と売買条件について基本的に合意した場合、スポンサー企業の指定する法人に売買契約締結に向けて誠実に協議させるよう努めるものとする。

b. 内部成長戦略

本投資法人は、運用資産について中長期的な観点から継続的な設備投資による資産価値及び競争力の維持と向上を図り、かつ収入拡大と費用削減による運用収益の安定的な成長を目指します。

資産運用会社はこれを実践するために、投資運用に係る具体的な基準や手順を規定した投資運用ガイドラインを定め、更に不動産市場動向や運用資産に係る課題を認識した上で3年間の中期運用計画を策定し、かつ、6か月毎に向こう1年間の年間運用計画の策定及び見直しを行います。

また、各用途毎の賃貸市場動向を定期的に把握、分析し、個別不動産毎の運営管理計画、修繕計画、収支計画等を策定し、プロパティ・マネジメント会社と定期的に協議を行い、計画の着実な実行とその実績の検証を行います。

更に、スポンサー企業グループの有する以下のような「+αのマネジメント力」も活用し、費用の削減と収益の向上を目指します。

i. 技術力を活用したエネルギー・コストマネジメント

新日鉄都市開発では、同社並びにグループ各社が培ってきた技術力を活用したプロパティ・マネジメント事業を行っており、エネルギーコスト削減のために、最適な機器やエネルギーシステムと安価電力の安定供給を組み合わせた「エネルギーソリューション」や、人件費削減のために、最低限の人員と遠隔監視システムを組み合わせた「マン・マシンマネジメントサービス」等のサービスを提供しています。

本投資法人では、個別不動産毎の適性に応じ、このようなスポンサー企業グループの持つ技術力を活用していくことで、費用削減を図ります。

ii. スポンサー企業グループの賃貸ニーズを活用したリーシング

本投資法人は、スポンサー企業グループの賃貸需要に関する情報の把握に努め、これをリーシング活動へ活用することにより、運用資産の稼働率向上と安定的な賃料収入の確保を図ります。

② ポートフォリオ構築方針

(イ) 主要三用途の特徴と投資方針

a. オフィスビル

i. 特徴

均質で豊富なストックがあり、また、今後も大規模再開発等、ディベロッパー等を通じた安定した供給も期待されるため、市場規模が大きく流動性が高いという特徴があります。オフィスビルの収益は他の用途に比して相対的に景気変動の影響を受け易く、景気後退局面においては賃料下落リスク、空室リスクが高まる傾向にあります。一方、好況期には収益の成長が期待され、また適正な運営管理を行うことで、長期に亘り収益の追求が可能な資産と考えています。

ii. 方針

立地条件、建物や設備のグレード、テナントの信用力及び賃料支払能力等を総合的に判断し、競争力の高いオフィスビルに対して投資を行い、適正な運営管理に努めます。

スポンサー企業からの開発物件・仲介物件情報の入手のほか、有力仲介業者との連携を高め、情報入手ラインの充実に努めます。

b. 商業施設

i. 特徴

オフィスビルと比較すると市場規模は小さく、流動性も劣るものの、近年では工場跡地等への大規模ショッピングセンターの開発等による供給が増加しており、また投資対象としての取引も活発化し、流動性も高まりつつあります。消費動向のほか、商圏内の立地条件、店舗形態、競合店舗の影響を受けることや他用途への転換が図りづらい等、個別性の強い資産でもあります。一方、立地条件や賃貸借契約内容によっては、長期に亘り安定した収益が期待でき、また消費活動の活発化やリーシング・マネジメント等により追加的な収益の成長も追求できる資産と考えています。

ii. 方針

商圏の安定性・成長性や、商圏内での競争力、テナント信用力、賃貸借契約の条件、転用の可能性等を、総合的に判断した上で、収益の安定性及び成長性の期待できる商業施設に投資を行います。また、優良テナントとの長期リース等による収益の安定化を積極的に検討します。スポンサー企業からの開発物件及び仲介物件情報の入手のほか、有力仲介業者及び商業ディベロッパー等との連携を高め、情報入手ラインの充実に努めます。

iii. 分類と重視するポイント

<郊外型商業施設>

- ・ 主として流通大手（大手商業事業者）等への一括リース又は少数の専門店等への分割リースを想定します。
- ・ 主要幹線道路沿い等、車でのアクセスの良い立地又は郊外の主要沿線駅前等の立地において、同一商圏内での競争力が高い商業施設への投資を行います。
- ・ 信用力のあるテナントとの長期リースの締結等、安定した収入確保に努めます。

<都市型商業施設>

- ・ 主として複数専門店へのリース又は百貨店等大手商業事業者への一括リースを想定します。
- ・ ターミナル駅周辺や知名度が高い商業集積地であることを重視します。
- ・ テナントニーズの強い地域において、競争力の高い商業施設への投資を行うとともに、優良テナントとの長期リースによる収益の安定化や、優良な商業プロパティ・マネジメント会社と連携したマネジメント等により収益の極大化を目指します。

c. 住宅

i. 特徴

本投資法人の投資対象になりうる良質な賃貸住宅は供給量が少なく、市場規模も小さいため、希少性が高く、高い市場競争力を有しています。また、賃料水準が安定しており、空室リスクも相対的に低く、収益の安定性が高い資産です。ただし、築年数の経過による機能、設備等の陳腐化により競争力が落ち、収益性が低下する可能性もあります。

ii. 方針

立地条件、建物・設備のグレードが高く、陳腐化リスクの低い、良質な賃貸住宅への投資を行います。スポンサー企業からの開発物件・仲介物件情報の入手のほか、有力仲介業者及びマンション・ディベロッパー等との連携を高め、情報入手ラインの充実に努めます。

iii. 分類と重視するポイント

<シングルタイプ> (1R、1K、1DK)

- ・ 賃貸面積が、25㎡～45㎡程度
- ・ 単身居住者を想定テナントとします。
- ・ 首都圏を中心とする三大都市圏及び政令指定都市（それに準じる都市を含みます。）を投資対象地域とします。
- ・ 交通利便性、商業利便性及び通勤利便性が高いことを重視します。

<コンパクトタイプ> (1DK、1LDK、2DK、2LDK)

- ・ 賃貸面積が、40㎡～60㎡程度
- ・ 都会生活を好むDINKS世帯等を想定テナントとします。
- ・ 首都圏を中心とする三大都市圏を投資対象地域とします。
- ・ 交通利便性、都市型商業利便性及び通勤利便性が高く、都市型文化施設への近接性が高いことを重視します。

<ファミリータイプ> (2DK、2LDK、3DK、3LDK、4LDK)

- ・ 賃貸面積が、50㎡～90㎡程度
- ・ 家族数2名～4名程度の平均的家族人員を想定テナントとします。
- ・ 首都圏を中心とする三大都市圏及び政令指定都市（それに準じる都市を含みます。）を投資対象地域とします。
- ・ 通勤利便な最寄り駅への近接性が高く、商業施設、教育施設等の生活利便性が満たされ、治安や住環境が良好なことを重視します。

<プレミアムタイプ> (1LDK、2LDK、3LDK、4LDK)

- ・ 賃貸面積が、60㎡～200㎡程度
- ・ 企業経営者等の富裕層、海外から赴任する外資系企業等のエグゼクティブ層を想定テナントとします。
- ・ 東京都心部を投資対象地域とします。
- ・ 充実した住環境と高品質な町並みが形成されていることを重視します（外国人を主たるテナント対象とする場合には、外国人コミュニティとの近接性を考慮します。）。

d. その他資産

i. 特徴

倉庫や物流施設、ホテル等は、主要三用途との比較において相対的に市場規模は小さく、流動性も低いという特徴があります。立地条件、建物や設備のグレードのみならず、オペレーションによる収益性格差が大きく、用途の転用が困難である等、極めて個別性の強い資産と考えています。

ii. 方針

優良テナントの長期リース等、収益の安定性が確保されている場合等に限り、厳選した投資を行っていきます。

(ロ) 用途及び投資対象地域

a. 用途毎の投資比率

本投資法人は、原則として、特性の異なる複数の用途の運用資産を組み入れ、中長期的に下記の投資比率を目処とした運用を行います。なお、競争力のある物件への投資機会を機動的に確保することを優先する等により、運用開始時を含め一時的に又は一定期間、下記投資比率を超えることがあります。

用途		投資比率
主要資産	オフィスビル	80%以下
	商業施設	50%以下
	住宅	50%以下
その他資産		10%以下

(注) 上記数値は、評価額に基づく金額割合です。評価額とは、本投資法人の直前決算期の各資産の期末算定価格をいいます。期末算定価格がない場合には、直前に本投資法人が取得した取得価格とします。

b. 用途毎の投資対象地域

i. オフィスビル

市場規模が大きく、賃料水準が高く空室率も低い東京都心部を中心にした上で、三大都市圏及び全国主要都市を投資対象地域とします。

ii. 商業施設

三大都市圏及び全国主要都市を投資対象地域とします。

投資対象物件の属する商圏自体の安定性及び成長性及び商圏内での競争力を重視した上で投資します。

iii. 住宅

賃貸需要が厚く、優良な賃貸住宅のストック及び供給量の多い首都圏を中心にした上で、原則として、三大都市圏及び政令指定都市（それに準じる都市を含みます。）を投資対象地域とします。

iv. その他資産

各用途の立地特性に適合した地域を投資対象とします。

<地域区分の定義>

地域区分			所在地
三大都市圏	首都圏	東京都心部	千代田区、中央区、港区、渋谷区、新宿区、品川区
		東京周辺都市部	東京都（東京都心部を除きます。）、神奈川県、埼玉県、千葉県
	関西圏及び中京圏	関西圏	大阪を中心とする地域経済圏（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県）
		中京圏	名古屋を中心とする地域経済圏（愛知県、岐阜県及び三重県）
全国主要都市			政令指定都市及びその他の主要都市（上記区分に属する都市を除きます。）

(ハ) 投資金額

運用資産を取得するに際しては、原則として、以下の最低投資金額を上回る運用資産を取得します。また、ポートフォリオ全体に占める1投資案件当たりの金額は、原則として50%未満となるよう運用し、中長期的には20%未満を目処とする運用に努めます。なお、本投資

法人が既に保有している運用資産が区分所有又は共有若しくは準共有等であり、当該運用資産の区分所有権又は持分を追加購入する場合には、以下の制限は適用されません。

投資区分		最低投資金額
用途	地域	
オフィスビル	東京都心部	30億円
	東京都心部以外	10億円
商業施設		10億円
住宅		5億円
その他の資産		—

(二) 建物規模

建物規模に関しては、以下の基準を設け、原則として、当該基準と同等以上又は当該基準に準ずる運用資産を取得します。

投資区分		建物規模	
用途	タイプ	延床面積	基準階専有面積
オフィスビル		3,300㎡以上	330㎡以上
商業施設	郊外型	10,000㎡以上	—
	都市型	1,000㎡以上	—
住宅		—	—
その他の資産		—	—

(ホ) 立地条件

立地条件に関しては、以下の基準を設け、原則として、当該基準と同等以上又は当該基準に準ずる運用資産を取得します。

用途	立地条件
オフィスビル	主要駅から徒歩10分以内
商業施設	駅前又は主要幹線若しくは生活幹線道路沿い
住宅	主要路線の各駅から徒歩10分以内
その他の資産	—

(へ) その他の共通基準

耐震性能、未竣工物件の取得に関しては、以下の基準に従います。

項目	基準
耐震性能	・新耐震設計基準又はそれに準ずる耐震性能を充足
未竣工物件	・竣工後のテナント確保が可能 ・完工リスク、引渡リスクの軽減、限定のための手当ての実施 ・総資産の20%以内

③ デュー・デリジェンス基準

運用資産を取得するに際しては以下に挙げる調査項目に基づいて、経済的調査、物理的調査及び法的調査を十分実施し、収益の安定性及び成長性等を阻害する要因等の有無等の把握及びそれらの評価を中心とした、当該運用資産の投資対象としての妥当性についての検討を行います。

上記調査プロセスにおいては、公正かつ調査能力と経験があると認められる第三者の専門会社等から不動産鑑定評価書、エンジニアリングレポートのほか、必要に応じ、マーケット・レポート等を取得し、これらの内容についても考慮します。

項目		内容
経済的調査	テナント調査	<ul style="list-style-type: none"> ・テナントの信用状況（業種、業容、業歴、決算内容、財務状況等） ・テナントの賃料支払状況、テナントと現所有者との紛争の有無及び可能性等 ・テナントの賃借目的、契約形態、契約内容及びその継承有無、過去の稼働率、賃料推移 ・各建物における各既存テナントの占有割合、分布割合
	市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の市場賃料、稼働率の調査 ・周辺の競合物件の状況 ・周辺の開発計画の動向 ・テナントの需要動向 ・テナント誘致、物件の処分（売却）性等の競争力調査
	収入関係	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約形態と賃料の安定性 ・現行賃料と相場賃料との乖離状況と将来見通し ・テナント異動の可能性と代替テナント確保の容易性 ・テナント退去見込み、賃料減額の見込み等の有無 ・プロパティ・マネジメント会社の中期的なリーシング方針
	費用関係	<ul style="list-style-type: none"> ・公租公課の変動可能性（軽減措置期間の終了、再開発進行等による評価額の上昇等） ・プロパティ・マネジメント委託契約の形態と管理水準、報酬の適正性 ・建物管理委託契約の形態と管理体制、管理水準、管理コストの適正性 ・水道光熱費等の水準とテナントからの戻入状況 ・修繕履歴と修繕計画及びその妥当性 ・修繕積立の状況（区分所有等）と積立金額の妥当性
物理的調査	立地	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道等の公共交通機関の利便性 ・街路の状況、主要幹線道路へのアクセス状況 ・周辺の土地利用状況、水害及び火災等の災害履歴 ・周辺の便利施設、官公署施設等の配置及び近接性 ・地域の知名度及び評判、規模等の状況 ・眺望、採光、騒音、通風等の居住性（住宅の場合） ・商圈の安定性及びその成長性、競合の状況、周辺での開発状況、転用の可能性（商業施設の場合）

項目	内容
建築及び設備・仕様	<p><各用途共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠、主要構造、築年数、設計者、施工業者等 ・内外装の部材の状況 <p><オフィスビル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付床の形状、フリーアクセス床、分割対応、天井高、電気容量、空調方式、床荷重、照度、防犯設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場等その他共用設備の状況等 <p><住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間取り、天井高、内部仕様（天井、壁、床等）、内外装の使用資材、衛生設備、空調設備、電気設備、昇降機設備、駐車場等の設備の維持管理状況（劣化状況）、セキュリティ対応等
建物診断	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、建築確認通知書、検査済証等の書類調査 ・外構、屋上、外装、設備等についての現地調査 ・エンジニアリングレポートにおける将来（10年程度）の修繕費見込み ・関係法令の遵守状況等
耐震性能	<ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準又はそれと同水準以上の性能の確保 ・地震PML値20%未満を原則とし、20%以上の物件についてはポートフォリオPMLへの影響を考慮し、耐震補強工事の実施又は地震保険の付保等の対応を検討 ・ポートフォリオPMLは10%未満を原則とする。
建物管理関係	<ul style="list-style-type: none"> ・管理委託契約の内容（形態・仕様水準等）及び建物管理状況の良否、建物管理会社等へのヒアリング ・管理規約の有無及びその内容、管理会社の質と信用力
環境・地質等	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト、フロン、PCB等の有害物質の使用履歴、使用状況及び保管状況 ・管理状況、地質状況、土地利用履歴、土壤汚染状況等
法的調査	<p>法令上の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遵法性、既存不適格の有無 ・建築関連法規、条例、協定等による建築制限、用途制限、使用制限等の有無
	<p>境界調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界確定の状況、越境物の有無とその状況 ・実測面積の確定状況
	<p>テナント属性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約、転貸借契約、使用貸借契約等の調査 ・テナントとの紛争の有無
	<p>権利関係の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物について、その権利関係（完全所有権、地上権、借地権、共有、分有、区分所有、区分所有の共有等）の把握と権利関係に付随する各種契約等の内容の検討 ・隣接地権者等との紛争の有無

④ 不動産の運用方針

(イ) 資産運用計画書等の策定

資産運用会社は、投資運用ガイドラインに従い、中期（3年）の環境見通しのもとに、本

投資法人の資産運用に関する各種課題と対応方針及びポートフォリオの資産規模、新規取得計画、保有資産運用計画等から構成される中期運用計画を策定します。

更に、中期運用計画に基づき毎年の環境見通しを踏まえ、概ね以下の内容に係る年間運用計画を定め、計画的な資産の運用を行います。年間運用計画は本投資法人の営業期間にあわせ6か月毎に向こう1年間の計画の策定及び見直しを行います。

<年間運用計画の内容>

項目	内容
年間運用方針	外部成長及び内部成長の基本方針等
新規取得・売却計画	新規取得計画、売却計画等
保有資産運用計画	個別不動産毎の運営管理計画、修繕計画、収支計画等
資金調達計画	借入れ及び投資口追加発行等の資金調達計画
配当計画	年間及び各決算期の配当計画

(ロ) 運用のモニタリング

資産運用会社は、資産運用計画書等をもとに、ポートフォリオの運用状況、個別不動産の賃貸状況、運営管理状況、修繕及び設備投資状況等についてモニタリングします。

資産運用会社は、資産運用計画書等に従った運用を行うために、収支、賃貸状況及び修繕工事等に関する実績と予算の検証、収益向上、経費削減等に関してプロパティ・マネジメント会社と定期的に協議を行います。

(ハ) プロパティ・マネジメント会社の選定

資産運用会社は、運用資産の所在地、用途、テナント属性等に応じて、個別に最適なプロパティ・マネジメント会社を選定します。

選定にあたり、候補会社の経営状態、業務実績、組織体制、報酬水準、社内における利益相反取引及び競合取引の防止策等の項目を総合的に検討します。

スポンサー企業及びスポンサー企業グループをプロパティ・マネジメント会社として選定することが適切と判断される場合には、資産運用会社の利益相反取引規程等に基づく所定の手続に従って、選定が行われます。

(ニ) プロパティ・マネジメント会社の評価

資産運用会社は、定期的に（原則として一年毎に）、プロパティ・マネジメント会社の運営実績を評価します。その結果に応じて、プロパティ・マネジメント会社に対し改善の指示等を行うほか、プロパティ・マネジメント会社の変更を検討します。

(ホ) リーシング方針及びテナント選定

マーケット動向、テナント動向を把握し、適正な賃貸条件の検討と、プロパティ・マネジメント会社を活用した優良テナントの確保に努めます。

テナントの選定にあたっては、賃料水準、賃貸借契約期間、敷金の額、業種、テナント構成、要求賃貸面積等を総合的に判断します。

(ヘ) 修繕及び設備投資に関する方針

運用資産の収益の維持及び向上を図ることを目的として、運用資産の状態及び特性、賃貸市況、テナントのニーズを考慮して策定した資産運用計画書等に従い、修繕及び設備投資を行います。

(ト) 付保方針

災害、事故等による建物の損害及び収益の減少、対人・対物事故による第三者からの損害賠償によるリスクを回避することを目的として、損害保険（火災保険、賠償責任保険、利益保険等）及び地震保険等を付保します。

a. 損害保険

運用資産の規模、用途、周辺環境等の特性を考慮した上で付保を決定します。

b. 地震保険

地震発生の可能性とそれに基づき予想される個別不動産及びポートフォリオ全体への影響と、保険料等の負担の収益への影響等を比較検討した上で付保を決定します。

(チ) 売却方針

運用資産については、中長期での運用を基本方針として取得の上保有し、原則として短期的な売却を行わないものとします。ただし、以下の点を総合的に勘案した上で、効率的な運用及び運用の安定性に資すると判断される場合には、売却を検討します。

a. 長期の不動産市場

b. 将来における収益予想

c. 資産価値の増減及びその予測

d. 運用資産の所在地の将来性及び安定性

e. 運用資産の劣化又は陳腐化リスク及びそれらに対するコスト予測

f. ポートフォリオの構成

⑤ 財務方針

運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費又は分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債にかかる債務の返済を含む。）等のための資金の手当てを目的として、投資口の追加発行、資金の借入れ又は投資法人債の発行をすることができます。

(イ) 投資口の追加発行

資本市場の動向、経済環境、新たな運用資産の取得時期、本投資法人の資本構成及び既存投資主への影響等を総合的に考慮し、投資口の希薄化に配慮した上で、投資口の追加発行を行うものとします。

(ロ) 資金の借入れ及び投資法人債の発行

金利の動向、資金調達コスト、支払金利の形態、調達先、調達期間及び債務の返済・償還期日等を考慮し、資金の借入れ及び投資法人債の発行を行います。

(ハ) 有利子負債比率

本投資法人の資産総額のうち借入金額及び投資法人債発行残高の占める割合（以下「LTV」といいます。）は、60%を上限とします。ただし、新たな運用資産の取得等に伴い、一時的に60%を超えることがあります。

(ニ) 担保設定

資金調達に際しては、本投資法人の資産を担保として提供することがあります。

(ホ) コミットメントライン等の設定

将来の運用資産の追加取得、又は敷金・保証金の返還等にかかる必要資金の機動的な調達を目的として、極度借入枠設定契約、コミットメントライン契約等の事前の借入枠設定又は随時の借入れの予約契約を締結することがあります。

(ヘ) 金融先物取引等及び金融デリバティブ取引

借入れその他の資金調達にかかる金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を主たる目的として、金融先物取引等及び金融デリバティブ取引を行うことがあります。

⑥ 開示方針

(イ) 基本方針

投信法、証券取引法、東京証券取引所及び社団法人投資信託協会等がそれぞれ定める内容、様式に従って行うとともに、法定開示事項以外にも投資家にとって重要かつ有用な情報は可能な限り開示し、分かり易い商品を投資家へ提供することを開示の方針とします。

(ロ) 正確かつ迅速な開示

投資家に対して正確で偏りの無い情報を可能な限り迅速に伝達できる環境を常に整えるよう努めます。

(ハ) 利害関係人との取引に関する開示

利害関係人との取引の透明性を確保するために、法令等に従い、利害関係人との間で行う取引に関する必要な開示を行います。後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利益相反取引規程」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類（規約別紙1「資産運用の対象及び方針 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」）

(イ) 主たる投資対象とする特定資産

a. 不動産等

i. 不動産

ii. 不動産の賃借権

iii. 地上権

iv. 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含みますが、有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）第3条第1号において定めるものをいいます。以下同じです。）に該当するものを除きます。）

v. 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）

vi. 当事者の一方が相手方の行う上記 i.乃至 v. に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）

vii. 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）

b. 不動産対応証券

資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるもの

i. 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。）第2条第9項に定める優先出資証券をいいます。）

ii. 受益証券（投信法第2条第12項に定める受益証券をいいます。）

iii. 投資証券（投信法第2条第22項に定める投資証券をいいます。）

iv. 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（上記 a. iv.、v. 及び vii. に掲げる資産に該当するものを除きます。）をいいます。）

(ロ) その他の特定資産

a. 預金

b. コールローン

c. 国債証券（証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第2条第1項第1号で定めるものをいいます。）

d. 地方債証券（証券取引法第2条第1項第2号で定めるものをいいます。）

e. 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）

f. 社債券（証券取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。ただし、新株予約権付社債券を除きます。）

g. 譲渡性預金

h. 貸付信託の受益証券（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

i. コマーシャル・ペーパー（証券取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）

- j. 資産流動化法に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2に定めるものをいいます。）
- k. 金銭債権（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいいます。）
- l. 不動産の管理会社等の株式（実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限ります。）
- m. 信託財産を主として上記 i.乃至 l. に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）
- n. 金融先物取引等に関する権利（投信法施行令第3条第13号に定めるものをいいます。）
- o. 金融デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいいます。）
- p. 有価証券（前記「(イ) 主たる投資対象とする特定資産」及び上記 a.乃至 o. に該当するものを除きます。）

(ハ) 特定資産以外の資産

実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資することがあります。

- a. 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいいます。）
 - b. 著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。）に基づく著作権等
 - c. 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等
 - d. 動産（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。）で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいいます。）
 - e. 上記 a.乃至 d. に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）
 - f. 資産流動化法第2条第6項に規定する特定出資
 - g. 有限会社法（昭和13年法律第74号、その後の改正を含みます。）に基づく有限会社の出資持分（注）
- (注) 有限会社法は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）（以下「整備法」といいます。）第1条の規定により廃止されていますが、整備法第2条の規定により、廃止前の有限会社法に基づく有限会社は会社法の規定による株式会社（以下「特例有限会社」といいます。）として存続します。
- h. 民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限ります。）
 - i. 各種保険契約に係る権利（不動産関連資産の投資に係るリスクを軽減することを目的とする場合に限ります。）
 - j. 不動産等及び不動産対応証券への投資に付随して取得するその他の権利

② 投資基準及び地域別、用途別等による投資割合

投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針

- ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとします。

① 利益の分配（規約第34条第1号）

(イ) 投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額（出資総額等）を控除した金額をいいます。）とします。

(ロ) 分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とします。

なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができます。

② 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができます（規約第34条第2号本文）。ただし、金銭の分配金額が本投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができません（規約第34条第2号ただし書）。

本投資法人は、安定的な分配金の支払を重視しますが、利益を超えた金銭の分配に関して、かかる分配を受けた個人投資主がその分配の都度、税務上の譲渡損益の算定を自己において行うことが必要とされる限りにおいては、投資主に対して利益を超えた金銭の分配は行わないものとします。ただし、本投資法人が課税の特例規定における要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超えた金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超えた金銭の分配を行うことがあります。

③ 分配金の分配方法（規約第34条第3号）

分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含みます。以下同じです。）に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配します。

④ 分配金請求権の除斥期間（規約第34条第4号）

本投資法人は、金銭の分配が受領されずにその支払開始の日から満3年を経過したときは、その分配金の支払義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします。

⑤ 社団法人投資信託協会の規則（規約第34条第5号）

本投資法人は、上記①から④のほか、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとします。

(4) 【投資制限】

① 規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は、以下の通りです。

(イ) 投資制限（規約別紙1「資産運用の対象及び方針 投資制限」）

a. 有価証券及び金銭債権に係る制限

有価証券及び金銭債権への投資による運用は、積極的に行うものではなく、安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとします。

b. 金融先物取引及び金融デリバティブ取引に係る制限

金融先物取引に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利への投資による運用は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としたものに限るものとします。

c. 本投資法人は、日本国以外に所在する不動産（不動産を除く不動産等及び不動産対応証券の裏付けとなる不動産等を含みます。）への投資は行わないものとします。

(ロ) 組入資産の貸付（規約別紙1「資産運用の対象及び方針 組入資産の貸付の目的及び範囲」）

a. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属するすべての不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含みます。）を賃貸（駐車場、看板等の設置等を含みます。）することができます。

b. 本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、前記投資方針等の定めに基づき運用することができます。

c. 本投資法人は、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含みます。）以外の運用資産の貸付を行うことがあります。

(ハ) 借入れ及び投資法人債発行に係る制限（規約第32条）

a. 借入れ等の目的

本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことができます。

b. 借入れ等により収受した金銭の使途

借入れ及び投資法人債発行により収受した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等とします。

c. 借入れ等の限度額

借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額が1兆円を超えないものとします。

d. 借入先

資金を借り入れる場合は、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとします。

e. 担保の提供

上記a.の規定に基づき借入れを行う場合又は投資法人債を発行する場合、本投資法人は、運用資産を担保として提供することができます。

② その他の投資制限

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が既に取得した個別の信託の受益権の信託財産である不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの d. 個別信託不動産の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下、その他財務状況の悪化による分配金の減少が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

① 本投資証券の商品性に関するリスク

- (イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク
- (ロ) 金銭の分配に関するリスク
- (ハ) 収入及び支出の変動に関するリスク
- (ニ) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク
- (ホ) 運用資産の価格変動に関するリスク

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

- (イ) 不動産等の情報提供に関する協定書等に基づき想定通り物件取得が行えないリスク
- (ロ) 地域的な偏在に関するリスク
- (ハ) 不動産を取得又は処分できないリスク
- (ニ) 投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- (イ) 住友信託銀行、新日鉄都市開発及び王子不動産への依存、利益相反に関するリスク
- (ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
- (ハ) 本投資法人の執行役員及び資産運用会社の人材に依存しているリスク
- (ニ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク
- (ホ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ヘ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク
- (ト) 敷金及び保証金に関するリスク

④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク

- (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ロ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ニ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- (ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- (ヘ) 法令の制定・変更に関するリスク
- (ト) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (チ) マスターリース会社に関するリスク

- (リ) 転貸に関するリスク
- (ヌ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
- (ル) 共有物件に関するリスク
- (ヲ) 区分所有建物に関するリスク
- (ワ) 借地物件に関するリスク
- (カ) 借家物件に関するリスク
- (ヨ) 開発物件に関するリスク
- (タ) 有害物質に関するリスク
- (レ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
- (ソ) 信託の受益権の準共有等に関するリスク
- ⑤ 税制に関するリスク
 - (イ) 導管性要件に関するリスク
 - (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
 - (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
 - (ニ) 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴うリスク
 - (ホ) 一般的な税制の変更に関するリスク
- ⑥ その他
 - (イ) 専門家報告書等に関するリスク
 - (ロ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク
 - (ハ) 統計情報の正確性・客観性に関するリスク

① 本投資証券の商品性に関するリスク

(イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を金銭換価する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。

そのため、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却できない可能性があり、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

(ロ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産（本投資法人が取得する不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産を含みます。以下、本「(1) リスク要因」の項において「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が変動し、投資主への分配金が増減することがあります。

(ハ) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議

や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約通りの増額改定を行えない可能性もあります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク（ロ）賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。）。

保有資産の過去の収支の状況や賃料総額も、当該資産の今後の収支の状況や賃料総額を必ずしも予測させ又は保証するものではありません。また、当該不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する費用支出、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、収支を悪化させる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があります。これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

（二）投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、新規投資口を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の計算期間中に追加発行された投資口に対して、当該計算期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われる場合には、既存の投資主は、追加発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

更に、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

（ホ）運用資産の価格変動に関するリスク

本投資法人は、不動産及び不動産信託受益権を主な投資対象としていますが、不動産関連資産の価格は、不動産市況、社会情勢等の影響を受け易い性格を有しています。

これらの要因により本投資法人の保有する資産の価値が下落すれば、本投資証券の市場価格の下落をもたらす可能性があります。

また、本投資法人の保有する資産の価値が下落することで、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の適用を受けることにより、減損損失の計上、当期純利益の減少を通じて本投資証券の市場価格の下落をもたらす可能性もあります。

本投資法人は、投資証券の発行による資金調達のほか、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行う予定であることから、本投資証券の価格変動の幅は、投資対象となる不動産関連資産の価格変動の幅よりも更に大きくなります。

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

（イ）不動産等の情報提供に関する協定書等に基づき想定通り物件取得が行えないリスク

本投資法人による物件取得を支援する体制の構築を目的として、本投資法人及び資産運用会社は、新日鉄都市開発及び王子不動産との間で、それぞれ「不動産等の情報提供に関する協定書」を締結し、また、住友信託銀行との間で「不動産等の仲介情報提供に関する協定書」を締結しています（これらの協定書については、前記「2 投資方針（1）投資方針① 基本方針（ロ）スポンサー力の最大活用 a. 外部成長戦略」をご参照下さい。）。

しかし、これらの協定書は、一定の不動産につき、本投資法人及び資産運用会社に情報の提

供を受ける機会を与えるものにすぎず、住友信託銀行、新日鉄都市開発及び王子不動産は、本投資法人に対して、不動産を本投資法人の希望する価格で仲介又は売却する義務を負っているわけではありません。即ち、本投資法人は、これらの協定書により、本投資法人が取得を希望する不動産を適切な価格で取得できることまで確保されているわけではありません。

(ロ) 地域的な偏在に関するリスク

投資対象となる不動産が地域的に偏在した場合、当該地域における地域経済や不動産マーケットの変動、地震・台風等の災害、人口変動などの特有な事象の発生によって、本投資法人の収益に重大な悪影響が生じる可能性があります。

(ハ) 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産は、一般的にそれぞれの物件の個別性が強いために代替性がなく、流動性が低いため、希望する時期に希望する物件を取得又は処分できない可能性があります。また、不動産投資信託、その他のファンド及び投資家等による不動産に対する投資は活発化する傾向にあり、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産関連資産を取得することができるとは限りません。取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、本投資法人が不動産関連資産を取得した後これらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。

以上の結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があり、またポートフォリオの組替えが適時に行えない可能性があります。

(二) 投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

投資口の追加発行、資金の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で投資口の追加発行、資金の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかつたり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が資金の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該資金の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなつたり、規約の変更が制限される等の可能性があります、このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 住友信託銀行、新日鉄都市開発及び王子不動産への依存、利益相反に関するリスク

住友信託銀行、新日鉄都市開発及び王子不動産は、本書の日付現在、3社で本投資法人の資産運用会社の全株式を保有しており（注）、資産運用会社の主要な役職員の出向元であり、

資産運用会社の社外取締役の兼任先です。即ち、本投資法人及び資産運用会社は、住友信託銀行、新日鉄都市開発及び王子不動産と密接な関係を有しており、本投資法人による安定した収益の確保と成長性に対するこれら3社の影響は相当程度高いといえます。

したがって、本投資法人及び資産運用会社が住友信託銀行、新日鉄都市開発及び王子不動産との間で、本書の日付現在における関係と同様の関係を維持できなくなった場合には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

更に、本投資法人や資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、住友信託銀行、新日鉄都市開発及び王子不動産との間で取引を行う場合等、本投資法人との間で利益相反が生じる可能性があります。

(注) 各社の保有割合は、本書の日付現在、住友信託銀行が38%、新日鉄都市開発及び王子不動産がそれぞれ31%となっています。

(ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の資質、能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。また、投信法は、本投資法人の執行役員及び監督役員並びに本投資法人の関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は、法定の措置をとらないときは、投資主に損害が発生する可能性があります。

また、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（忠実義務）、利益相反状況にある場合に本投資法人の利益を害してはならない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損害を受ける可能性があります。

このほかに、資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である不動産信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、プロパティ・マネジメント会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の資質、能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本投資法人の執行役員及び資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人の執行役員及び資産運用会社の人材に大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(ニ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、本投資法人の発行する投資証券は、上場株券等と異なり、証券取引法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。

本投資法人及び資産運用会社は、その内部規則において、役職員が証券取引法で禁じられているインサイダー取引に類似する取引を行わないよう規制し、役職員が本投資法人の発行する投資証券を取得することができない旨を定めていますが、本投資法人及び資産運用会社

の役員等がかかる規則を遵守せずにインサイダー取引に類似する取引を行った場合には、本投資証券に対する一般の信頼を害し、ひいては市場価格の下落や本投資証券の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。

(ホ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、資産運用会社の取締役会が本投資法人の規約に従い定めた投資運用ガイドライン（詳細な投資方針等）等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

(ヘ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配にあずかることによってしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

(ト) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、運用資産の借入人が無利息又は低利で信託受託者等に預託した敷金又は保証金を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。しかし、賃貸市場の動向、借入人との交渉等により、本投資法人の想定よりも借入人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなります。また、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。これらの結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に記載の通り、不動産関連資産です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「(レ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

(イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。本投資法人は、状況によっては、前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、瑕疵担保責任を負担させる場合もありますが、たとえかかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるをえなくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。）（以下「宅地建物取引業法」といいます。）上、宅地建物取引業者とみなされる（宅地建物取引業法第77条の2第2項）ため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

(ロ) 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約リスク、更新がなされないリスク

賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、稼働率が低下し、不動産に係る賃料収入が減少することがあります。なお、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）（以下「会社更生法」といいます。）上の更生手続その他の倒産手続（以下、併せて「倒産等手続」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、

投資主に損害を与える可能性があります。

c. 賃料改定に係るリスク

テナントとの賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合には、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。

したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

また、定期的な賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉いかんによっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、契約中の賃料改定の可否に関する合意の存否にかかわらず同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

e. テナント集中のリスク

本投資法人の運用資産である不動産が単一又は少数のテナントに賃貸される場合、かかるテナントの営業状況、財務状況の悪化等による賃料支払の遅延や物件からの退去が、本投資法人の収益等に悪影響を与える可能性があります。

本投資法人の保有資産のうち、相模原ショッピングセンター及びイトーヨーカドー東習志野店のテナントである株式会社イトーヨーカ堂並びに日本電気本社ビルのテナントである日本電気株式会社について、全賃貸面積を占める割合が、第1期末現在それぞれ49.0%及び31.6%に達しており、各テナントの財務状況の変化等に伴う支払能力の変化、賃貸条件の変更その他の事情が、本投資法人の収益等に及ぼす影響は大きいものとなっています。したがって、各テナントが退去した際には、大きな空室率が生じるので、他のテナントを探しその空室率を回復させるのに時間を要することがあり、場合によっては賃貸条件を緩和することを求められ、その期間が長期になればなるほど、又は賃貸条件の緩和の度合いが大きい程、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性が高くなります。

(ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

(二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上無過失責任を負うことがあります。不動産の個別事情によ

り保険契約が締結されない場合、上記(ハ)と同様、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

(ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があります。また、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

(ヘ) 法令の制定・変更に関するリスク

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。）（以下「土壌汚染対策法」といいます。）は、土地の所有者等に対し、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査及び報告、並びに当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることなどを定めています。そのほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法（昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ト) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消される（詐害行為取消）可能性があります。また、本投資法人が不動産を取

得した後、売主について倒産等手続が開始した場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人（以下「管財人等」といいます。）により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者（以下、本項において「買主」といいます。）から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、売買が取消され又は管財人等により否認されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り売買が取消され又は管財人等により否認されるリスクを回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

更に、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正譲渡でないといみなされるリスク）もあります。

(チ) マスターリース会社に関するリスク

不動産の賃貸形態として、マスターリース会社が不動産の所有者である信託受託者との間でマスターリース契約を締結した上でエンドテナントに対して転貸する場合があります。

この場合、マスターリース会社の財務状態の悪化により、エンドテナントからマスターリース会社に対して賃料が支払われたにもかかわらず、マスターリース会社から賃貸人である信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

(リ) 転貸に関するリスク

賃借人（転借人を含みます。）に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヌ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

テナントによる不動産の利用・管理状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。また、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

(ル) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、当

該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者について倒産手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができることとされています。ただし、共有者は、倒産手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

（ウ）区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替決議が必要とされる等（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあります。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法

律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(ワ) 借地物件に関するリスク

借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。）とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第13条、借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）第4条）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用

を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(カ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物（共有持分、区分所有権等を含みます。）を第三者から賃借の上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、上記(ワ)の借地物件の場合と同じです。

加えて、本投資法人が第三者との間で締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人とテナントの間の転貸借契約も終了するとされているため、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(コ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、将来、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結する可能性があります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ク) 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。さらに、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者

が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人にかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

(レ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託の受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託の受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを負担することになります。

信託契約上信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権は有価証券（本項では、財産権を表章する証券であって、その権利の発生、移転、行使のすべて又は一部が証券をもってなされることを必要とするものをいいます。）としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性はありません。

信託法上、信託受託者が倒産手続の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があります。仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

(ロ) 信託の受益権の準共有等に関するリスク

不動産信託受益権が準共有されている場合、単独で保有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

準共有者は、原則として、他の準共有者の同意を得ることなく自己の準共有持分を処分することができ、したがって、本投資法人の意向にかかわらず他の準共有者が変更される可能性があります。これに対し、準共有者間の協定書等において、準共有者が準共有持分を処分する場合に他の準共有者に先買権若しくは優先交渉権を与え、又は一定の手續の履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人の知らない間に他の準共有者が変動するリスクは減少しますが、本投資法人がその準共有持分を処分する際に制約を受けることになります。

また、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有されている不動産信託受益権の変更にあたる行為には準共有者全員の合意を要し（民法第264条、第251条）、変更にあたらぬ管理は、準共有者の準共有持分の過半数で決定する（民法第264条、第252条）ものと考え

えられます。したがって、特に本投資法人が準共有持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

更に、不動産信託受益権の準共有者が不動産信託受託者に対して有する信託交付金の請求権及び不動産信託受託者に対して負担する信託費用等の支払義務は、別段の合意のない限り、準共有される財産に関する債権債務として不可分債権及び不可分債務であると一般的には解されています。したがって、他の準共有者の債権者が当該準共有者の準共有持分の割合を超えて信託交付金請求権全部を差し押さえる可能性があり、また、他の準共有者が不動産信託受託者からの信託費用等の請求をその準共有持分の割合に応じて履行しない場合に本投資法人が請求された全額を支払わざるを得なくなる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、差し押さえられた信託交付金請求権のうち自己の準共有持分に応じた金額の支払や支払った信託費用等のうち他の準共有者の準共有持分に応じた金額の償還を当該他の準共有者に請求することができますが、当該他の準共有者の資力の如何によっては、支払又は償還を受けることができない可能性があります。

⑤ 税制に関するリスク

(イ) 導管性要件に関するリスク

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、借入金等の定義に係る不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い ② 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入」をご参照下さい。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により税務否認等の更正処分を受けた場合には、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資方針において、その有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の割合が100分の75以上となるように資産を運用すること（規約別紙1「資産運用の対象及び方針 投資方針」第3項）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法

人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二) 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴うリスク

固定資産の減損に係る会計基準の適用により、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、一定の条件の下で回収可能額を反映させるように固定資産の帳簿価額を減損する会計処理（減損処理）を行うこととなっており、今後、本投資法人の保有する不動産等の市場価格及び収益状況によっては減損処理を行う可能性があります。

また、減損処理により会計処理と税務処理の取扱いの差異が生じ、本投資法人は導管性要件を満たすことができないこととなる（利益の配当等を損金算入できないこととなる）可能性があります。

(ホ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有若しくは売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

⑥ その他

(イ) 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

建物状況調査レポート及び地震リスク分析レポートは、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査及び施設管理者への聞き取りを行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用並びに再調達価格の算出、並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載したものであり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、予想損失額の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(ロ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

後記「5 運用状況 (2) 投資資産 (イ) 信託受益権及び信託不動産の概要 d. 個別信託不動産の概要」に記載の過去の収支状況は、信託受益権の賃貸事業収支をあくまで参考として記載したものです。したがって、今後の本投資法人の収支が過去の収支状況と一致する保証はなく、これと大幅に異なる可能性があります。

(ハ) 統計情報の正確性・客観性に関するリスク

本書に記載された統計情報については、政府機関の公表する資料及び情報に加えて、調査分析会社が政府機関の公表する資料及び情報をもとに分析を行って表示方法に加工をしたもの、並びに調査分析会社が一定の調査方法に基づいて収集した資料及び情報を一定の分析方法に基づいて作成及び表示したものが含まれています。これらの統計情報は、調査方法、分析方法、表示方法等により異なる可能性があり、他の第三者が作成する統計情報と一致する保証はありませんし、また、客観的な現在又は将来の市場動向に一致する保証はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人及び資産運用会社は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるようリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶおそれがあります。

① 本投資法人の体制

本投資法人は、業務運営を監督する役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。3か月に1回以上の頻度で開催される役員会において、執行役員は、資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社の業務執行状況等を報告し、また、その重要な職務遂行に対する承認を得るものとされています。

本投資法人が資産運用会社との間で締結した資産運用委託契約には、資産運用会社が本投資法人の規約に従って投資運用ガイドラインを作成すること、本投資法人が委託業務に関して報告を要求した場合、資産運用会社はかかる要求に従い報告を行うこと、及び資産運用委託契約、投資運用ガイドライン及び資産運用会社の内部規則に従って本投資法人の資産の運用を行うことが定められています。

また、本投資法人は、内部者取引管理規程を策定し、本投資法人の執行役員及び監督役員によるインサイダー類似取引の防止に努めています。

② 資産運用会社の体制

資産運用会社は、投資運用ガイドラインを作成し、投資方針、利害関係者との取引の方針、分配の方針及び開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方について定めています。また、資産運用会社は、投資運用ガイドライン及び利益相反取引規程（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係者との取引制限 (2) 利益相反取引規程」をご参照下さい。）を遵守することにより、投資運用に係るリスクの管理に努めます。

利害関係者との重要な取引については、コンプライアンス室において審査した後、リスク・コンプライアンス委員会の審議及び全会一致による決議、投資運用委員会の審議及び決議を経た上で、初めて取締役会に上程され、取締役会が審議の上決議するという厳格な手続きを経ることが要求されています。

また、資産の取得又は売却予定額が100億円かつ本投資法人の総資産額の10%を超える場合は、必ず取締役会の審議及び決議を経ることとされています。

利害関係者との重要な取引に該当しない取引に関する審議及び決議の場合であっても、リスク・コンプライアンス委員会において決議に反対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会に報告されます。

このように複数の会議体による様々な観点からの検討により、資産運用会社はリスクの把握に努めます。

さらに、資産運用会社では、内部者取引管理規程を制定し、資産運用会社の役職員等による

インサイダー取引に類似する取引の防止に努めています。なお、同規程によれば、資産運用会社の役職員等は、本投資法人の投資証券又は投資法人債券の売買等を行ってはならない旨定められています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第8条）、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

① 役員報酬（規約第21条）

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次の通りとします。

(イ) 各執行役員の報酬は、1人当たり月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払うものとします。

(ロ) 各監督役員の報酬は、1人当たり月額40万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払うものとします。

② 資産運用会社への資産運用報酬（規約第36条及び別紙3「投資信託委託業者に対する資産運用報酬」）

資産運用会社に支払う報酬の金額、計算方法及び支払の時期はそれぞれ以下の通りとします。

(イ) 運用報酬Ⅰ

a. 本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」といいます。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」といいます。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.3%を乗じた額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）とします。

b. 「計算期間Ⅰ」における総資産額

本投資法人の直前の営業期間の決算期の貸借対照表（投信法第131条第1項の承認を受けたものに限り、以下「貸借対照表」といいます。）に記載された総資産額。

c. 「計算期間Ⅱ」における総資産額

「計算期間Ⅰ」における総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が運用資産を取得又は処分した場合には、取得した運用資産の取得価額の合計と処分した運用資産の直近の貸借対照表価額の合計の差額を加減した額。

d. 「計算期間Ⅰ」に対する報酬額は、計算期間Ⅰの期間満了日までに支払い、「計算期間Ⅱ」に対する報酬額は、計算期間Ⅱの期間満了日までに支払うものとします。

e. 上記にかかわらず、本投資法人の設立当初の第1期の営業期間に係る運用報酬Ⅰについては、以下に定める方法及び時期にて支払うものとします。

第1期の決算期において本投資法人が所有する不動産関連資産について、各資産に係る取得価額に年率0.3%を乗じた金額に、本投資法人が当該不動産関連資産を取得した日から当該決算期までの経過日数を乗じ365日で除して得られる金額（1円未満切捨て）の合計額を、当該決算期の翌月の末日までに支払うものとします。

(ロ) 運用報酬Ⅱ

a. 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の損益計算書における運用報酬Ⅱ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産

の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除きます。）を差し引いた金額とします。）に5.0%を乗じた額（1円未満切捨て）とします。

- b. 当該報酬の支払時期は、当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認（投信法第129条第1項の書類に係る同法第131条第1項の承認を受けることをいいます。以下同じです。）後1か月以内とします。

(ハ) 運用報酬Ⅲ

本投資法人が不動産等を取得若しくは譲渡した場合、その取得価額若しくは譲渡価額に0.5%を乗じた金額を、取得又は譲渡の日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとします。

③ 資産保管会社、一般事務受託者及び投資主名簿等管理人への支払手数料

資産保管会社、一般事務受託会社及び投資主名簿等管理人がそれぞれの業務を遂行することに対する対価である事務受託手数料は、以下の通りです。

(イ) 資産保管会社の報酬

- a. 資産保管業務に係る報酬は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額とします。

計算期末月（4月、10月）	各月末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産の部の合計金額×0.03%÷12
計算期末月を除く各月	各月末時点における本投資法人の合計残高試算表上の資産の部の合計金額×0.03%÷12

- b. 本投資法人は、当該報酬を各営業期間毎に、資産保管会社から請求を受けた月の翌末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに資産保管会社の指定する銀行口座への振込により支払うものとします。

(ロ) 一般事務を行う一般事務受託者の報酬

- a. 一般事務に係る報酬は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額とします。

計算期末月（4月、10月）	各月末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産の部の合計金額×0.09%÷12
計算期末月を除く各月	各月末時点における本投資法人の合計残高試算表上の資産の部の合計金額×0.09%÷12

- b. 本投資法人は、当該報酬を各営業期間毎に、一般事務受託会社から請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに一般事務受託会社の指定する銀行口座への振込により支払うものとします。

(ハ) 投資主名簿等管理人の報酬

本投資法人は、委託事務手数料として、下記の委託事務手数料表により計算した金額を投資主名簿等管理人に支払うものとします。ただし、委託事務手数料表に定めのない事務手数料は、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上定めます。経済情勢の変動、委託事務の内容の変化等により、委託事務手数料が不適正となったときは、随時本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上これを変更し得るものとします。

＜委託事務手数料表＞

■通常事務手数料表

項目	手数料率	対象事務の内容												
基本料	<p>① 月末現在の投資主名簿上の投資主（以下「一般投資主」といいます。）と実質投資主名簿上の投資主（以下「実質投資主」といいます。）を合算した投資主名簿（以下「合算投資主名簿」といいます。）上の投資主（以下「投資主」といいます。）1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額の6分の1（月額）とする。 ただし、最低料金は月額240,000円とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 ～ 5,000名</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>5,001 ～ 10,000名</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td>10,001 ～ 30,000名</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>30,001 ～ 50,000名</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>50,001 ～ 100,000名</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>100,001名以上</td> <td>220円</td> </tr> </table> <p>② 月中に失格した一般投資主1名につき 80円加算</p>	1 ～ 5,000名	580円	5,001 ～ 10,000名	490円	10,001 ～ 30,000名	420円	30,001 ～ 50,000名	350円	50,001 ～ 100,000名	280円	100,001名以上	220円	<ul style="list-style-type: none"> ・投資主名簿、合算投資主名簿の維持、管理、期末（中間を含みます。）投資主確定 ・一般投資主と実質投資主との名寄せ、投資口数合算 ・期末統計資料の作成 ・期末投資主一覧表（大投資主、役員）の作成 ・投資主票の索引、登録、整理 ・失格投資主名簿の管理 ・予備投資証券の保管、不要予備投資証券の廃棄 ・未達、未引換投資証券の保管及び交付又は引換 ・投資証券不所持の申出及び交付請求の受理 ・還付郵便物の整理、保管及び再送 ・投資証券の印紙税に関する申請、申告及び納付 ・帳簿書類等の調整 ・各種書類の保管 ・投資口に関する各種照会への対応
1 ～ 5,000名	580円													
5,001 ～ 10,000名	490円													
10,001 ～ 30,000名	420円													
30,001 ～ 50,000名	350円													
50,001 ～ 100,000名	280円													
100,001名以上	220円													
名義書換料	<p>① 月中書換投資口数 1単位の投資口数につき 120円</p> <p>② 書換投資証券 1枚につき 115円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資口の名義書換 ・質権の登録又はその抹消 ・信託財産の表示又はその抹消 ・名称（商号）変更、改姓名及び氏名訂正等投資証券券面の表示変更に関し投資証券及び投資主名簿への記載 												
投資証券再発行料	<p>① 回収投資証券 1枚につき 60円</p> <p>② 交付投資証券 1枚につき 70円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資証券の交換、分割、併合、再発行（喪失による除権判決、汚損、毀損、満欄等）による投資証券の回収及び代替投資証券の交付 ・不所持申出による投資証券の回収 ・不所持交付請求による投資証券の交付 ・保管振替機構名義失念投資口に係る投資証券の交付 ・回収投資証券の廃棄 												

項目	手数料率	対象事務の内容												
諸届受理料	各種諸届の受理 1件につき 650円	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更、地名変更、代表者（役職名）変更、法定代理人、常任代理人、仮住所、共有代表者等に関し投資主名簿、合算投資主名簿の記載の変更を要する諸届の受理 ・事故届、改印届、分配金振込口座指定書、特別税率 ・適用申告書、同廃止申告書、所得税法等に基づく告知、諸通知送付先指定書等の受理 ・保管振替機構名義失念投資口に係る諸請求の受理 												
証明調査料	証明書発行、各種調査 1件（1名義人）につき 650円	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金支払明細書（一括送付分を除きます。）の作成 ・投資主名簿、合算投資主名簿の記載事項に関する各種証明書の発行 ・相続、贈与等による投資主名簿及び合算投資主名簿の調査への回答書作成 ・各種税務調査への回答書作成 												
分配金計算料	<p>① 分配金受領権者1名につき、下記段階に応じ区分計算した合計額。ただし、最低料金を1回につき310,000円とする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1 ～ 5,000名</td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td>5,001 ～ 10,000名</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>10,001 ～ 30,000名</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>30,001 ～ 50,000名</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>50,001 ～ 100,000名</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>100,001名以上</td> <td>60円</td> </tr> </table> <p>② 分配金振込口座指定1件につき加算 160円加算</p>	1 ～ 5,000名	125円	5,001 ～ 10,000名	110円	10,001 ～ 30,000名	95円	30,001 ～ 50,000名	80円	50,001 ～ 100,000名	65円	100,001名以上	60円	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金額及び源泉徴収税額の計算 ・分配金支払台帳、分配金領収証（又は郵便振替支払通知書）、分配金振込磁気テープ、振込票、振込通知書、支払調書の作成 ・租税条約、特別税率の適用及び管理 ・分配金領収証及び振込通知書に関する印紙税の申請、申告及び納付 ・配達記録受領証の作成 ・支払済分配金領収証（又は郵便振替支払通知書）の集計及び未払分配金の確定 ・証券投資信託、年金信託組入状況の報告 ・分配金支払明細書（一括送付分）の作成
1 ～ 5,000名	125円													
5,001 ～ 10,000名	110円													
10,001 ～ 30,000名	95円													
30,001 ～ 50,000名	80円													
50,001 ～ 100,000名	65円													
100,001名以上	60円													
未払分配金支払料	<p>① 支払領収証 1枚につき 650円</p> <p>② 月末現在未払投資主 1名につき 7円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行取扱期間（又は郵便振替払渡期間）経過後の分配金の支払 ・保管振替機構名義失念投資口に係る分配金等の支払 ・未払分配金台帳の管理 												

各項目について手数料率により計算した総額に対し、消費税額に相当する額を加算します。
新投資口の発行、最低純資産額の減少、投資口の分割併合、引継、解約（解約時の基本料を除きます。）、臨時の統計資料の作成、新投資主への挨拶状の発送、PR郵便物の発送、振込口座指定の勧誘、未払分配金の催告、投資口の失効、その他臨時又は特別事務については本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上別に手数料を定めます。

④ 会計監査人報酬（規約第29条）

会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該決算期後3か月以内に支払うものとします。

⑤ 設立企画人報酬（規約第40条）

設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として、5,000万円を受領します。

(4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、以下に例示する費用の他明らかに直接的な投資法人の負担と判断される費用等を負担します。

- ① 投資法人の決算・納税に関する費用（各種資料の作成、印刷、配布に要する通信費、専門家報酬等）
- ② 投資法人の役員会・投資主総会に関する費用（印刷費、通信費、会場費、専門家報酬等）
- ③ 投資法人の運用資産に関する費用（運用資産に関連する各種調査費、専門家報酬等を含みます。）
- ④ 投資法人の運用資産の取得及び譲渡に関連する費用等（媒介報酬、登録免許税、司法書士報酬等）
- ⑤ 投資法人の借入、投資法人債発行、投資口追加発行等の資金調達に関連する費用（投資法人の広告宣伝に要する費用等を含みます。）
- ⑥ 投資法人の備品、消耗品、事務用品等に要する費用
- ⑦ 投資法人の役員報酬
- ⑧ 投資法人が付保する保険料
- ⑨ 投資法人が締結する各種契約に関する費用及び報酬、各種契約書等の印紙税等
- ⑩ 投資法人の各種取引手数料等
- ⑪ 投資法人のIR活動に直接的に要する費用（交通費、印刷費、通信費等）

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記の通りです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

① 投資主の税務

(イ) 個人投資主の税務

a. 利益の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益の分配は、株式の配当と同様に配当所得として取り扱われ、原則として20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。ただし、上場投資口の利益の分配は特例の対象となり、個人投資主は金額にかかわらず源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告

不要の選択が可能となります。また、利益の分配に係る特例による源泉徴収税率は、平成20年3月31日までに支払を受けるべきものに関しては10%（所得税7%、住民税3%）、平成20年4月1日以後に支払を受けるべきものに関しては20%（所得税15%、住民税5%）となります。なお、大口個人投資主（本投資法人から支払がされる当該分配金の支払に係る基準日において発行済投資口総数の5%以上を保有）はこの特例の対象とはならず、原則として20%の税率により所得税が源泉徴収され、総合課税による確定申告が要求されます。

b. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しとして扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の税務上の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当^(注1)として上記a.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、資本の払戻し額のうち、みなし配当以外の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額^(注2)として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価^(注3)を算定し、投資口の譲渡損益の額^(注4)を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記c.の投資口の譲渡における証券会社等を通じた譲渡等の場合と原則同様になります。

c. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益の取扱いについては、株式を譲渡した場合と同様に、株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となり、原則20%（所得税15%、住民税5%）の税率により課税されます。譲渡損が生じた場合は、他の株式等の譲渡所得等との相殺は認められますが、株式等の譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他の所得と相殺することはできません。ただし、本上場投資口を証券会社等を通じて譲渡等した場合は、以下の特例の対象となります。

- i. 申告分離課税の上記20%の税率は、平成19年12月31日までの譲渡等に関しては10%（所得税7%、住民税3%）となります。
- ii. 本上場投資口の譲渡等により損失が生じた場合において、その損失をその譲渡日の属する年度における他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれないため株式等の譲渡所得等の合計が損失となった場合は、申告を要件に、翌年以降3年間にわたりこの損失を株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することが認められます。
- iii. 証券会社等における特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内において譲渡等した場合の所得に関しては源泉徴収による申告不要の選択が認められます。源泉税率は、平成19年12月31日までの譲渡等に対しては10%（所得税7%、住民税3%）、平成20年1月1日以後の譲渡等に対しては20%（所得税15%、住民税5%）となります。

(ロ) 法人投資主の税務

a. 利益の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から利益の分配を受け取る際には、株式の配当と同様に取り扱われ、原則として20%の税率により所得税が源泉徴収されます。ただし、本上場投資口の利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉税率は平成20年3月31日までに支払を受けるべきものに関しては7%、平成20年4月1日以後に支払を受けるべきものに関しては15%となります。この源泉税は、利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象

となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

b. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しとして扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の税務上の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当^(注1)として上記 a. における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、資本の払戻し額のうち、みなし配当以外の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額^(注2)として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価^(注3)を算定し、投資口の譲渡損益の額^(注4)を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記 c. の投資口の譲渡の場合と同様になります。

c. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

(注1) みなし配当の金額は、次のように計算されます。なお、この金額は、本投資法人からお知らせします。

$$\text{みなし配当の金額} = \text{資本の払戻し額} - \text{投資主の所有投資口に相当する投資法人の税務上の資本金等の額}$$

(注2) 投資口の譲渡に係る収入金額は、以下の通り算定されます。

$$\text{投資口の譲渡に係る収入金額} = \text{資本の払戻し額} - \text{みなし配当金額 (注1)}$$

(注3) 投資主の譲渡原価は、次の算式により計算されます。

$$\text{資本の払戻し直前の投資口の取得価額} \times \frac{\text{投資法人の資本の払戻し総額}}{\text{投資法人の前期末の税務上の簿価純資産価額}} ※$$

※ この割合は、小数点以下第3位未満の端数がある時は切り上げとなります。この割合に関しては、本投資法人からお知らせします。

※※ 「前期末から当該払戻しの直前の時までの間に増加した税務上の資本金等の額」がある場合にはその金額を加算し、「前期末から当該払戻しの直前の時までの間に減少した税務上の資本金等の額」がある場合にはその金額を減算します。

(注4) 投資口の譲渡損益は、次のように計算されます。

$$\text{投資口の譲渡損益の額} = \text{譲渡収入金額 (注2)} - \text{譲渡原価の額 (注3)}$$

② 投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。利益の配当等を損金算入するために満たすべき主要な要件（導管性要件）は、以下の通りです。

- a. 配当等の額が配当可能所得の90%超（利益を超える金銭の分配がある場合には金銭の分配の額が配当可能額の90%超）であること
- b. 他の法人（一定の要件を満たす場合には特定目的会社を除きます。）の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を有していないこと
- c. 適格機関投資家（証券取引法第2条第3項第1号）以外の者から借入れを行っていないこと
- d. 事業年度の終了時において、3人以下の投資主及びその特殊関係者により発行済投資口総数の50%超を保有される同族会社に該当していないこと

- e. 発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること
- f. 事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

a. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税の税率は、課税標準額の2%ですが、売買による土地の取得に係る所有権の移転登記に対しては、平成20年3月31日まで税率が1%となります。ただし、規約において、資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価格の合計額が本投資法人の有する特定資産の価格の合計額に占める割合を100分の75以上とする旨の記載があること、借入れは適格機関投資家からのものであること等の要件を満たす投資法人が平成18年3月31日までに取得した不動産に対しては、登録免許税の税率が特例により0.6%に、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する不動産については0.8%に軽減されます。

b. 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税標準額の4%の税率により課されますが、住宅及び土地については、平成21年3月31日までに取得した場合に限り3%となり、住宅以外の家屋については、平成18年3月31日までに取得した場合は3%、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した場合は3.5%となります。ただし、上記a.の要件を満たす投資法人が平成19年3月31日までに規約に従い取得する不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準額が3分の1に軽減されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成18年10月31日現在)

資産の種類	用途	地域	保有総額 (百万円) (注1)	対総資産比率 (%) (注2)
信託不動産	オフィスビル	東京都心部	92,301	71.9
		東京周辺都市部	1,512	1.2
		関西圏	1,118	0.9
		小計	94,932	74.0
	商業施設	東京周辺都市部	21,254	16.5
		小計	21,254	16.5
	合計			116,187
預金等のその他資産			12,153	9.5
資産総額			128,340	100.0
負債総額			43,436	33.8
純資産総額			84,903	66.2

(注1) 保有総額は、期末現在の貸借対照表計上額（信託不動産等については減価償却後の帳簿価額）によっており、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 「対総資産比率」は、資産総額に対する当該資産の貸借対照表計上額の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(イ) 信託受益権及び信託不動産の概要

a. 不動産等の概要（価格及び投資比率）

（平成18年10月31日現在）

用途	地域	不動産等の名称	取得価額 (百万円) (注1)	期末算定価額 (鑑定評価額) (百万円) (注2)	投資比率 (%) (注3)
オフィスビル	東京都心部	日本電気本社ビル	41,950	47,050	36.9
		晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY	33,000	39,100	30.7
		赤坂王子ビル	9,660	11,700	9.2
		神田パークプラザ	5,156	5,202	4.1
	東京周辺都市部	ファーレイーストビル	1,520	2,140	1.7
	関西圏	日鉄本町ビル	1,100	1,140	0.9
	小計（6物件）			92,386	106,332
商業施設	東京周辺都市部	相模原ショッピングセンター	12,000	12,100	9.5
		イトーヨーカドー東習志野店	8,900	9,010	7.1
	小計（2物件）			20,900	21,110
合計			113,286	127,442	100.0

（注1）取得価額は、各資産の取得の際の信託受益権譲渡契約書に記載された売買代金（本体価格）を記載しています。

（注2）期末算定価額は、本投資法人規約に定める資産評価の方法及び基準並びに社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、以下の不動産鑑定評価機関による鑑定評価額（価格時点：平成18年10月31日）を記載しています。

不動産鑑定評価機関	評価対象物件
株式会社谷澤総合鑑定所	日本電気本社ビル、赤坂王子ビル、ファーレイーストビル、日鉄本町ビル
財団法人日本不動産研究所	晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY
株式会社中央不動産鑑定所	神田パークプラザ、イトーヨーカドー東習志野店
大和不動産鑑定株式会社	相模原ショッピングセンター

（注3）投資比率は、期末算定価額総額に対する各物件・各用途毎の比率で、小数第2位を四捨五入して記載しています。

b. 建物の概要

(平成18年10月31日現在)

用途	地域	不動産等の名称	構造・階数 (注1)	竣工年月 (注1)	賃貸可能面積 (㎡) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	賃貸事業 収入 (百万円)	テナント 総数 (注4)	稼働率 (%) (注5)
オフィスビル	東京都 心部	日本電気本社ビル	S・RC・SRC造 コンクリート屋根地下3 階付39階建	平成2年1月	72,238.03	72,238.03	1,805	1	100.0
		晴海アイランドトリ トンスクエアオフィ スタワーY	S・RC・SRC造陸 屋根・ステンレス鋼板 葺地下4階付40階建	平成13年10月	23,239.62	22,959.31	1,770	7	98.8
		赤坂王子ビル	SRC造陸屋根地下1 階付9階建	平成1年4月	7,281.83	7,281.83	511	3	100.0
		神田パークプラザ	SRC造陸屋根地下1 階付9階建	昭和34年11月	4,537.66	4,537.66	239	10	100.0
	東京周 辺都市 部	ファーレイーストビ ル	S・SRC造陸屋根地 下1階付12階建	平成6年12月	4,663.33	4,663.33	163	1	100.0
	関西圏	日鉄本町ビル	SRC造陸屋根地下2 階付12階建	平成3年6月	4,409.53	4,409.53	143	9	100.0
	小計(6物件)		——	——	——	116,370.00	116,089.69	4,633	31
商業施 設	東京周 辺都市 部	相模原ショッピング センター	113番2の1：S造亜 鉛メッキ鋼板葺2階建 113番2の2：S造陸 屋根2階建 113番3：S・RC造 陸屋根地下1階付4階 建 113番4：S造陸屋根 4階建	113番2の1： 平成5年5月 113番2の2： 平成5年8月 113番3： 平成5年8月 113番4： 平成10年11月	61,763.28	61,763.28	544	2	100.0
		イトーヨーカドー東 習志野店	RC造陸屋根地下1階 付4階建、S造陸屋根 6階建	平成6年10月	51,098.42	51,098.42	242	1	100.0
	小計(2物件)		——	——	——	112,861.70	112,861.70	786	3
合計		——	——	——	229,231.70	228,951.39	5,420	34	99.9

- (注1) 「構造・階数」及び「竣工年月」は、登記簿上の表示をもとに記載しています。「構造」について、「S造」は鉄骨造、「RC造」は鉄筋コンクリート造、「SRC造」は鉄骨鉄筋コンクリート造をそれぞれ意味します。
- (注2) 賃貸可能面積は、平成18年10月31日現在において賃貸が可能である面積を記載しています。なお、共有(準共有を含む)の場合には、本投資法人の持分割合を乗じた数値を小数第3位を四捨五入して記載しています。
- (注3) 賃貸面積は、平成18年10月31日現在において効力を有する賃貸借契約に基づく面積を記載しています。なお、共有(準共有を含む)の場合には、本投資法人の持分割合を乗じた数値を小数第3位を四捨五入して記載しています。
- (注4) テナント総数は、1テナントが同一物件内で、重複して入居している場合、同一物件については1件として計算しています(複数の物件にまたがり入居している場合は、物件毎に1件と計算しています。)また、マスターリース契約が締結されている場合は、当該マスターリース契約の賃借人のみを1件として計算しています。
- (注5) 「稼働率」は、平成18年10月31日現在の賃貸面積を賃貸可能面積で除して得られた数値を記載しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。

c. ポートフォリオの分散状況

(平成18年10月31日現在)

i. 用途区分

用途	物件数	取得価額合計 (百万円)	比率 (%) (注)
オフィスビル	6	92,386	81.6
商業施設	2	20,900	18.4
合計	8	113,286	100.0

(注) 比率は、取得価額総額に対する各用途区分毎の取得価額合計の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。

ii. 地域区分

地域	物件数	取得価額合計 (百万円)	比率 (%) (注)
東京都心部	4	89,766	79.2
東京周辺都市部	3	22,420	19.8
関西圏	1	1,100	1.0
合計	8	113,286	100.0

(注) 比率は、取得価額総額に対する各地域区分毎の取得価額合計の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。

iii. 規模区分

規模 (注1)	物件数	取得価額合計 (百万円)	比率 (%) (注2)
100,000㎡以上	2	74,950	66.2
50,000㎡以上100,000㎡未満	1	12,000	10.6
10,000㎡以上50,000㎡未満	3	20,080	17.7
10,000㎡未満	2	6,256	5.5
合計	8	113,286	100.0

(注1) 規模区分は、全物件について建物1棟全体についての延床面積を基準としています。

(注2) 比率は、取得価額総額に対する各規模区分毎の取得価額合計の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。

iv. 築年数区分

築年数	物件数	取得価額合計 (百万円)	比率 (%) (注1)
5年未満	0	0	—
5年以上10年未満	1	33,000	29.1
10年以上15年未満 (注2)	3	22,420	19.8
15年以上20年未満	3	52,710	46.5
20年以上	1	5,156	4.6
合計	8	113,286	100.0

(注1) 比率は、取得価額総額に対する各築年数区分毎の取得価額合計の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注2) 相模原ショッピングセンターは、4棟の建物から構成され、うち1棟の築年数は他の3棟の築年数と異なりますが、主要部分を形成する3棟の築年数を基準として、4棟すべてを「10年以上15年未満」の区分に分類して記載しています。

d. 個別信託不動産の概要

信託受益権に係る信託不動産の個別の概要は、以下の通りです。

なお、以下に記載する「資産の概要」、「取得価額及び鑑定評価額等」、「物件収支の状況」、「賃貸借の概況」及び「特記事項」の欄に関する説明は、以下の通りです。各欄における金額に関する表記については、記載未満の数値を切り捨てて記載しています。

(i) 「資産の概要」欄の記載について

- ・所在地の「地番」欄は、登記簿上表示されている地番を記載しています。
- ・所在地の「住居表示」欄は、住居表示を記載しています。
- ・「交通」については、利用可能な主要駅を記載しています。
- ・土地及び建物の「所有形態」欄は、信託不動産に関して不動産信託の信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- ・土地の「用途地域」欄は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・土地の「建蔽率」欄は、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- ・土地の「容積率」欄は、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- ・土地の「地積」欄は、登記簿上表示されている地積を記載しています。
- ・建物の「用途」欄は、登記簿上表示されている種類のうち、主要なものを記載しています。
- ・建物の「構造・階数」欄は、登記簿上の表示に基づき、以下の略称により記載しています。
S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・建物の「竣工年月」欄は、登記簿上表示されている新築時点を記載しています。

- ・建物の「延床面積」欄は、登記簿上表示されている床面積の合計を記載しています。区分所有建物に関しては、区分所有建物の一棟の建物の合計延床面積（他の区分所有者が所有する面積を含みます。）を記載し、共有土地及び共有建物に関しては、共有土地全体の面積及び共有建物全体の延床面積（それぞれ他の共有者の持分を含みます。）を記載しています。
 - ・「PM会社」欄には、平成18年10月31日現在の所有者と不動産管理契約を直接締結している相手方を記載しています。なお、各保有資産のテナントとの間で締結した賃貸借契約において、当該テナントに当該保有資産の管理を委託している場合には、当該テナントを「PM会社」欄に記載していません。
- (ii) 「取得価額及び鑑定評価額等」欄の記載について
- ・「取得価額」欄は、各資産の取得の際の信託受益権譲渡契約書に記載された売買代金（本体価格）を記載しています。
 - ・「鑑定評価額」欄は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。）及び不動産鑑定評価基準等に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士が、価格時点における評価対象不動産の価格に関する意見を示したものととまります。
 - ・同じ不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。
 - ・不動産の鑑定評価は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。
 - ・鑑定評価を行った株式会社谷澤総合鑑定所、財団法人日本不動産研究所、株式会社中央不動産鑑定所及び大和不動産鑑定株式会社と本投資法人の間には、利害関係はありません。
- (iii) 「物件収支の状況」欄の記載について
- ・「NOI」とは、ネットオペレーティングインカムを意味し、各保有資産の賃貸事業収入から賃貸事業費用（ただし、減価償却費を除きます。）を控除した額をいいます。
 - ・区分所有建物、共有土地及び共有建物の場合又は本投資法人が不動産信託受益権の準共有持分を取得する場合には、本投資法人の持分相当に対する額を記載しています。
- (iv) 「賃貸借の概況」欄の記載について
- ・平成18年10月31日現在の所有者とテナント間の賃貸借契約の概要を記載しています。
 - ・共有建物の場合には、本投資法人の持分割合を乗じて算定した数値を記載しています。
- (v) 「特記事項」欄の記載について
- ・「特記事項」欄の記載は、平成18年10月31日現在、以下の事項を含む、保有資産の権利関係や利用等に関連して重要と考えられる事項のほか、保有資産の評価額、収益性、処分への影響度を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。
 - － 法令諸規則上の制限又は規制の主なもの
 - － 権利関係等にかかる負担又は制限の主なもの
 - － 当該物件の境界を越えた構築物等がある場合や境界確認等に問題がある場合の主なものとその協定等
 - － 共有者・区分所有者との間でなされた合意事項又は協定等の主なもの

日本電気本社ビル

資産の概要			取得価額及び鑑定評価額等	
資産の種類	不動産信託受益権		取得価額	41,950,000千円
取得年月日	平成18年3月3日		鑑定評価額	47,050,000千円
信託受益権の概要	信託受託者	住友信託銀行株式会社	価格時点	平成18年10月31日
	信託期間満了日	平成37年12月28日	不動産鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所
所在地	地番	東京都港区芝五丁目2番11	物件収支の状況（百万円）	
	住居表示	東京都港区芝五丁目7番1号	運用期間	平成18年3月3日～平成18年10月31日 （日数：243日）
交通（主な利用駅）	J R山手線「田町」駅、都営地下鉄三田線・浅草線「三田」駅		賃貸事業収入 ①	1,805
			賃貸収入	1,805
			その他収入	—
土地	所有形態	所有権（不動産信託受益権の準共有持分50%）	賃貸事業費用 ②	5
	用途地域	商業地域	管理業務費	—
	建蔽率	80%	公租公課	0
	容積率	東側都道端から30mまで600% 東側都道端から30m超500%（注1）	水道光熱費	—
	地積	21,190.14㎡	修繕費	—
建物	所有形態	所有権（不動産信託受益権の準共有持分50%）	損害保険料	2
	用途	事務所、駐車場、機械室	その他	2
	構造・階数	S・RC・SRC造コンクリート屋根地下3階付39階建	NOI ③（①-②）	1,800
	竣工年月	平成2年1月	減価償却費 ④	302
	延床面積	144,476.05㎡	賃貸事業利益（③-④）	1,498
PM会社	（注3）		賃貸借の概況	
			テナント総数	1（注2）
			賃貸可能面積	72,238.03㎡
			賃貸面積	72,238.03㎡
特記事項				
<p>(1) 本投資法人は、アレス・インベストメント有限公司（注4）とそれぞれ50%の割合で不動産信託受益権を準共有しており、本投資法人、信託受託者及びアレス・インベストメント有限公司との間で受益者間協定が締結されています。（注5）</p> <p>(2) 賃貸借契約において、信託受託者が本件不動産を第三者に譲渡する場合には、日本電気株式会社が先買権を有することが定められています。</p>				

（注1）本件不動産は、東京都市計画芝五丁目（その2）特定街区に指定されており、以下をはじめとする法令上の制限を受けます。容積率の最高限度：600%、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度：180m

（注2）本件不動産は、本件建物全体を日本電気株式会社に一括賃貸しています。

（注3）本投資法人は、平成18年10月より資産運用会社の利害関係者である住友信託銀行株式会社に対して、本件建物に係るコンサルティング業務を委託しています。

（注4）アレス・インベストメント有限公司は、資産運用会社の利益相反取引規程に基づく利害関係者である住信不動産投資顧問株式会社（住友信託銀行株式会社の100%出資子会社）が資産運用に関する助言業務を受託している特別目的会社です。

（注5）受益者間協定には以下の内容等が規定されています。

- ・受益者としての意思形成に関し、信託建物の建替えに関する事項等の特定の重要な事項については、準共有者（各受益者）全員の合意が必要であり、重要な事項以外については、過半数の賛成により行うことが定められています。ただし、一定期間内に準共有者間（受益者）の意思形成ができない場合には信託受託者に判断が一任されます。
- ・準共有者（各受益者）は、準共有持分（各受益権）を処分する場合には、第三者に優先して事前に他の準共有者（受益者）との間で協議を行う等、各準共有者（受益者）が他の準共有持分（受益権）に対する先買権を有しています。

晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY

資産の概要			取得価額及び鑑定評価額等	
資産の種類	不動産信託受益権		取得価額	33,000,000千円
取得年月日	平成18年3月1日		鑑定評価額	39,100,000千円
信託受益権の概要	信託受託者	住友信託銀行株式会社	価格時点	平成18年10月31日
	信託期間満了日	平成28年3月31日	不動産鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所
所在地	地番	東京都中央区晴海一丁目85番	物件収支の状況(百万円)	
	住居表示	東京都中央区晴海一丁目8番11号	運用期間	平成18年3月1日～平成18年10月31日(日数:245日)
交通(主な利用駅)	都営地下鉄大江戸線「勝どき」駅		賃貸事業収入①	1,770
			賃貸収入	1,770
土地	所有形態	所有権、敷地権の割合100,000,000分の16,884,921	その他収入	—
	用途地域	商業地域	賃貸事業費用②	361
	建蔽率	80%(注1)	管理業務費	248
	容積率	500%(注1)	公租公課	0
	地積	39,569.53㎡(注2)	水道光熱費	105
	建物	所有形態	区分所有権 中央区晴海一丁目85番の9: 3～15階、S造13階建、24,000.76㎡	修繕費
用途		事務所	損害保険料	3
構造・階数		S・RC・SRC造陸屋根・ステンレス 鋼板葺地下4階付40階建	その他	3
竣工年月		平成13年10月	NOI③(①-②)	1,408
延床面積		267,132.67㎡(注3)	減価償却費④	348
PM会社		東西土地建物株式会社	賃貸事業利益(③-④)	1,060
			賃貸借の概況	
			テナント総数	7
			賃貸可能面積(注4)	23,239.62㎡
			賃貸面積(注4)	22,959.31㎡
特記事項				
<p>(1) 本件土地の南西側道路は、都市高速道路晴海線(計画決定年月日:平成5年7月19日 告知番号:都告第805号)に該当し、また本件土地の一部が当該都市高速道路に付帯する換気所の予定地に該当しています。なお、事業化の見通しは不明です。</p> <p>(2) 本件建物の区分所有者が区分所有権を譲渡する場合には、他の西地区管理組合、オフィスタワーX・ホール管理組合及びオフィスタワーW管理組合に属する区分所有者全員の同意を得なければならないことが合意されています。</p>				

(注1) 本件不動産は、高度利用地区指定、晴海一丁目地区再開発地区計画及び晴海一丁目地区第一種市街地再開発事業により、以下をはじめとする法令上の制限を受けます。容積率の最高限度:770%、容積率の最低限度:200%、建築物の建築面積の最低限度:200㎡、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度:200m

(注2) オフィスタワーYを含めた西地区全体の面積を含みます。

(注3) 西地区全体の床面積の合計を記載しています。なお、オフィスタワーY3～15階の床面積の合計は、24,000.76㎡です。

(注4) テナント従業員用の食堂施設の面積(1,868.42㎡)を除きます。

赤坂王子ビル

資産の概要			取得価額及び鑑定評価額等	
資産の種類	不動産信託受益権		取得価額	9,660,000千円
取得年月日	平成18年3月1日		鑑定評価額	11,700,000千円
信託受益権の概要	信託受託者	住友信託銀行株式会社	価格時点	平成18年10月31日
	信託期間満了日	平成27年1月末日	不動産鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所
所在地	地番	東京都港区赤坂八丁目101番、102番、103番	物件収支の状況（百万円）	
	住居表示	東京都港区赤坂八丁目1番22号	運用期間	平成18年3月1日～平成18年10月31日 （日数：245日）
交通（主な利用駅）	東京メトロ銀座線・半蔵門線、都営地下鉄大江戸線「青山一丁目」駅		賃貸事業収入 ①	511
			賃貸収入	511
			その他収入	—
土地	所有形態	所有権	賃貸事業費用 ②	123
	用途地域	青山通り端から30mまでは商業地域、青山通り端から30m超は第2種住居地域	管理業務費	52
	建蔽率	商業地域80%、第2種住居地域60%	公租公課	0
	容積率	商業地域700%、第2種住居地域400%	水道光熱費	22
	地積	2,023.72㎡（注）	修繕費	44
建物	所有形態	所有権	損害保険料	0
	用途	事務所	その他	3
	構造・階数	SRC造陸屋根地下1階付9階建	NOI ③（①－②）	387
	竣工年月	平成1年4月	減価償却費 ④	37
	延床面積	10,063.05㎡	賃貸事業利益（③－④）	350
	PM会社	王子不動産株式会社	賃貸借の概況	
特記事項			テナント総数	3
			賃貸可能面積	7,281.83㎡
該当事項はありません。			賃貸面積	7,281.83㎡

（注）対象土地の南側の一部（99.44㎡）は、建築基準法第42条第2項に定める道路（私道）として使用されています。

神田パークプラザ

資産の概要			取得価額及び鑑定評価額等	
資産の種類	不動産信託受益権		取得価額	5,156,000千円
取得年月日	平成18年3月1日		鑑定評価額	5,202,000千円
信託受益権の概要	信託受託者	住友信託銀行株式会社	価格時点	平成18年10月31日
	信託期間満了日	平成24年5月31日	不動産鑑定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所
所在地	地番	東京都千代田区鍛冶町二丁目1番4、1番5、1番11	物件収支の状況（百万円）	
	住居表示	東京都千代田区鍛冶町二丁目2番2号	運用期間	平成18年3月1日～平成18年10月31日 （日数：245日）
交通（主な利用駅）	J R山手線・京浜東北線・中央線、東京メトロ銀座線「神田」駅	賃貸事業収入 ①	239	
		賃貸収入	239	
土地	所有形態	所有権	その他収入	—
	用途地域	商業地域	賃貸事業費用 ②	33
	建蔽率	80%	管理業務費	11
	容積率	800%（一部600%）	公租公課	0
	地積	632.98㎡	水道光熱費	15
建物	所有形態	所有権	修繕費	2
	用途	事務所・店舗	損害保険料	0
	構造・階数	S R C造陸屋根地下1階付9階建	その他	3
	竣工年月	昭和34年11月	NO I ③（①－②）	205
	延床面積	5,511.83㎡	減価償却費 ④	16
PM会社	株式会社新日鉄都市開発		賃貸事業利益（③－④）	189
			賃貸借の概況	
			テナント総数	10
			賃貸可能面積	4,537.66㎡
			賃貸面積	4,537.66㎡
特記事項				
<p>(1) 本件建物は、その竣工後に導入された一部の法令上の規制（建築基準法第52条の許容容積率、建築基準法施行令第112条の防火区画及び第126条の2の排煙設備の設置義務、東京都駐車場条例の駐車場設置義務など）との関係で、いわゆる既存不適格の状態にあり、本書の日付現在の法令上、本件建物と同様の建物は建築できません。ただし、法令に抵触しているわけではありません。</p> <p>(2) 本件建物については、平成15年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づいて千代田区より耐震改修計画の認定を受けた上で耐震補強工事が実施されているほか、外壁リニューアル、空調・電気設備、トイレ・セキュリティ他共用スペース等に関するリニューアル工事（総工事費約760百万円）が実施されています。</p> <p>(3) 本件建物に設置された工作物等の一部が隣接する道路に越境しています。</p>				

ファーレイーストビル

資産の概要			取得価額及び鑑定評価額等	
資産の種類	不動産信託受益権		取得価額	1,520,000千円
取得年月日	平成18年3月1日		鑑定評価額	2,140,000千円
信託受益権の概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	価格時点	平成18年10月31日
	信託期間満了日	平成21年2月末日	不動産鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所
所在地	地番	東京都立川市曙町二丁目295番、49番8	物件収支の状況（百万円）	
	住居表示	東京都立川市曙町二丁目34番7号	運用期間	平成18年3月1日～平成18年10月31日 （日数：245日）
交通（主な利用駅）	JR中央線「立川」駅、多摩モノレール「立川北」駅	賃貸事業収入 ①	163	
		賃貸収入	163	
土地	所有形態	2～5階部分：所有権、敷地権の割合100,000,000分の38,855,000 6階部分：所有権、敷地権の割合100,000,000分の5,689,000	賃貸事業収入	163
			賃貸事業費用 ②	62
	用途地域	商業地域	管理業務費	31
	建蔽率	80%（注1）	公租公課	0
	容積率	600%（注1）	水道光熱費	27
	地積	2,350.84㎡	修繕費	—
建物	所有形態	区分所有権曙町二丁目295番の201：2～5階部分、S造4階建、4,146.22㎡ 曙町二丁目295番の603：6階部分、S造1階建、607.92㎡	賃貸事業費用	62
			NOI ③（①－②）	101
	用途	事務所	減価償却費 ④	39
	構造・階数	S・SRC造陸屋根地下1階付12階建	賃貸事業利益（③－④）	61
	竣工年月	平成6年12月	賃貸借の概況	
	延床面積	16,206.34㎡（注3）	テナント総数	1（注2）
PM会社	株式会社新日鉄都市開発	賃貸可能面積	4,663.33㎡	
		賃貸面積	4,663.33㎡	
特記事項				
該当事項はありません。				

（注1）本件不動産は、高度利用地区（立川基地跡地関連市街地再開発事業区域(A)）の指定を受けており、以下をはじめとする法令上の制限を受けます。

建蔽率の最高限度：70%、容積率の最高限度：700%、容積率の最低限度：300%、建築面積の最低限度：200㎡、1mの壁面線の後退義務

（注2）株式会社新日鉄都市開発が一括して賃借し、マスターリース会社としてエンドテナントに転貸しています。なお、この転貸借は、エンドテナントの支払賃料がマスターリース会社の支払う賃料とされるいわゆるパススルー型のマスターリースです。

（注3）区分所有の専有部分の床面積ではなく、一棟の建物全体の床面積を記載しています。

日鉄本町ビル

資産の概要			取得価額及び鑑定評価額等	
資産の種類	不動産信託受益権		取得価額	1,100,000千円
取得年月日	平成18年3月1日		鑑定評価額	1,140,000千円
信託受益権の概要	信託受託者	住友信託銀行株式会社	価格時点	平成18年10月31日
	信託期間満了日	平成28年3月31日	不動産鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所
所在地	地番	大阪府大阪市西区靱本町一丁目136番、137番	物件収支の状況（百万円）	
	住居表示	大阪府大阪市西区靱本町一丁目10番24号	運用期間	平成18年3月1日～平成18年10月31日 （日数：245日）
交通（主な利用駅）	大阪市営地下鉄四ツ橋線「本町」駅		賃貸事業収入 ①	143
			賃貸収入	143
土地	所有形態	所有権	その他収入	－
	用途地域	商業地域	賃貸事業費用 ②	44
	建蔽率	80%	管理業務費	20
	容積率	800%（注）	公租公課	0
	地積	852.55㎡	水道光熱費	12
建物	所有形態	所有権	修繕費	7
	用途	事務所、車庫	損害保険料	0
	構造・階数	SRC造陸屋根地下2階付12階建	その他	3
	竣工年月	平成3年6月	NOI ③（①－②）	99
	延床面積	6,714.09㎡	減価償却費 ④	30
PM会社	株式会社新日鉄都市開発		賃貸事業利益（③－④）	68
			賃貸借の概況	
			テナント総数	9
			賃貸可能面積	4,409.53㎡
			賃貸面積	4,409.53㎡
特記事項				
該当事項はありません。				

（注）前面道路幅員による制限等により基準容積率は約694%となりますが、総合設計制度の適用のため割増後容積率は738.35%となります。

相模原ショッピングセンター

資産の概要			取得価額及び鑑定評価額等	
資産の種類	不動産信託受益権		取得価額	12,000,000千円
取得年月日	平成18年3月1日		鑑定評価額	12,100,000千円
信託受益権の概要	信託受託者	住友信託銀行株式会社	価格時点	平成18年10月31日
	信託期間満了日	平成28年3月31日	不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社
所在地	地番	神奈川県相模原市古淵三丁目113番1、113番2、113番3、113番4	物件収支の状況（百万円）	
	住居表示	神奈川県相模原市古淵三丁目13番33号		
交通（主な利用駅）	JR横浜線「古淵」駅		運用期間	平成18年3月1日～平成18年10月31日（日数：245日）
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入 ①	544
	用途地域	近隣商業地域	賃貸収入	544
	建蔽率	80%	その他収入	—
	容積率	200%	賃貸事業費用 ②	15
	地積	30,949.80㎡	管理業務費	2
建物	所有形態	所有権	公租公課	—
	用途	113番2の1：店舗、事務所、温室（王子ガーデンセンター） 113番2の2：店舗（デニーズ相模原王子SC店） 113番3：店舗、事務所、駐車場（イトーヨーカドー古淵店） 113番4：駐車場（立体駐車場）	水道光熱費	—
			修繕費	9
			損害保険料	2
			その他	2
			NOI ③（①－②）	528
	構造・階数	113番2の1：S造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 113番2の2：S造陸屋根2階建 113番3：S・RC造陸屋根地下1階付4階建 113番4：S造陸屋根4階建	減価償却費 ④	103
竣工年月	113番2の1：平成5年5月 113番2の2：平成5年8月 113番3：平成5年8月 113番4：平成10年11月	賃貸事業利益（③－④）	424	
延床面積	113番2の1：772.16㎡ 113番2の2：480.33㎡ 113番3：39,381.47㎡、113番4：15,717.46㎡ 合計：56,351.42㎡	賃貸借の概況		
		テナント総数	2	
PM会社	王子不動産株式会社	賃貸可能面積	61,763.28㎡	
賃貸面積				
61,763.28㎡				
特記事項				
<p>(1) 道路用地等として提供するため、本件土地の一部（合計778.75㎡）につき、国又は相模原市との間で土地使用貸借契約が締結されており、当該土地を無償で国又は相模原市に貸与しています。かかる土地使用貸借契約には、第三者に対する当該土地の譲渡又は当該土地への用益若しくは担保物権の設定を禁止する旨、土地を売却する必要がある場合には、関東地方建設局が買い取るものとする旨、及び当該土地を第三者に譲渡する場合には国又は相模原市の同意を要する旨が規定されています。</p> <p>(2) 賃貸人と賃借人である株式会社イトーヨーカ堂との間で、賃貸人が賃借人に対して賃貸している不動産を第三者に譲渡する場合には、事前にその旨を賃借人に通知し、賃借人が譲受を希望したときは第三者に優先して買受をさせることが合意されています。</p> <p>(3) 本件不動産の一部に対して、株式会社イトーヨーカ堂を抵当権者、同社の有する敷金返還請求権を被担保債権とする抵当権が設定されています。</p>				

イトーヨーカドー東習志野店

資産の概要			取得価額及び鑑定評価額等		
資産の種類	不動産信託受益権		取得価額	8,900,000千円	
取得年月日	平成18年6月30日		鑑定評価額	9,010,000千円	
信託受益権の概要	信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	価格時点	平成18年10月31日	
	信託期間満了日	平成26年11月30日	不動産鑑定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所	
所在地	地番	千葉県習志野市東習志野七丁目616番1、678番1	物件収支の状況（百万円）		
	住居表示	千葉県習志野市東習志野七丁目3番1号	運用期間	平成18年6月30日～平成18年10月31日 （日数：124日）	
交通（主な利用駅）	京成本線「八千代台」駅		賃貸事業収入 ①	242	
			賃貸収入	242	
			その他収入	－	
土地	所有形態	所有権	賃貸事業費用 ②	5	
	用途地域	工業地域	管理業務費	0	
	建蔽率	60%	公租公課	－	
	容積率	200%	水道光熱費	－	
	地積	29,854.57㎡	修繕費	1	
建物	所有形態	所有権	損害保険料	0	
	用途	店舗、駐車場	その他	1	
	構造・階数	店舗：RC造陸屋根地下1階付4階建 駐車場：S造陸屋根6階建	NOI ③（①－②）	236	
	竣工年月	平成6年10月	減価償却費 ④	102	
	延床面積	45,338.37㎡ 店舗：26,535.68㎡、駐車場：18,802.69㎡	賃貸事業利益（③－④）	134	
			賃貸借の概況		
PM会社			株式会社新日鉄都市開発	賃貸面積	51,098.42㎡
テナント総数					1
			賃貸可能面積	51,098.42㎡	
			賃貸面積	51,098.42㎡	
特記事項					
<p>(1) 信託財産には、上記建物のほか登記対象外建築物である簡易駐車場（4,815.30㎡）及び浄化槽（292.87㎡）が含まれ、賃貸対象になっております。</p> <p>(2) 信託受託者である中央三井信託銀行株式会社において、下記(ア)乃至(ウ)に該当する土地部分について「土地賃貸借契約」または「土地使用貸借契約」が締結されております。</p> <p>(ア) 本件土地の北側に位置する日鐵住金溶接工業株式会社の工場敷地への電力供給のための鉄塔用地の確保を目的として、本件土地の一部を賃貸する「土地賃貸借契約」と、線下用地として本件土地の一部を無償貸借する「土地使用貸借契約」が信託受託者と東京電力株式会社の間で締結されており、それに基づき本件土地の南西角付近に鉄塔が設置され、また本件土地の西側を送電線が通過しております。なお、当該土地使用貸借契約に基づき一定の建築制限等があります。</p> <p>(イ) 信託受託者と株式会社竹中工務店との間で、本件土地の一部を使用する「土地賃貸借契約」が締結されており、株式会社竹中工務店が本件土地の西側に配水管を埋設しております。</p> <p>(ウ) 信託受託者と日鐵住金溶接工業株式会社との間で、本件土地の一部を使用する「土地賃貸借契約」が締結されており、本件土地の北側に位置する日鐵住金溶接工業株式会社の工場用配水管が本件土地の東側に埋設されております。</p> <p>(3) 賃貸人と賃借人である株式会社イトーヨーカ堂との間で、賃貸人が本件不動産を第三者に譲渡する場合には、事前にその旨を賃借人に通知するものとし、賃借人が譲受を希望したときは第三者に優先して買受をさせることが合意されています。</p>					

(ロ) 主要な不動産の物件に関する情報

保有資産のうち、当期の不動産賃貸事業収入が不動産賃貸事業収入の合計の10%以上を占める不動産（以下「主要な不動産」といいます。）の概要は、以下の通りです。

物件名称	日本電気本社ビル	
テナント総数	1	
賃貸事業収入（百万円）	1,805	
対総賃貸事業収入比率（%）	33.3	
賃貸面積（㎡）	72,238.03	
賃貸可能面積（㎡）	72,238.03	
最近5年間の稼働率の推移（%）	平成18年10月31日	100.0
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—

(注) 準共有のため、賃貸面積・賃貸可能面積ともに当該持分割合を乗じた数値を記載しています。

物件名称	晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY	
テナント総数	7	
賃貸事業収入（百万円）	1,770	
対総賃貸事業収入比率（%）	32.7	
賃貸面積（㎡）	22,959.31	
賃貸可能面積（㎡）	23,239.62	
最近5年間の稼働率の推移（%）	平成18年10月31日	98.8
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—

物件名称	相模原ショッピングセンター	
テナント総数	2	
賃貸事業収入（百万円）	544	
対総賃貸事業収入比率（％）	10.0	
賃貸面積（㎡）	61,763.28	
賃貸可能面積（㎡）	61,763.28	
最近5年間の稼働率の推移（％）	平成18年10月31日	100.0
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—

（注）「最近5年間の稼働率の推移」は、本投資法人が資産運用を開始した後の稼働率のみを記載しています。

(ハ) 主要なテナントに関する情報

保有資産について、平成18年10月31日現在で、特定のテナントに対する賃貸面積（保有資産の複数に同一のテナントが入居している場合は、その賃貸面積の合計）が、同日時点の全賃貸面積の10%以上を占めるテナント（以下「主要なテナント」といいます。）の概要は、以下の通りです。

テナント名称	日本電気株式会社 (注1)	業種(注3)	製造業
物件名称	日本電気本社ビル	賃貸面積	72,238.03㎡(注4)
年間賃料(注2)	2,741百万円	全賃貸面積に占める割合 (%) (注5)	31.6
敷金・保証金等	—	契約満了日	平成37年12月28日
契約更改方法	契約期間満了の2年6か月前より再契約協議		
その他特記事項	<p>本件賃貸借契約は、借地借家法第38条に規定される定期建物賃貸借契約です。また、借地借家法第32条の適用はなく、本件賃貸借契約の規定に従い改定される場合を除き、賃貸人及び賃借人は賃料増減額請求権を有しません。</p> <p>本件賃貸借契約締結日（平成17年12月28日）より8年経過後、12年経過後及び16年経過後の各所定期日において本件賃貸借契約所定の方式に従い賃料の改定を行います。</p> <p>賃借人は、本件賃貸借契約の規定に従い、賃貸借契約日より満8年、満12年及び満16年の各日を解約日として、上記賃貸借契約期間満了前においても、本件賃貸借契約を解約することができます。当該解約に際しては、解約日の2年～2年6か月前に解約通知を行う等本件賃貸借契約所定の手続を行う必要があります。</p> <p>本件賃貸借契約の規定に従い、金融機関より本件賃貸借契約に係る賃借人の債務の履行を保証する内容の保証状（保証金額は賃料の6か月分相当）が差し入れられています。</p> <p>本件賃貸借契約の規定に従い、本件建物の管理は賃借人の責任と負担で行い、あわせて水道光熱費、日常的な管理に要する費用等は賃借人が負担する旨定められています。</p> <p>本件不動産を第三者に譲渡する場合、一定の手続に従い賃借人に先買権を付与する旨が定められています。</p>		

テナント名称	株式会社イトーヨーカ堂 (注1)	業種(注3)	卸売・小売業
物件名称	相模原ショッピングセンター	賃貸面積	60,991.12㎡
年間賃料(注2)	803百万円	全賃貸面積に占める割合 (%) (注5)	26.7
敷金・保証金等	敷金719百万円	契約満了日	平成25年8月10日
契約更改方法	賃貸人と賃借人の協議を原則とし、これによることができないときは、借地借家法の定めによります。		
その他特記事項	本件賃貸借契約において水道光熱費、日常的な管理に要する費用等は賃借人が負担する旨定められています。 賃貸借契約期間中、3年経過毎に賃料の改定協議が行われます。		
物件名称	イトーヨーカドー東習志野店	賃貸面積	51,098.42㎡
年間賃料(注2)	725百万円	全賃貸面積に占める割合 (%) (注5)	22.3
敷金・保証金等	敷金 1,135百万円 保証金1,455百万円	契約満了日	平成26年11月30日
契約更改方法	賃貸人と賃借人の協議を原則とし、これによることができないときは、借地借家法の定めによります。		
その他特記事項	上記「敷金・保証金等」の内、保証金は信託受託者によりテナントに対して平成16年12月より返還が進められており、当期末(平成18年10月31日)時点では残額が1,455百万円となります。これを平成18年11月以降毎月末に97回の均等返還(2%付利)することになっています。 賃貸借契約期間中、3年経過毎に賃料の改定協議が行われます。		

(注1) 平成18年10月31日現在効力を有する各賃貸借契約に基づいて記載しています。

(注2) 年間賃料とは、上記(注1)記載の各賃貸借契約に記載される月間賃料(賃料・共益費の合計)を12倍したものをいいます(百万円未満は切り捨てて記載しています。)。ただし、日本電気本社ビルは準共有のため当該持分割合を乗じた数値を記載しています。

(注3) 業種については、総務省統計局日本標準産業分類の大分類に従い記載しています。

(注4) 日本電気本社ビルは準共有のため当該持分割合を乗じた数字を記載しています。

(注5) 小数第2位を四捨五入して記載しています。

(二) 賃貸面積上位5テナントに関する情報

保有資産について、平成18年10月31日現在で、特定のテナントに対する賃貸面積（保有資産の複数に同一のテナントが賃借している場合は、その賃貸面積の合計）が、同日時点の全賃貸面積に占める割合の高い順に5位までのテナントは、以下の通りです。

テナント名称	業種（注1）	物件名称	賃貸面積（㎡）	全賃貸面積に占める割合（%） （注3）
株式会社 イトーヨーカ堂	卸売・小売業	相模原ショッピング センター／イトーヨーカ ドー東習志野店	112,089.54	49.0
日本電気株式会社	製造業	日本電気本社ビル	72,238.03 （注2）	31.6
住友金属工業 株式会社	製造業	晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY	11,905.47	5.2
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社	金融・保険業	晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY	7,753.13	3.4
株式会社ソニー・コ ンピュータエンタテ インメント	卸売・小売業	赤坂王子ビル	5,080.98	2.2

（注1）業種については、総務省統計局日本標準産業分類の大分類に従い記載しています。

（注2）日本電気本社ビルは準共有のため当該持分割合を乗じた数値を記載しています。

（注3）小数第2位を四捨五入して記載しています。

(ホ) 地震リスク分析の概要

本投資法人は、運用資産を取得する際のデュー・デリジェンスとして、株式会社イー・アール・エス及び応用アール・エム・エス株式会社に調査を依頼し、地震リスク分析の評価を行っています。当該調査においては、設計図書（建築一般図面、構造図面、構造計算書等を指します。）を用い、独自の構造評価手法による検討によって、個々の建物の構造性能の評価を行い地震ハザード及び地盤条件を含めた総合的な評価結果に基づき、地震による建物のPML（予想最大損失率）（注1）を算定しています。株式会社イー・アール・エス及び応用アール・エム・エス株式会社より、地震リスク分析の新たな評価手法に基づく本投資法人の運用資産に係るPML（予想最大損失率）に関する報告書（2006年10月）を、以下の通り受けています。

物件名称	PML評価者	PML (%) (注1)	再調達価格(千円) (注2)
日本電気本社ビル	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	1.6	27,226,000
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	1.4	12,723,561
赤坂王子ビル	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	6.3	2,804,000
神田パークプラザ	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	14.1	1,220,000
ファーレイーストビル	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	2.9	1,566,300
日鉄本町ビル	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	8.0	1,699,800
相模原ショッピングセ ンター	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	3.8	6,202,850
イトーヨーカドー東習 志野店	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	7.7	5,269,000
合計	株式会社イー・アール・エス/応用 アール・エム・エス株式会社	2.1 (注3)	58,711,511

(注1) 「PML」は、不動産・保険業界等において「予想最大損失率」として訳されており、建物に関する地震リスクの評価指標として用いられています。ただし、統一された厳密な定義はなく、目的や用途に応じて様々に定義されています。

本書においては、株式会社イー・アール・エス、応用アール・エム・エス株式会社により算出された損失額及び年超過確率の関係を表す「リスクカーブ」から「再現期間475年に対する建物の予想損失額」を「再調達価格」で除した値の百分率を算出し、これを「PML（予想最大損失率）」と定義しています。

分析においては、応用アール・エム・エス株式会社所有の自然災害リスク分析ソフトウェア RiskLink®を用い、また建物の各種設計図書のレビュー及び現地調査を行い、個別建物の地震時脆弱性を検討・評価し、建物に固有な損失率曲線を評価しています。ここで再現期間475年とは、建物の使用期間50年に10%の確率で起こる事象に相当します。

ただし、予想損失には、地震動による建物（構造部材・非構造部材・建築設備）のみの直接損失に関するものであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。

(注2) 再調達価格とは、評価対象の建物を調査時点において再調達することを想定した場合において必要とされる適正な原価の総額をいいます。上記記載の数値は、保有資産が区分所有又は共有である場合は、本投資法人の持分相当に対する額を記載しています。

(注3) PMLの合計は、ポートフォリオ全体のPMLを意味しています。

(へ) 建物状況調査レポートの概要

本投資法人では、運用資産の取得に際して個別不動産毎に建物状況調査を委託し、以下の通り建物状況調査レポートを受領しています。なお、当該建物状況調査レポートの内容は、建物調査会社の意見であり、その正確性について保証されているものではありません。また、以下の各数値は、作成日付現在のものであり、本書の日付現在のものではありません。

物件名称	作成会社	作成日	早期修繕費 (千円) (注1)	長期修繕費 (千円) (注2)
日本電気本社ビル (注3)	株式会社竹中工務店	平成17年11月	41,070	342,737
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY (注3)	株式会社日建設計	平成17年10月	—	15,026
赤坂王子ビル	鹿島建設株式会社	平成17年10月	—	28,376
神田パークプラザ	清水建設株式会社	平成17年8月	100	9,073
ファーレイストビル (注3)	株式会社竹中工務店	平成17年10月	1,010	16,500
日鉄本町ビル	株式会社竹中工務店	平成17年10月	300	54,366
相模原ショッピングセンター	株式会社竹中工務店	平成17年9月	11,330	65,341
イトーヨーカドー東習志野店	清水建設株式会社	平成18年4月	4,850	57,032

(注1) 早期修繕費は、各建物調査会社の建物状況調査レポートに基づく緊急修繕費及び短期修繕費（1年以内に必要となる修繕費に係る費用をいいます。）の合計額を記載しています。なお、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 長期修繕費は、各建物調査会社の建物状況調査レポートに基づく長期修繕費用予測の今後12年間の年平均額を記載しています。なお、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 日本電気本社ビルについては、本投資法人の保有する共有持分比率（50%）相当額を記載し、区分所有建物である晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY及びファーレイストビルについては、本投資法人の保有する専有部分及び共用部分に係る各費用を記載しています。

(ト) 保有資産に係る設計者、施工者及び建築確認機関

保有資産に係る設計者、施工者及び建築確認機関は、以下の通りです。

不動産等の名称	設計者	施工者	建築確認機関
日本電気本社ビル	株式会社日建設計	鹿島建設株式会社・株式会社大林組共同企業体	東京都
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY	晴海一丁目地区第一種市街地再開発事業（西地区）設計共同体（注1）	晴海一丁目地区第一種市街地再開発事業（西地区）／第2工区施設建築物新築工事共同企業体（注1）	
赤坂王子ビル	王子不動産・三井住友建設共同設計室	三井住友・竹中・丸彦渡辺建設共同企業体	
神田パークプラザ	a. 大成建設株式会社 b. 大成建設株式会社（注2）	a. 大成建設株式会社 b. 株式会社東京建物テクノビルド（注2）	
ファーレイーストビル	住宅・都市整備公団	フジタ・日本国土建設工事共同企業体	
日鉄本町ビル	野村建設工業株式会社	鴻池組・新日本製鐵・野村建設工業 共同企業体	大阪市
相模原ショッピングセンター（王子ガーデンセンター）	株式会社石本建築事務所	鹿島建設株式会社鹿島	相模原市
相模原ショッピングセンター（デニーズ相模原王子SC店）	株式会社美坂建築設計事務所		
相模原ショッピングセンター（イトーヨーカドー古淵店）	株式会社石本建築事務所		
相模原ショッピングセンター（立体駐車場）	株式会社石本建築事務所		
イトーヨーカドー東習志野店	株式会社東急設計コンサルタント	日本国土・新日鐵・三井・京成建設共同企業体	千葉県

(注1) 晴海一丁目地区第一種市街地再開発事業（西地区）設計共同企業体は、株式会社日建設計、株式会社久米設計及び株式会社山下設計で構成される共同企業体です。また、晴海一丁目地区第一種市街地再開発事業（西地区）第2工区施設建築物新築工事共同企業体は、鹿島建設株式会社、株式会社竹中工務店、大成建設株式会社、前田建設工業株式会社、三井住友建設株式会社、株式会社鴻池組、佐藤工業株式会社及び株式会社銭高組で構成される共同企業体です。

(注2) a. は当初建築時点における業者、b. は平成15年に終了した耐震リニューアル工事における業者を記載しています。

(チ) 資本的支出の状況

a. 資本的支出の予定について

保有資産に関し、平成18年10月31日現在計画している改修工事等に伴う資本的支出のうち主なものは以下の通りです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

不動産等の名称 (所在)	目的	予定期間	工事予定金額 (百万円)		
			総額	当期支払額	既支払総額
日本電気本社ビル (東京都港区)	外壁改修工事等	自 平成18年12月 至 平成19年4月	40	—	—
神田パークプラザ (東京都千代田区)	換気設備更新工事等	自 平成18年12月 至 平成19年3月	5	—	—
日鉄本町ビル (大阪府大阪市西区)	空調機器更新工事等	自 平成18年11月 至 平成19年3月	30	—	—

b. 期中に行った資本的支出について

保有資産において、当期に行った資本的支出に該当する主な工事の概要は以下の通りです。当期の資本的支出は241百万円であり、当期費用に区分された修繕費66百万円と合わせ、307百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称 (所在)	目的	期間	支出金額 (百万円)
赤坂王子ビル (東京都港区)	空調機器更新工事	自 平成18年4月 至 平成18年8月	219
	その他	自 平成18年4月 至 平成18年9月	9
日鉄本町ビル (大阪府大阪市西区)	空調機器更新、機械式駐 車場設備更新工事等	自 平成18年9月 至 平成18年10月	9
その他工事			1
合計			241

c. 長期修繕計画のために積立てた金銭 (修繕積立金)

項目	第1期 自：平成17年11月2日 至：平成18年10月31日
前期末積立金残高 (百万円)	—
当期積立額 (百万円)	355
当期積立金取崩額 (百万円)	—
次期繰越額 (百万円)	355

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

第1期計算期間末における本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額の推移は以下の通りです。なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (千円)	純資産総額 (千円)	1口当たりの純資産額 (円) (注)
第1期計算期間末 (平成18年10月31日)	128,340,179	84,903,405	547,764 (530,155)

(注) 括弧内の数値は、分配落ち後の金額です。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、同取引所における本投資証券の取引価格及び売買高の推移は以下の通りです。

計算期間別最高・最低投資口価格 (円)	期別	第1期
	決算年月	平成18年10月
	最高	743,000
	最低	556,000

月別最高・最低投資口価格 (円) 及び本投資証券売買高	月別	平成18年 3月	平成18年 4月	平成18年 5月	平成18年 6月	平成18年 7月	平成18年 8月
	最高	591,000	675,000	709,000	680,000	659,000	675,000
	最低	556,000	599,000	666,000	610,000	624,000	629,000
	売買高	63,027口	38,320口	10,596口	9,487口	5,209口	4,892口
	月別	平成18年 9月	平成18年 10月	平成18年 11月	平成18年 12月		
	最高	695,000	743,000	738,000	795,000		
	最低	637,000	661,000	679,000	730,000		
	売買高	9,131口	10,732口	6,878口	7,854口		

(注1) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の終値によります。

(注2) 本投資証券は、平成18年3月1日に東京証券取引所に上場しました。

② 【分配の推移】

計算期間	分配総額 (千円)	1口当たり分配金 (円)
第1期 (自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日)	2,729,395	17,609

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

計算期間	自己資本利益率	(年換算値)
第1期（自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日）	3.4%	(5.0%)

(注) 自己資本利益率＝当期純利益金額／純資産額×100

なお、純資産額には第1期の実質的な運用開始日である平成18年3月1日と期末日時点の平均値を用いております。()内の数値は、第1期の実質的な運用日数245日（自 平成18年3月1日 至 平成18年10月31日）により年換算値を算出しております。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

平成17年10月24日	設立企画人（トップリート・アセットマネジメント株式会社）による 投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立に係る届出
平成17年11月2日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
平成17年11月4日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
平成17年11月21日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施 （登録番号 関東財務局長 第47号）
平成18年1月13日	規約の一部変更
平成18年2月28日	日本国内における公募による新投資口発行
平成18年3月1日	東京証券取引所に上場、資産運用の開始
平成18年3月23日	第三者割当による新投資口発行

2【役員状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴	所有投資口数 (口)
執行役員	土田 京一	昭和48年4月 住友信託銀行株式会社入社 昭和63年7月 株式会社住信基礎研究所出向 地域開発研究部長 平成3年6月 住友信託銀行株式会社 開発事業第一部 営業室長・事業推進室長 平成7年6月 磐梯リゾート開発株式会社出向 財務経理部長 平成10年6月 住友信託銀行株式会社 開発事業部長 平成11年11月 同 不動産管理部長（改組） 平成15年6月 同 本店支配人 平成16年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 代表取締役社長就任（現任） 平成17年10月 トップリート投資法人出向 執行役員就任（現任）	0

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数 (口)
監督役員	栗林 康幸	平成4年4月	弁護士登録（東京弁護士会）	0
		平成9年6月	由本・高後・森法律事務所所属弁護士 米国ニューヨーク市クデール・ブラザーズ 法律事務所アソシエイト弁護士	
		平成9年12月	米国ニューヨーク州弁護士登録（現在ま で）	
		平成11年6月	栗林法律事務所（米国クデール・ブラザー ズ法律事務所との特定共同事業）弁護士	
		平成12年12月	田中・高橋法律事務所所属弁護士	
		平成13年5月	ユーワパートナーズ法律事務所パートナ ー弁護士	
		平成15年2月	シティユーワ法律事務所パートナー弁護 士（現任）	
		平成17年10月	トップリート投資法人監督役員就任（現 任）	
監督役員	常山 邦雄	昭和48年10月	辻監査法人（合併して、現みずず監査法 人）勤務	0
		昭和55年9月	武蔵監査法人（合併して、現新日本監査法 人）勤務	
		昭和57年3月	常山公認会計士事務所開業 常山公認会計士事務所所長（現任）	
		昭和63年4月	常山邦雄税理士事務所開業 常山邦雄税理士事務所所長（現任）	
		平成17年10月	トップリート投資法人監督役員就任（現 任）	

(注) 土田京一は、資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼務しており、投信法第13条に基づき、平成17年6月28日付で金融庁長官より兼職の承認を得ています。

3 【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任されます（投信法第96条、規約第20条第1項本文）。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる設立時執行役員及び設立時監督役員はこの限りではありません（投信法第72条、規約第20条第1項ただし書）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第20条第2項）。ただし、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第20条第2項ただし書）。

執行役員及び監督役員の解任は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行います（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務遂行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったに

もかかわらず、当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が投資主総会で否決された場合等には、発行済投資口の100分の3以上の議決権を6箇月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項）。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 規約等の重要事項の変更

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 (ハ) 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

本投資法人は、平成18年1月13日開催の臨時投資主総会において、分配金の分配方法等に関する規定を変更する規約の変更を行いました。

② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

③ 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

なお、本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて購入することが可能です。また、証券取引所外で本投資証券を購入することも可能です。

2【買戻し手続等】

本投資法人の発行する投資証券は、クローズド・エンド型であり、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第8条）。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売却することが可能です。また、証券取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」に記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1 \text{ 口当たり純資産額} = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口総数}$$

(ロ) 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次の通り投資対象資産の種類毎に定めます（規約別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日」第1項）。

a. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法によります。ただし、本投資法人が採用する算定方法が正当な事由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断することができる場合には、他の算定方法に変更することができるものとします。

b. 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権

信託財産が上記 a. に掲げる資産の場合は、上記 a. に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

c. 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産の構成資産が上記 a. に掲げる資産の場合は、上記 a. に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

d. 不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合出資持分の構成資産が上記 a. 乃至 c. に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価します。

e. 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産である匿名組合出資持分について上記 d. に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

f. 有価証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用います。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価します。

g. 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価します。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価します。

h. 金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利

i. 取引所に上場している金融先物取引及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務
当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。

ii. 取引所の相場がない非上場金融先物取引及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

i. 金銭の信託の受益権

投資運用する資産に応じて、上記 a. 乃至 h. 及び下記 j. に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

j. その他

上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

(ハ) 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記(ロ)と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします（規約別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日」第2項）。

a. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額。

b. 不動産、土地の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が上記 a. に掲げる資産については上記 a. に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

(ニ) 本投資法人の資産評価の基準日は、各決算期（毎年4月末日及び10月末日）とします。ただし、前記(ロ) d. 乃至 i. に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価することができる資産については、毎月末とします（規約別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日」第3項）。

(ホ) 1口当たりの純資産額については、投資法人の計算書類の注記表に記載されることになっていきます（投資法人計算規則第58条、第68条）が、貸借対照表を含む計算書類等は決算期毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合に、遅滞なく投資主に対して承認された旨が通知され、承認済みの計算書類等が投資主に提供されます（投信法第131条第2項乃至第5項、投資法人計算規則第81条）。また、証券取引法に基づいて、決算期後3か月以内に関東財務局長に提出される有価証券報告書に記載され、投資主及びその他希望する者は、財務省関東財務局又は証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において、これを閲覧することができます。

(2) 【保管】

投資主は、証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託できます。保護預りの場合、本投資証券は、混蔵保管され、投資主に対しては「取引残高報告書」が定期的に交付されます。

投資主から本投資証券の保管の委託を受けた証券会社等は、当該投資主の承諾を得て、また当該投資主の請求に基づいて、当該投資主から保管の委託を受けた本投資証券を株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に預託する場合、保管振替機構は、預託を受けた本投資証券について預託者毎に分別保管せず、他の預託者から預託を受けた本投資証券と混蔵保管することによって集中保管します。保管振替機構は、その預託を受けた本投資証券について預託後相当の時期に保管振替機構名義への書換の請求を本投資法人に対して行います。保管振替機構に預託され保管振替機構名義に書き換えられた本投資証券について売買が行われた場合には、その決済のために本投資証券の券面を実際に授受するのではなく、保管振替機構に設けられた口座間の振替によって決済が行われます。ただし、保管振替機構に本投資証券を預託した投資主は本投資証券の保管の委託をした証券会社等に申し出ることによって、保管振替機構に預託した投資証券の券面の交付及び返還を受けることができます。なお、本投資証券が東京証券取引所の不動産投資信託証券市場から上場廃止となった場合には保管振替機構に預託することはできません。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わない場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することになります。

(3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」といいます。）の各6か月間とします。ただし、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日（平成17年11月2日）から平成18年10月末日までとします（規約第33条）。

(5) 【その他】

(イ) 増減資に関する制限

a. 最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円です（規約第7条）。

b. 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とします。本投資法人は、かかる投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行ができます。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人に属する資産の内容に照らし公正な価額として執行役員が決定し、役員会が承認する価額とします（規約第5条第1項及び第3項）。

c. 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第5条第2項）。

(ロ) 解散条件

本投資法人における解散事由は、以下の通りです（投信法第143条）。

- a. 投資主総会の決議
- b. 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限りです。）
- c. 破産手続開始の決定
- d. 解散を命ずる裁判
- e. 投信法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

(ハ) 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項）。ただし、書面による議決権行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主総会における議決権 ②」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合には、証券取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。変更後の規約は、証券取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。また、かかる規約の変更により、投信法第188条第1項第1号に規定される事項に変更があった場合には、その旨は内閣総理大臣に届け出られ、投資法人登録簿に登録されます（投信法第191条）。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下の通りです。

a. 資産運用会社：トップリート・アセットマネジメント株式会社

資産運用委託契約

期間	資産運用委託契約は、本投資法人が投信法に基づく登録を完了した日に効力を生じるものとし、契約期間は効力発生日から3年間とします。
更新	契約期間満了の6か月前までに本投資法人又は資産運用会社のいずれか一方から文書による申出がなされなかったときは、同契約は従前と同一の条件にて自動的に3年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	<p>i. 本投資法人は、資産運用会社が投信法第50条に規定される投資信託協会の会員でなくなった場合には、事前に投資主総会の決議を経た上で、資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより直ちに同契約を解約することができます。</p> <p>ii. 本投資法人又は資産運用会社は、相手方当事者に対し、6か月前に書面による通知を行い、本投資法人は投資主総会の決議を得た上で、資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、同契約を解約することができます。ただし、本投資法人の同意は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得たものでなければなりません。</p> <p>iii. 本投資法人は、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、役員会の決議により、直ちに同契約を解約することができます。</p> <p>(i) 資産運用会社が同契約の規定に違反し、又は職務を怠った場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。）</p> <p>(ii) 資産運用会社につき、支払停止、支払不能、破産手続開始、民事再生法上の再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立て、重要な財産に対する差押命令の送達等の事由が発生した場合</p> <p>(iii) 上記に掲げる場合のほか、資産運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合</p> <p>iv. 本投資法人は、資産運用会社が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、同契約を解約します。</p> <p>(i) 投資信託委託業者（投信法に定義されます。）でなくなった場合</p> <p>(ii) 投信法第200条各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(iii) 解散した場合</p>
変更等	資産運用委託契約は、本投資法人及び資産運用会社の書面による合意に基づき、法令に規定される手続に従って変更することができます。

b. 一般事務受託者、資産保管会社及び投資主名簿等管理人：住友信託銀行株式会社
一般事務委託契約

期間	一般事務委託契約は、本投資法人成立日に効力を生じるものとし、契約期間は効力発生日から向こう2年間とします。
更新	有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方から文書による別段の申し出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたとき、その効力を失います。 i. 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合には同契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。 ii. 当事者のいずれか一方が同契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって同契約は失効するものとし、その後も同様とします。ただし、本投資法人からの解除は役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び一般事務受託会社は同契約失効後においても同契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げません。
変更等	一般事務委託契約は、本投資法人が役員会の承認を得た上で、本投資法人と一般事務受託会社の合意により、変更することができます。変更にあたっては、本投資法人の規約及び投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとし、その後も同様とします。

資産保管委託契約

期間	資産保管委託契約は、本投資法人が投信法に基づく登録を受けた日に効力を生じるものとし、契約期間は効力発生日から向こう2年間とします。
更新	有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方から文書による別段の申し出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	資産保管委託契約は、次に掲げる事由が生じたとき、その効力を失います。 i. 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合には同契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。 ii. 当事者のいずれか一方が同契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって同契約は失効するものとし、その後も同様とします。ただし、本投資法人からの解除は役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び資産保管会社は同契約失効後においても同契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げません。
変更等	資産保管委託契約は、本投資法人が役員会の承認を得た上で、本投資法人と資産保管会社の合意により、変更することができます。変更にあたっては、本投資法人の規約及び投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとし、その後も同様とします。

一般事務業務委託契約

期間	一般事務業務委託契約は、本投資法人成立日に効力を生じるものとし、契約期間は効力発生日から向こう2年間とします。
更新	有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方から文書による別段の申し出がなされなかったときは、同様の内容で更に2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	一般事務業務委託契約は、次に掲げる事由が生じたとき、その効力を失います。 i. 当事者間の文書による解約の合意。この場合には同契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。 ii. 当事者のいずれか一方が同契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものとし、なお、本投資法人及び投資主名簿等管理人は本契約失効後においても同契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げません。
変更等	一般事務業務委託契約は、本投資法人が役員会の承認を得た上で、本投資法人と投資主名簿等管理人の合意により、変更することができます。変更にあたっては、本投資法人の規約及び投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとし、

c. 会計監査人：みすず監査法人

本投資法人は、みすず監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会において選任します（規約第27条本文）。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる設立時会計監査人は、この限りではありません（規約第27条ただし書）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします（規約第28条）。

(ホ) 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

① 利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、利害関係人等との取引について次の行為を行うことが禁じられています（投信法第34条の3第2項、投信法施行令第21条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）第53条）。ここで「利害関係人等」とは、資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していること、その他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として投信法施行令で定める者をいいます（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条）。

(イ) 資産運用会社の利害関係人等である次のa. からg. までに掲げる者の当該a. からg. までのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

a. 投資信託委託業者

投資信託委託業に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る投資法人

b. 信託会社

信託の引受けを行う業務に係る受益者

c. 信託業務を営む金融機関

信託の引受けを行う業務に係る受益者

d. 投資顧問業者

投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客

e. 宅地建物取引業者

宅地建物取引業に係る顧客

f. 不動産特定共同事業者

不動産特定共同事業の事業参加者

g. 上記a. からf. までに掲げる者のほか、特定資産に係る業務を営む者として投信法施行令で定める者

投信法施行令で定める顧客等

(ロ) 資産運用会社の利害関係人等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

(ハ) 資産運用会社の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

a. 証券会社等

b. 登録金融機関

c. 宅地建物取引業者

d. 上記a. からc. までに掲げる者のほか、投信法施行令で定める者

(ニ) 資産運用会社の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。

(ホ) 資産運用会社の利害関係人等である発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集、私募若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関

が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買い付けること。

- (へ) 資産運用会社の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。
- (ト) 資産運用会社の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。
- (チ) 資産運用会社の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること。
- (リ) 資産運用会社の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて当該信託受益権を投資法人の資産をもって買い付けること。

② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本項において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第34条の6第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第34条の6第4項、第26条第3項）。

③ 資産の運用の制限

登録投資法人は、(イ) その執行役員又は監督役員、(ロ) その資産の運用を行う投資信託委託業者、(ハ) その執行役員又は監督役員の親族、(ニ) その資産の運用を行う投資信託委託業者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第

116条乃至第118条)。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引
(ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。)

④ 特定資産の価格等の調査

投信法第34条の4及びこれに関する法令並びに金融庁事務ガイドラインにより定められた特定資産(指定資産を除きます。)について取得及び譲渡等の取引が行われた場合は、資産運用会社の利害関係人等及びその資産保管会社を除く外部の所定の第三者により価格等の調査を受けるものとします。

ここで、外部の所定の第三者とは、以下のもの(投信法施行令に定める者を除きます。)をいいます。

- a. 弁護士又は弁護士法人
- b. 公認会計士又は監査法人
- c. 不動産鑑定士

なお、調査の対象である資産が不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいいます。)であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査します。

また、ここで規定する価格等の調査は、利害関係人等以外の第三者との間で取引が行われた場合にも、実施しなければならないことに留意します。

(2) 利益相反取引規程

資産運用会社は、資産運用業務に関する取引を行う上で、自己又は利害関係者との取引に係る規程を大要以下の通り定めています。

① 法令等の遵守

資産運用会社は、利害関係者との間において、本投資法人の利益を害する取引又は不必要な取引を行ってはなりません。利害関係者と取引を行う場合は、投信法、投信法施行令、投信法施行規則及び利益相反取引規程の定めを遵守するものとします。

② 利害関係者

利害関係者とは次の者をいいます。

(イ) 投信法第15条第2項第1号及び投信法施行令第20条に定義される、資産運用会社の「利害関係人等」に該当する者

(ロ) 資産運用会社の発行済み株式の100分の5超を保有している株主並びに当該株主の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。)第8条第8項に定義される意味を有します。当該株主が同規則に定める財務諸表提出会社であるか否かにかかわらず、財務諸表提出会社とみなして関係会社を判断するものとします。)

(ハ) 上記(イ)若しくは(ロ)の該当社が不動産に関する資産運用委託契約を締結する、又は上記(イ)若しくは(ロ)の該当社の役員及び従業員が役員の過半数を占める等、その意思決定に関して上記(イ)又は(ロ)の該当社が重要な影響を及ぼしうると認められる特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。)第2条第3項に規定する特定目的会社を含みます。以下同じです。)

(ニ) 上記(イ)又は(ロ)の該当社が、その保有していた資産を証券化した際に設立した特別目的会社

③ 利害関係者との取引

利益相反取引規程における取引は以下に規定するものをいい、取引条件の検証にあたっては、法令や諸規則に定める基準を遵守した上で、通常と同様の取引と比較して本投資法人に不利益となることのないよう、リスク・コンプライアンス委員会において十分な検証を行うこととします。

(イ) 運用資産の取得

- a. 資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者から不動産、不動産の賃借権、地上権及び不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託受益権を取得する場合は、利害関係者でない不動産鑑定士(法人を含みます。以下同じです。)から不動産鑑定評価書を取得することを要し、原則として当該不動産鑑定評価書に記載される鑑定評価額を超えて取得してはなりません。なお、鑑定評価額は、物件そのものの価格であり、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含まないものとします。
- b. 資産運用会社からスポンサー企業への依頼に基づくウェアハウジング機能の提供等により、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に特別目的会社等の組成を行うなどして負担した費用が存する場合、前項にかかわらず、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。
- c. 利害関係者からその他の運用資産を取得する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は前2項に準ずるものとします。

(ロ) 運用資産の譲渡

- a. 資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者に対し不動産、不動産の賃借権、地上権及び不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する不動産信託受益権を譲渡する場合は、利害関係者でない不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を取得することを要し、原則として当該不動産鑑定評価書に記載される鑑定評価額未滿で譲渡してはなりません。なお、鑑定評価額は、物件そのものの価格であり、税金、売却費用、信託設定に要した費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含まないものとします。
- b. 利害関係者へその他の運用資産を譲渡する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は前項に準ずるものとします。

(ハ) 運用資産の賃貸

資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者へ運用資産を賃貸する場合は、利害関係者でない第三者作成のマーケットデータ又は意見書等により市場水準を調査の上、当該マーケットデータ等の調査内容、個別特性等を勘案し、適正な条件で賃貸し

ます。

(二) 不動産管理業務等委託

- a. 資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者へ不動産管理業務等を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査の上、当該不動産の個別特性等を勘案の上妥当性を検証するものとし、委託料については、委託条件に係わる客観的な資料に基づき当該不動産の個別特性等を勘案の上、妥当性を比較検証し、適正な条件で委託します。
- b. 取得する物件について、利害関係者が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等は当該利害関係者に委託することとしますが、委託料の決定については前項に準じます。

(ホ) 運用資産の売買及び賃貸の媒介委託

- a. 資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者へ運用資産の売買の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。以下「宅建業法」といいます。）に規定する報酬の範囲内とし、売買価格の水準、提供業務の内容等を勘案して決定します。
- b. 利害関係者へ賃貸の媒介を委託する場合は、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、賃料水準、提供業務の内容等を勘案して決定します。

(ヘ) 工事等発注

資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者へ工事等を発注する場合は、原則として、利害関係者でない第三者より見積書又は意見書等の検証資料を取得の上、当該内容、個別特性等を勘案し、適正と判断される条件で工事の発注を行うものとします。

④ 利害関係者との取引に関する手続

本投資法人が利害関係者との間で、運用資産の取得、運用資産の譲渡、運用資産の賃貸又は運用資産に関する不動産管理業務等の委託に係る取引（以下「利害関係者との重要な取引」と総称します。）を行う場合は、下記の方法によるものとします。

(イ) 利害関係者との重要な取引を含む議案について、コンプライアンス室において法令、社団法人投資信託協会の定める規則、本投資法人規約及び社内規程等に照らして審査した上で問題ないと判断した場合、リスク・コンプライアンス委員会にて利害関係者との重要な取引について審議及び決議を行います。なお、当該取引の決議に際しては同委員会の出席委員全員の合意を必要とします。

(ロ) リスク・コンプライアンス委員会にて決議した後、投資運用委員会にて当該利害関係者との重要な取引について審議及び決議を行います。なお、リスク・コンプライアンス委員会で承認された条件より利害関係者に有利な条件で決議することはできません。

(ハ) 投資運用委員会にて決議した後、取締役会において当該利害関係者との重要な取引について審議の上決議します。ただし、当該利害関係者にて職務を有する取締役は決議に参加することはできません。

⑤ 本投資法人への報告

本投資法人が資産運用会社若しくはその取締役、資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人、資産運用会社が運用の指図を行う投資信託財産又は利害関係人等との間において特定資産の売買その他投信法施行令で定める取引を行ったときは、投信法及び投信法施行規則の定めに従い、当該取引に係る事項を記載した書面を、本投資法人、資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人、その他投信法施行令で定める者に対して交付するものとします。

(3) 利害関係人等及び主要株主との取引状況

① 取引状況

(単位：百万円、%)

区 分	売買金額等 (注2) (注3)	
	買付額等	売付額等
総額	113,286 (100.0)	— (—)
	うち利害関係人等からの買付額	うち利害関係人等への売付額
	80,286 (70.9)	— (—)
利害関係人等との取引状況の内訳		
アレス・インベストメント有限会社	41,950 (37.0)	— (—)
王子不動産株式会社	12,000 (10.6)	— (—)
有限会社青山通りプロパティ	9,660 (8.5)	— (—)
日鐵溶接工業株式会社	8,900 (7.9)	— (—)
エヌ・オー・エスキャピタル有限会社	5,156 (4.6)	— (—)
有限会社立川キャピタル	1,520 (1.3)	— (—)
株式会社新日鉄都市開発	1,100 (1.0)	— (—)
合計	80,286 (70.9)	— (—)

② 支払手数料等の金額

(単位：千円)

区分	支払手数料等総額 (A)	利害関係人等との取引内訳		総額に対する割合 B/A (%)
		支払先	支払金額 (B)	
管理業務費	367,714	株式会社新日鉄都市開発	40,228	10.9
		王子不動産株式会社	34,730	9.4
		株式会社日鉄コミュニティ	18,234	5.0
信託報酬	21,010	住友信託銀行株式会社	17,320	82.4
信託報酬 (取得時)	52,000	住友信託銀行株式会社	22,000	42.3
資産保管委託報酬	8,568	住友信託銀行株式会社	8,568	100.0
一般事務委託報酬	79,870	住友信託銀行株式会社	79,870	100.0
その他支払手数料	7,686	住友信託銀行株式会社	3,875	50.4
融資手数料	37,891	住友信託銀行株式会社	29,831	78.7
媒介手数料	2,185,560	住友信託銀行株式会社	1,918,560	87.8
		株式会社新日鉄都市開発	267,000	12.2

(注1) 利害関係人等及び主要株主とは、投信法施行令第20条に規定される本投資法人と資産運用委託契約を締結している投資信託委託業者の利害関係人等並びに投信法第9条第3項に定義される投資信託委託業者の主要株主を意味しますが、上表の「① 取引状況」には、これらに資産運用会社の社内規程で定めた利害関係者（利害関係人等が資産運用の委託を受けている特別目的会社等を含む。）との取引を加えて記載しております。なお、当期において取引実績及び支払実績のあった者は、アレス・インベストメント有限会社、有限会社青山通りプロパティ、エヌ・オー・エスキャピタル有限会社、王子不動産株式会社、株式会社新日鉄都市開発、住友信託銀行株式会社、有限会社立川キャピタル、株式会社日鉄コミュニティ及び日鐵溶接工業株式会社です。

(注2) 売買金額等は、当該不動産等の買付等に要した費用（売買媒介手数料、公租公課等）を含まない金額（信託受益権譲渡契約書等に記載された金額）を記載しています。

(注3) () 内の数値は、それぞれの総額に対する比率 (%) を小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注4) 上記記載の支払手数料等総額には特定資産の取得原価に算入されている支払手数料等も含めて記載しています。

(注5) 上記記載の支払手数料等以外に、当期に利害関係人等へ発注した修繕工事等の支払額は以下の通りです。なお当該支払額には、工事監理に係る報酬も含まれています。

王子不動産株式会社	7,345千円
株式会社日鉄コミュニティ	2,300千円
株式会社日鉄エレクト	1,870千円
株式会社新日鉄都市開発	692千円

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主総会における議決権

① 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。

(イ) 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）及び解任（投信法第96条、第104条、第106条）

(ロ) 投資信託委託業者との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意（投信法第198条第2項、第206条第1項、第34条の9第2項）

(ハ) 投資口の併合（投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項）

(ニ) 投資法人の解散（投信法第143条第3号）

(ホ) 規約の変更（投信法第140条）

(ヘ) その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項（投信法第89条）

② 投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。

(イ) 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行います（投信法第93条の2第1項、規約第11条）。

(ロ) 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます（規約第12条第1項）。ただし、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎に代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第12条第2項）。

(ハ) 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第14条第1項）。

(ニ) 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条第2項、規約第14条第2項）。

(ホ) 投資主総会に出席しない投資主は、本投資法人の承諾を得て電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2第1項）。

(ヘ) 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成したものとみなします（投信法第93条第1項、規約第15条第1項）。

(ト) 上記(ヘ)の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第3項、規約第15条第2項）。

(チ) 決算期から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含みます。以下同じです。）に記載された投資主又は登録投資口質権者をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とします（投信法第77条の3第2項、規約第16条第1項）。

(リ) 上記(チ)のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができます（規約第16条第2項）。

(2) その他の共益権

① 代表訴訟提起権（投信法第34条の8第3項、第116条、第119条、会社法第847条）

6 か月前から引続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために訴えを提起することができます。

② 投資主総会決議取消訴権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、投資主総会の招集の手續若しくは決議の方法が法令若しくは規約に違反している若しくは著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、又は決議について特別の利害関係を有している投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、決議の日から3か月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議が存在しないこと又は無効であることの確認を、訴えをもって請求することができます。

③ 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、6 か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

④ 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6か月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

⑤ 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6か月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

⑥ 設立無効訴権（投信法第75条第6項、会社法第828条第1項第1号）

投資主は、本投資法人の設立につき重大な瑕疵があった場合には、本投資法人に対して設立の日から2年以内に設立無効の訴えを提起することができます。

⑦ 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法303条第2項、第305条第1項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日から8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができ、また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主の提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

⑧ 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手續が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、招集の請求をした投資主は、内閣総理大臣の許可を得て、投資主総会を招集することができます。

⑨ 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分

の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うべき事由があるときに本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。

⑩ 執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議により解任することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

⑪ 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

(3) 分配金請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条）

投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。

(4) 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の所有する投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

(5) 払戻請求権（規約第8条）

投資主は、投資口の払戻請求権は有していません。

(6) 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第3項）

投資主は、投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。

(7) 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申出することもできます。

(8) 帳簿閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。ただし、この請求は、理由を明らかにしてしなければなりません。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

トップリート・アセットマネジメント株式会社

b. 資本金の額

本書の日付現在 300百万円

c. 事業の内容

- i 投資信託委託業
- ii 投資法人資産運用業
- iii i 及び ii に直接関連する宅地建物取引業
- iv 不動産の管理業務
- v 前各号に付帯関連する一切の業務

① 会社の沿革

年月日	事項
平成16年10月22日	トップリート・アセットマネジメント株式会社設立
平成16年12月10日	宅地建物取引業の免許取得 (免許証番号 東京都知事(1)第83904号)
平成17年5月10日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第35号)
平成17年6月28日	投信法上の投資信託委託業者の認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第47号)

② 株式の総数及び資本金の額の増減

(イ) 発行可能株式総数(本書の日付現在)

24,000株

(ロ) 発行済株式総数(本書の日付現在)

6,000株

(ハ) 最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

③ その他

(イ) 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠又は増員として就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とし、補欠として就任した監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とします。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、

監督官庁へ遅滞なく届け出ます（投信法第10条の3第2項第1号、第8条第1項第3号）。
また、資産運用会社の常務に従事する取締役が他の会社の常務に従事し又は事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認を必要とします（投信法第13条）。

(ロ) 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

④ 関係業務の概要

本投資法人が、資産運用会社に委託する業務の内容は次の通りです。

(イ) 本投資法人の資産の運用に係る業務

(ロ) 本投資法人が行う資金調達に係る業務

(ハ) 本投資法人への報告業務

(ニ) その他本投資法人が随時委託する上記に関連し又は付随する業務

(2) 【運用体制】

① 投資法人の運用体制

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況

1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	2,280	38
株式会社新日鉄都市開発	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,860	31
王子不動産株式会社	東京都中央区銀座五丁目12番8号	1,860	31

(注) 比率とは、発行済株式総数に対する所有株式数の比率をいいます。

(4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	土田 京一	前記「第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。	0
取締役 (非常勤)	向井田 努	昭和49年4月 王子不動産株式会社 入社 昭和63年7月 同 業務部管理課 課長 平成元年7月 同 業務部 副部長 平成10年6月 同 業務部 部長 平成13年1月 王子グループ不動産流動化プロジェクト 参画 平成15年6月 同 執行役員 業務部長 平成16年6月 同 執行役員 業務担当 平成16年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 平成17年6月 王子不動産株式会社 常務執行役員 平成18年6月 王子不動産株式会社 常務取締役 業務管掌、不動産管理事業担当、大阪営業所・福岡営業所担当管理部長、富士支店 業務部長兼務 (現任)	0
取締役 (非常勤)	北 俊夫	昭和49年4月 新日本製鐵株式会社 入社 平成6年6月 同 本社財務部財務総括室長 平成10年7月 同 都市開発事業部企画調整部長 平成14年6月 株式会社新日鉄都市開発 取締役 平成16年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 平成17年4月 株式会社新日鉄都市開発 常務取締役 (現任)	0
取締役 (非常勤)	太田 博之	昭和57年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社 新生銀行) 入社 平成12年10月 住友信託銀行株式会社 入社 平成14年4月 同 不動産投資顧問部次長 平成16年4月 同 不動産情報開発部次長 平成16年10月 同 不動産情報開発部副部長 平成17年6月 同 不動産業務部副部長 平成18年10月 同 不動産投資企画部長 (現任) 平成18年10月 住信不動産投資顧問株式会社 非常勤取締役就任 (現任) 平成18年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤) (現任)	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	小谷 和晴	昭和47年4月	王子製紙株式会社 入社	0
		平成2年7月	同 日南工場業務部人事課長兼総務課長	
		平成5年6月	同 副部長兼人事課長兼総務課長	
		平成6年4月	同 春日井工場人事部副部長	
		平成8年7月	同 本社人事部副部長	
		平成8年10月	同 本社人事本部人事部副部長	
		平成11年6月	同 人事本部長付主席調査役	
		平成12年6月	同 人事本部長付上席主幹	
		平成15年6月	王子不動産株式会社へ移籍 業務担当役員付上席主幹	
		平成16年6月	同 業務担当役員付上席主幹 株式会社本州リビングセンターへ出向 常任監査役	
		平成17年6月	王子不動産株式会社 常勤監査役 (現任) 株式会社本州リビングセンター 非常勤 監査役	
		平成18年9月	トップリート・アセットマネジメント株式 会社 監査役 (非常勤) 就任 (現任) 株式会社本州リビングセンター 非常勤 監査役退任	

(注1) 本書の日付現在、資産運用会社の従業員数は、14名 (すべて出向者) です。

(注2) 土田京一は、資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼務しており、投信法第13条に基づき、平成17年6月28日付で金融庁長官より兼職の承認を得ています。

なお、重要な使用人の略歴は、以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数 (株)
投資運用 部長	三谷 隆雄	昭和56年4月 平成7年6月 平成11年7月 平成14年4月 平成15年7月 平成16年4月 平成16年10月	新日本製鐵株式会社入社 株式会社日鉄ライフ 経理部資金室長 新日本製鐵株式会社 都市開発事業部企画調整部企画グループマネジャー 株式会社新日鉄都市開発 経営企画部不動産ファイナンス・証券化企画グループリーダー 同 財務部資金グループリーダー兼務 同 経営企画部担当部長 (兼) 財務部資金グループリーダー トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 投資運用部長 (現任)	0
財務部長	山中 祥吉	昭和47年4月 昭和61年3月 昭和63年9月 平成3年6月 平成7年2月 平成9年6月 平成11年6月 平成12年6月 平成12年11月 平成14年2月 平成16年11月	本州製紙株式会社入社 同 本社関連事業部調査役 同 大分工場 事務部経理課長 同 富士工場 事務部経理課長 同 岩淵工場 事務部部長代理 王子製紙株式会社 春日井工場 管理部副部長 (平成8年10月1日新王子製紙株式会社と合併) 同 本社特殊紙カンパニー 企画管理部長 同 本社関連事業本部 上席主幹 同 江戸川工場 事務部長 王子エンジニアリング株式会社 上席主幹 王子不動産株式会社に移籍 トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 財務部長 (現任)	0
企画・管理 部長	岩崎 洋充	昭和62年4月 平成10年4月 平成12年8月 平成13年4月 平成15年11月 平成16年10月	住友信託銀行株式会社入社 同 不動産営業部 調査役 同 不動産投資顧問部 調査役 同 不動産投資顧問部 投資顧問チームチームリーダー 同 不動産投資顧問部 投資顧問グループグループマネジャー トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 企画・管理部長 (現任)	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数 (株)
コンプライアンス室長	小島 徹	昭和47年4月 平成元年7月	日本パルプ工業株式会社入社 王子製紙株式会社 江別工場総務人事課長（昭和54年3月1日王子製紙株式会社と合併）	0
		平成3年6月 平成5年10月	同 本社総務部上級調査役 新王子製紙株式会社 不動産事業部上級調査役（平成5年10月1日神崎製紙株式会社と合併）	
		平成6年7月 平成8年10月	同 本社財務部副部長 王子製紙株式会社 総務部管財室長（平成8年10月1日日本州製紙株式会社と合併）	
		平成12年3月	王子不動産株式会社 不動産管理部グループマネジャー	
		平成16年10月	トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 コンプライアンス室長（現任）	

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

資産運用会社は、投信法上の投資信託委託業者として投資法人資産運用業を行っています。

② 営業の概況

本書の日付現在、資産運用会社が資産の運用を行う投資法人は、本投資法人のみです。

③ 関係業務の概況

(イ) 資産運用業務

資産運用会社は、投信法及び規約の規定に従い、本投資法人の資産の運用業務を行います。また、資産の運用業務に関し第三者より苦情を申し立てられた場合における当該苦情の処理その他必要な行為、及びその他本投資法人の資産の運用に関連し又は付随する業務を行います。

(ロ) 資金調達業務

資産運用会社は、本投資法人が行う、投資口の追加発行、投資法人債の発行、資金の借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為に関し、本投資法人に代わり業務を行います。

(ハ) 報告業務

資産運用会社は、投信法に従った報告書の作成及び交付、その他本投資法人の要求に基づき委託業務に関する報告を行います。

(ニ) その他上記に付随する業務を行います。

④ 資本関係

本書の日付現在、本投資法人と資産運用会社との間に資本関係はありません。

2【その他の関係法人の概況】

A 一般事務受託者、資産保管会社及び投資主名簿等管理人（投信法第117条第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号並びに第208条関係）

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

住友信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成18年9月30日現在 287,457百万円

c. 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）（以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)【関係業務の概要】

a. 一般事務受託者としての業務

i 本投資法人の計算に関する事務

ii 本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務

iii 本投資法人の納税に関する事務

iv 本投資法人の役員会、投資主総会の運営に関する事務（投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務を除く。）

v 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務（前各号の業務に関連するものに限る。）

b. 資産保管会社としての業務

i 資産保管に係る業務

ii 金銭出納管理業務

c. 投資主名簿等管理人としての業務

i 投資口の名義書換、実質投資主通知の受理、実質投資主間及び一般投資主と実質投資主間の名寄せ、質権の登録又はその抹消及び信託財産の表示又はその抹消に関する事務

ii 一般投資主、実質投資主及び登録投資口質権者又はこれらの法定代理人若しくは以上の者の常任代理人の住所、氏名及び印鑑の登録又はその変更登録に関する事務

iii 投資口に関する諸届出の受理に関する事務

iv 投資主名簿、実質投資主名簿及びこれらに付属する書類の作成、管理並びに投資主名簿及び実質投資主名簿の閲覧又は謄写本若しくは証明書の交付に関する事務

v 投資証券不所持に関する事務

vi 投資証券の交付に関する事務

vii 投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務

viii 分配金の計算及び支払に関する事務

ix 投資口に関する照会に対する応答及び事故届出の受理に関する事務

x 投資口に関する諸統計及び官庁、証券取引所等への届出若しくは報告に関する資料の作成事務

xi 投資口の追加発行、最低純資産額の減少、投資口の分割併合、投資法人の合併等の臨時事務

xii 一般投資主、実質投資主に対する通知、催告、報告等の発送に関する事務

- xiii 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務（前各号の業務に関連するものに限る。）
- xiv 前各号に掲げる事項に付随する事務

(3) 【資本関係】

平成18年10月31日現在、住友信託銀行株式会社は、本投資法人の投資口のうち3,176口（発行済投資口総数の2.05%）を所有しています。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）（以下「財務諸表等規則」といいます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

本投資法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成17年11月2日（本投資法人成立日）から平成18年10月31日まで）の財務諸表について、みずほ監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第 1 期 (平成18年10月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金			2,453,714
信託現金及び信託預金			7,622,123
営業未収入金			29,382
前払費用			26,287
繰延税金資産			38
未収入金			250
未収消費税等			1,846,974
その他流動資産			334
流動資産合計			11,979,106
			9.4
II 固定資産			
1. 有形固定資産			
信託建物 (その附属設備を含む)	※ 1	38,635,198	
減価償却累計額		955,602	37,679,595
信託構築物	※ 1	413,801	
減価償却累計額		20,146	393,654
信託機械及び装置		25,294	
減価償却累計額		3,158	22,135
信託工具器具及び備品		8,408	
減価償却累計額		1,195	7,213
信託土地	※ 1		78,084,418
有形固定資産合計			116,187,018
			90.5
2. 無形固定資産			
その他無形固定資産			382
無形固定資産合計			382
			0.0

区 分	注記 番号	第 1 期 (平成18年10月31日現在)		
		金額 (千円)		構成比 (%)
3. 投資その他の資産				
差入敷金保証金			10,000	
長期前払費用			41,549	
繰延税金資産			55,969	
その他投資等			20,792	
投資その他の資産合計			128,311	0.1
固定資産合計			116,315,712	90.6
Ⅲ 繰延資産				
創業費			45,360	
繰延資産合計			45,360	0.0
資産合計			128,340,179	100.0

区 分	注記 番号	第 1 期 (平成18年10月31日現在)		
		金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
営業未払金			43,328	
短期借入金			2,500,000	
未払金			819,513	
未払費用			49,979	
未払法人税等			1,637	
前受金			670,596	
その他流動負債			3,769	
流動負債合計			4,088,825	3.1
II 固定負債				
長期借入金			33,400,000	
信託預り敷金保証金	※1		5,774,666	
デリバティブ負債			173,281	
固定負債合計			39,347,948	30.7
負債合計			43,436,773	33.8
(純資産の部)	※2			
I 投資主資本				
1. 出資総額			82,260,100	64.1
2. 剰余金				
当期未処分利益			2,729,426	
剰余金合計			2,729,426	2.1
投資主資本合計			84,989,526	66.2
II 評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益			△86,121	
評価・換算差額等合計			△86,121	△0.0
純資産合計			84,903,405	66.2
負債・純資産合計			128,340,179	100.0

(2) 【損益計算書】

区 分	注記 番号	第 1 期 自 平成17年11月 2 日 至 平成18年10月31日		
		金額 (千円)		構成比 (%)
1. 営業収益				
貸貸事業収入	※ 1	5,420,247	5,420,247	100.0
2. 営業費用				
貸貸事業費用	※ 1	1,632,223	2,161,508	39.9
資産運用報酬		414,518		
資産保管委託報酬		8,568		
一般事務委託報酬		79,870		
役員報酬		7,200		
その他営業費用		19,127		
営業利益金額				
3. 営業外収益				
受取利息		2,041	4,688	0.1
その他営業外収益		2,646		
4. 営業外費用				
支払利息		273,134	532,148	9.8
創業費償却		11,340		
投資口交付費		190,363		
その他営業外費用		57,310		
経常利益金額			2,731,279	50.4
税引前当期純利益金額			2,731,279	50.4
法人税、住民税及び事業税		1,891	1,852	0.0
法人税等調整額		△38		
当期純利益金額			2,729,426	50.4
当期未処分利益			2,729,426	

(3) 【投資主資本等変動計算書】

第1期（自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日）

（単位：千円）

	投資主資本			投資主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	出資総額	剰余金			繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		当期末処分 利益	剰余金合計				
前期末残高	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額							
新投資口の発行	82,260,100	—	—	82,260,100	—	—	82,260,100
剰余金の分配	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益金額	—	2,729,426	2,729,426	2,729,426	—	—	2,729,426
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—	△86,121	△86,121	△86,121
当期変動額合計	82,260,100	2,729,426	2,729,426	84,989,526	△86,121	△86,121	84,903,405
当期末残高	82,260,100	2,729,426	2,729,426	84,989,526	△86,121	△86,121	84,903,405

(4) 【注記表】

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

項 目	第 1 期 自 平成17年11月 2 日 至 平成18年10月31日								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>信託建物</td> <td>2～59年</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td>2～39年</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td>3～5年</td> </tr> <tr> <td>信託工具器具備品</td> <td>2～6年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	信託建物	2～59年	信託構築物	2～39年	信託機械及び装置	3～5年	信託工具器具備品	2～6年
信託建物	2～59年								
信託構築物	2～39年								
信託機械及び装置	3～5年								
信託工具器具備品	2～6年								
2. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 創業費 5年間の均等償却をしております。</p> <p>(2) 投資口交付費 支出時に全額費用として処理しております。 なお、平成18年2月28日付一般募集による新投資口の発行は、引受証券会社が発行価額で引受を行い、これを発行価額と異なる募集価額で一般投資家に販売する買取引受契約（「スプレッド方式」という。）によっております。 「スプレッド方式」では、募集価額と発行価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、本投資法人から引受証券会社への引受手数料の支払はありません。 平成18年2月28日付一般募集による新投資口の発行に際し、募集価額と発行価額との差額の総額は、2,797,025千円であり、引受証券会社が発行価額で引受を行い、同一の募集価額で一般投資家に販売する買取引受契約（「従来方式」という。）による新投資口の発行であれば、投資口交付費として処理されていたものです。 このため、「スプレッド方式」では、「従来方式」に比べ、投資口交付費は、2,797,025千円少なく計上され、また経常利益金額及び税引前当期純利益金額は同額多く計上されています。</p>								
3. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する信託不動産に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に納付した額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、744,581千円です。</p>								
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>								

項 目	第 1 期 自 平成17年11月 2 日 至 平成18年10月31日
5. ヘッジ会計の方法	<p>(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 本投資法人は、財務方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。</p>
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な項目	<p>(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の項目については、貸借対照表において区分掲記しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 信託現金及び信託預金 ② 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具器具備品、信託その他有形固定資産、信託土地 ③ 信託借地権 ④ 信託差入敷金保証金 ⑤ 信託預り敷金保証金 <p>(2) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

〔貸借対照表に関する注記〕

第 1 期 (平成18年10月31日現在)	
※ 1. 担保に供している資産及び担保を付している債務	
担保に供している資産は次のとおりです。	
	(単位：千円)
信託建物（その附属設備を含む）	3,084,810
信託構築物	104,319
信託土地	8,892,092
合計	12,081,221
担保を付している債務は次のとおりです。	
信託預り敷金保証金	719,800
合計	719,800
※ 2. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第 4 項に規定する最低純資産額	
	50,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

第 1 期 自 平成17年11月 2 日 至 平成18年10月31日	
※ 1. 不動産賃貸事業損益の内訳	
	(単位：千円)
A. 不動産賃貸事業収益	
賃貸事業収入	
賃料及び駐車場使用料収入	4,979,720
その他賃貸収入	440,527
不動産賃貸事業収益合計	5,420,247
B. 不動産賃貸事業費用	
賃貸事業費用	
管理業務費	367,714
水道光熱費	184,191
公租公課	97
損害保険料	11,803
修繕費	66,451
減価償却費	980,103
その他の諸経費	21,862
不動産賃貸事業費用合計	1,632,223
C. 不動産賃貸事業損益 (A - B)	3,788,024

[投資主資本等変動計算書に関する注記]

第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日	
1. 発行可能投資口総口数及び発行済投資口数	
発行可能投資口総口数	2,000,000口
発行済投資口数	155,000口

[キャッシュ・フロー計算書に関する注記]

第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日	
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成18年10月31日現在)
	(単位：千円)
現金及び預金	2,453,714
信託現金及び信託預金	7,622,123
現金及び現金同等物	10,075,838

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	(単位：千円)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	4,950	766	4,183
合計	4,950	766	4,183
(注) 本投資法人の持分にて記載しております。千円未満の端数は、切り捨てて記載しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額			
	(単位：千円)		
1年内	663		
1年超	3,591		
合計	4,254		
(注) 本投資法人の持分にて記載しております。千円未満の端数は、切り捨てて記載しております。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
	(単位：千円)		
支払リース料	527		
減価償却費相当額	471		
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ リース料総額とリース資産計上額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 			

[有価証券に関する注記]

第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日
該当事項はありません。

[デリバティブ取引に関する注記]

第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日
1. 取引の状況に関する事項 (1) 取引の内容本 投資法人の利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引です。 (2) 取引に関する取組方針 本投資法人のデリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。 (3) 取引の利用目的 本投資法人のデリバティブ取引は、金利関連では借入金利等の将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避する目的で利用しています。 なお、デリバティブ取引を利用しているヘッジ会計を行っています。 ① 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金 ③ ヘッジ方針 本投資法人は、財務方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。 (4) 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しています。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しています。 (5) 取引に係るリスク管理体制 資産運用会社の運用管理手続きに基づき、リスク管理を行っています。 2. 取引の時価等に関する事項 全てヘッジ会計が適用されているため、注記を省略しています。

[退職給付に関する注記]

第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日
該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

第 1 期 自 平成17年11月 2 日 至 平成18年10月31日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)	
	(単位：千円)
未払事業税損金不算入額	38
繰延ヘッジ損益	55,969
繰延税金資産計	56,008
(繰延税金資産の純額)	56,008
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった 主要な項目別の内訳	
	(単位：%)
法定実効税率	39.39
(調整)	
支払分配金の損金算入額	△39.36
その他	0.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.07

[持分法損益等に関する注記]

第 1 期 自 平成17年11月 2 日 至 平成18年10月31日	
該当事項はありません。	

〔関連当事者との取引に関する注記〕

第1期
自 平成17年11月2日
至 平成18年10月31日

1. 支配投資主及び法人主要投資主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	土田 京一	本投資法人執行役員兼トップリート・アセットマネジメント株式会社代表取締役	—	トップリート・アセットマネジメント株式会社への資産運用報酬の支払（注1）	980,948 （注2） （注3）	未払金	435,243 （注4）
				トップリート・アセットマネジメント株式会社への設立企画人報酬の支払（注1）	50,000 （注3）	創業費	40,000 （注3）

（注1）土田京一が第三者（トップリート・アセットマネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっております。

（注2）資産運用報酬額には、個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬566,430千円が含まれております。

（注3）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

（注4）上記金額には、消費税等が含まれております。

3. 子法人等

該当事項はありません。

4. 兄弟法人等

該当事項はありません。

〔1口当たり情報に関する注記〕

第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日	
1口当たり純資産額	547,764円
1口当たり当期純利益金額	26,190 (17,707円)
<p>なお、1口当たり当期純利益金額は、当期純利益金額を日数加重平均投資口数で除することにより算定しておりますが、関東財務局登録完了後実際に運用を開始した日である平成18年3月1日を期首とみなして日数加重平均投資口数により算定した1口当たり当期純利益金額を括弧内に併記しております。</p> <p>また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。</p>	

(注) 1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日
当期純利益金額 (千円)	2,729,426
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	-
普通投資口に係る当期純利益金額 (千円)	2,729,426
期中平均投資口数 (口)	104,217 (154,146)

〔重要な後発事象に関する注記〕

第 1 期
自 平成17年11月 2 日
至 平成18年10月31日

1. 資産の取得について

本投資法人は、第 1 期末（平成18年10月31日）後、平成18年12月 8 日付で以下の資産を取得しました。当該資産の取得日現在の概要は以下のとおりです。

名称	深沢ハウスH I 棟
所在地	東京都世田谷区深沢二丁目
用途	共同住宅
取得価額	10,635百万円
資産の種類	不動産信託受益権
不動産信託受託者	住友信託銀行株式会社
信託契約期間	平成17年 3 月10日から平成28年11月30日まで

2. 資金の借入れについて

本投資法人は、平成18年12月 8 日付で不動産信託受益権（上記 1. 深沢ハウスH I 棟）の購入及びその付随費用に充てるため、平成18年 3 月 1 日付「極度ローン基本契約」に基づき以下のとおり借入れを行いました。

借入金額	11,200百万円
借入先	住友信託銀行株式会社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UF J 銀行、中央三井信託銀行株式会社、三菱UF J 信託銀行株式会社
借入日	平成18年12月 8 日
元本返済日	平成19年11月30日
元本返済方法	期限一括返済
金利	0.79104%（変動金利）
利払期日	初回を平成19年 2 月28日（以降、平成19年 5 月31日、平成19年 8 月31日、平成19年11月30日を利払期日とする。）
担保等	無担保、無保証

(5) 【金銭の分配に係る計算書】

区 分	第 1 期 自 平成17年11月 2 日 至 平成18年10月31日
	金額 (円)
I 当期末処分利益	2,729,426,805
II 分配金の額 (投資口1口当たりの分配金の額)	2,729,395,000
III 次期繰越利益	<u>(17,609)</u>
	<u>31,805</u>
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人規約第34条の(1)に定める「金銭の分配の方針」に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、「租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて分配する」旨の方針に従い、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数155,000口の整数倍の最大値となる2,729,395,000円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人規約第34条の(2)に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>

(6) 【キャッシュ・フロー計算書】

区 分	第 1 期
	自 平成17年11月 2 日 至 平成18年10月31日
	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益金額	2,731,279
減価償却費	980,103
創業費償却	11,340
商標権償却	42
投資口交付費	190,363
受取利息及び有価証券利息	△4,382
支払利息	273,134
営業未収入金の増加・減少額	△29,382
未収消費税の増加・減少額	△1,846,974
未収入金の増加・減少額	△250
前払費用の増加・減少額	△26,287
営業未払金の増加・減少額	43,328
未払金の増加・減少額	508,849
前受金の増加・減少額	670,596
長期前払費用の増加・減少額	△41,549
その他	△17,349
小計	3,442,861
利息の受取額	4,375
利息の支払額	△191,964
法人税等の支払額	△253
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,255,017
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
信託有形固定資産の取得による支出	△116,856,457
無形固定資産の取得による支出	△425
営業保証金の支出	△10,000
信託預り敷金保証金の収入	5,835,821
信託預り敷金保証金の支出	△61,154
投資活動によるキャッシュ・フロー	△111,092,215
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の借入による収入	4,000,000
短期借入金の返済による支出	△1,500,000
長期借入金の借入による収入	33,400,000
投資口の発行による収入	82,260,100
創業費の支出	△56,700
投資口交付費	△190,363
財務活動によるキャッシュ・フロー	117,913,036
IV 現金及び現金同等物の増加・減少額	10,075,838
V 現金及び現金同等物の期首残高	—
VI 現金及び現金同等物の期末残高 ※	10,075,838

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

平成18年10月31日現在、本投資法人における有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況は以下の通りです。

区分	種類	契約額等（百万円）（注1）（注2）		時価（百万円） （注1）（注3）
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	23,000	23,000	△173
	合計	23,000	23,000	△173

（注1）百万円未満の金額は切り捨てて記載しています。

（注2）スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて記載しています。

（注3）当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価格で評価しています。

③ 不動産等明細表のうち総括表

（単位：千円）

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額		差引当期末 残高	摘要	
					又は償却累 計額	当期償却額			
有形 固定 資産	信託建物（その附属設備を含む）	—	38,635,198	—	38,635,198	955,602	955,602	37,679,595	（注）
	信託構築物	—	413,801	—	413,801	20,146	20,146	393,654	（注）
	信託機械及び装置	—	25,294	—	25,294	3,158	3,158	22,135	（注）
	信託工具器具及び備品	—	8,408	—	8,408	1,195	1,195	7,213	（注）
	信託土地	—	78,084,418	—	78,084,418	—	—	78,084,418	（注）
	小計	—	117,167,122	—	117,167,122	980,103	980,103	116,187,018	—
無形 固定 資産	商標権	—	425	—	425	42	42	382	—
	小計	—	425	—	425	42	42	382	—
	総計	—	117,167,547	—	117,167,547	980,146	980,146	116,187,401	—

（注）信託建物（その附属設備を含む）、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具器具及び備品、信託土地の増加は物件を取得したことによるものです。

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

該当事項はありません。

⑥ 借入金等明細表

区分	借入先	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (%) (注1)	返済期限	使途	摘要
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)				
短期	住友信託銀行株式会社 株式会社みずほコーポレート銀行	—	4,000,000	1,500,000	2,500,000	0.63	平成19年 6月29日	(注2)	無担保 無保証
	短期借入金合計	—	4,000,000	1,500,000	2,500,000				
長期	住友信託銀行株式会社 株式会社みずほコーポレート銀行	—	5,200,000	—	5,200,000	0.60	平成21年 3月3日	(注2)	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行	—	5,500,000	—	5,500,000	1.17			
	中央三井信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社	—	6,000,000	—	6,000,000				
	住友信託銀行株式会社 株式会社みずほコーポレート銀行	—	5,200,000	—	5,200,000	0.70	平成23年 3月3日	(注2)	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行	—	5,500,000	—	5,500,000	1.60			
	中央三井信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社	—	6,000,000	—	6,000,000				
長期借入金合計(注3)	—	33,400,000	—	33,400,000					

(注1) 平均利率は、ローン契約毎の借入利率(期中残高の加重平均)を小数第3位で四捨五入して表示しています。

また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップの効果を勘案した加重平均利率を記載しています。

(注2) 資金使途は、不動産信託受益権の購入資金等です。

(注3) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日以後5年以内における1年ごとの返済予定額は次の通りです。

(単位：千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	—	16,700,000	—	16,700,000

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成18年10月31日現在)

I 資産総額	128,340,179千円
II 負債総額	43,436,773千円
III 純資産総額 (I - II)	84,903,405千円
IV 発行済数量	155,000口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	547,764円

(注) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数 (口)	発行済口数 (口)
第1期 自 平成17年11月2日 至 平成18年10月31日	平成17年11月2日	200	200
	平成18年2月28日	145,300	145,500
	平成17年3月23日	9,500	155,000

(注1) 本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。

(注2) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

第7【参考情報】

第1期計算期間の開始日から、本有価証券報告書の提出日までの間に以下の書類を提出しました。

平成18年1月27日	有価証券届出書
平成18年2月9日	有価証券届出書の訂正届出書
平成18年2月20日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成19年 1月29日

トップリート投資法人

役員会 御中

みすず監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 俊之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているトップリート投資法人の平成17年11月2日から平成18年10月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トップリート投資法人の平成18年10月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

資産の取得及び資金の借入れに関する後発事象が財務諸表の注記事項の「重要な後発事象」に記載されている。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当投資法人（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。